

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
---	------	----	------	------	----	-------------

1. 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成

(一) 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成

① 地方公共団体と観光事業者その他の関係者との連携による観光地の特性を生かした良質なサービスの提供の確保

10	1	国際競争力の高い魅力ある観光地の創出	<p>自然や景観、歴史、伝統、文化、産業等の地域資源といった新たな観光魅力の発掘や、これらを生かした観光体験プログラム等のコンテンツの充実、地域ブランドの振興、観光振興を担う人材の育成や域内外とのネットワーク強化のための交通アクセスの改善等の受入環境整備等、地域の民間組織や地方公共団体、観光関係者をはじめ、農林水産業関係者や地域住民等の関係者と幅広く連携して行う知恵と工夫に富んだ観光まちづくりの取組を強力に支援する。</p> <p>また、以上のような観光まちづくりを持続可能なものとするため、観光案内や観光情報の発信に加え、その地ならではの土産品や旅行業の規制緩和等を生かした着地型旅行商品等の開発・販売等を行うなどの収益事業との一体的展開により、観光まちづくり推進主体の立ち上げを積極的に支援する。</p> <p>こうした取組を奨励するとともに、これまで必ずしも観光に熱心でなかった地域も含め他の参考事例となるよう、一年に一度、優れた事例を選定し、内外に発信する。</p>	<p>地域の関係者と幅広く連携して行う観光まちづくりの取組の支援については、平成20年5月に成立した「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」に基づき、45地域の観光圏整備実施計画の認定を行い、2泊3日以上滞り型観光ができるような観光エリア（観光圏）の整備に向け、新たな魅力の発掘、観光コンテンツの充実、地域ブランドの振興、人材育成や交通アクセス改善等の受入環境整備等の取組を支援してきた。</p> <p>また、観光まちづくり推進主体の立ち上げの支援については、地域と市場の窓口として着地型旅行商品の開発・販売等を行う事業体「観光地域づくりプラットフォーム」について、外部有識者による研究会を設置し、稼働実態や関係者のニーズを把握し、新たな支援制度のあり方について検討を行い、平成23年度予算において、「観光地域づくりプラットフォーム」の形成支援に係る補助制度の要求を行った。</p> <p>優れた事例の選定・発信については、観光まちづくりの取組を奨励し、国際競争力の高い魅力ある観光地の創出のための参考となるよう、事例の選定を行い、事例集としてとりまとめ、自治体、観光事業者等の関係者に配布している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域いきいき観光まちづくり100-</li> <li>・地域いきいき観光まちづくり2008</li> <li>・地域いきいき観光まちづくり2009</li> </ul>	<p>地域の関係者と幅広く連携して行う観光まちづくりの取組の支援により、各観光圏で定めている数値目標に関し、一部の地域では、宿泊者数の増加が見られる等、効果が出てきているところである。</p> <p>このような取組をより持続的・自立的なものへと進めていくためには、地域と市場の窓口として着地型旅行商品の開発・販売等を行う事業体「観光地域づくりプラットフォーム」の形成を進めていく必要がある。</p> <p>優れた事例の選定・発信については、これまでに「地域いきいき観光まちづくり」事例集を3回作成し、自治体、観光事業者等の関係者に広く配布してきたものであり、観光まちづくりの参考となっている。</p>	<p>「観光地域づくりプラットフォーム支援事業」により、「観光地域づくりプラットフォーム」の設立準備段階においては、事業計画の策定に対する補助を行い、運営初期段階においては、地域の資源を活かした商品の企画開発・販売促進等の事業に対する補助を行うことにより、「観光地域づくりプラットフォーム」の形成を促進していく。</p> <p>また、あわせて「観光地域づくりプラットフォーム」を担う中核的な人材の育成を行う。</p> <p>優れた事例の選定・発信については、「観光地域づくりプラットフォーム」を形成していく関係者の参考となるよう、先進的な取組等を事例集としてとりまとめ、「観光地域づくりプラットフォーム」の形成支援を行う。</p>
10	2	広域連携による観光振興の促進	<p>海外の観光地との競争に勝ち抜けるような観光魅力を創出するとともに、地域における集客力を相乗的に高めるためには、地域の魅力ある観光資源を広域的にネットワーク化することが重要である。現在、東北観光推進機構、中部広域観光推進協議会、九州観光推進機構等広域で観光を推進する体制が整備されており、これ以外の地域でもこうした体制整備に向けた動きが見られることから、テーマ型広域観光モデルルートの開発や広域連携による広報活動等、市町村や都道府県域を越えて地域が連携して行う観光振興の取組を促進する。</p>	<p>市町村や都道府県域を越えて地域が連携して行う観光振興の取組の促進については、平成20年5月に成立した「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」に基づき、45地域の観光圏整備実施計画の認定を行い、2泊3日以上滞り型観光ができるような観光エリア（観光圏）を整備する取組の支援を行っている。</p>	<p>市町村や都道府県域を越えて地域が連携して行う観光振興の取組の支援により、各観光圏で定めている数値目標に関し、一部の地域では、宿泊者数の増加が見られる等、効果が出てきているところである。</p> <p>このような取組をより持続的・自立的なものへと進めていくためには、地域と市場の窓口として着地型旅行商品の開発・販売等を行う事業体「観光地域づくりプラットフォーム」の形成を進めていく必要がある。</p>	<p>「観光地域づくりプラットフォーム支援事業」により、「観光地域づくりプラットフォーム」の設立準備段階においては、事業計画の策定に対する補助を行い、運営初期段階においては、地域の資源を活かした商品の企画開発・販売促進等の事業に対する補助を行うことにより、「観光地域づくりプラットフォーム」の形成を促進していく。</p> <p>また、あわせて「観光地域づくりプラットフォーム」を担う中核的な人材の育成を行う。</p>
11	3	観光地域づくり人材の発掘と活用	<p>地域の取組を企画・演出し、必要な調整・合意形成を図る観光地域づくりの人材発掘とその活用を図るため、平成19年度から「観光地域プロデューサー」モデル事業を実施するなどの取組を促進する。</p>	<p>「観光地域プロデューサー」モデル事業については、地域の観光振興の牽引役となる人材（観光地域プロデューサー）を欲している地域と、観光地域プロデューサー希望者とのマッチングの促進を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19～20年度モデル地域 千葉県富津市等5地域</li> <li>・平成20～21年度モデル地域 新潟県佐渡市等3地域</li> </ul> <p>また、観光地域づくりの人材発掘とその活用を図るため、観光地域づくりに必要とされる人材像や習得すべき知識・スキルを明確化した「観光地域づくり人材育成ガイドライン」の案を策定し、モデル地域6地域において、ガイドラインに基づいた研修等を実施した。</p>	<p>「観光地域プロデューサー」モデル事業については、プロデューサーの知見が大いに活かされたとの報告が寄せられるなど、観光地域づくりに関して、中核的な人材の活用の重要性が確認された。また、観光地域づくりに関しては、個人の努力や偶然性に頼るのではなく、体系的に中核的な人材の育成を進めていくことが必要となっている。</p> <p>また、「観光地域づくり人材育成ガイドライン」については、観光地域づくりに必要とされる人材像や習得すべき知識・スキルを整理し、案が策定されたところであり、その実効性についての検証を行い、さらなる検討・具体化を進めることが必要である。</p>	<p>個人の努力や偶然性に立脚するのではなく、全国各地において、体系的に観光地域づくりを担う中核的な人材の育成を行うため、観光地域づくりに必要とされる人材像や習得すべき知識・スキルを明確化した「観光地域づくり人材育成ガイドライン」の検討・具体化を行い、活用を図っていく。</p> <p>また、観光地域づくりを担う人材を育成するため、国内外からの観光に関する専門家の招請による研修の実施や、国内外の先進的な観光地等への派遣による実地研修等を行う。</p>
11	4	地域独自の魅力を生かした旅行商品の創出	<p>国内旅行市場の活性化とこれによる地域の活性化を図るためには、地元観光関係者と旅行会社の連携・協働による地域独自の魅力を生かした旅行商品の創出を促進することが重要である。そのため、平成18年度に全国10ブロックに設置した観光まちづくりアドバイザー会議による地域に対するコンサルティング（平成18年度は17地域を対象に実施し、平成19年度は20地域での実施を目指す）や地域と旅行会社との商談会（平成18年度は1回、平成19年度は2回開催予定）等、観光振興に取り組む地域と旅行会社のマッチングのための施策を推進する。</p>	<p>旅行者ニーズの多様化を踏まえ、地域固有の資源を活用した魅力ある旅行商品の創出・流通により、新たな旅行需要の創出と地域の活性化を図る観点から、地域の観光魅力を熟知した地元の関係者と旅行会社の連携・協働を促進するため、「観光まちづくりコンサルティング事業」を実施した。また、「地域が提案する魅力ある商品説明会」を開催し、地域と旅行会社のマッチングの場を提供することで、地域固有の資源を活用した魅力ある旅行商品の更なる流通促進を図った。</p>	<p>「観光まちづくりコンサルティング事業」については、平成19年度以降でも全国61地域のコンサルティングを実施してきたところであり、商品説明会と相まって、地域独自の魅力を生かした旅行商品の創出と流通の促進に一定程度寄与したものと考えている。</p>	<p>—</p>

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
11	5	宿泊産業における新たなサービスの提供	国際競争力の高い魅力ある観光地の形成のためには、地域における観光客受入の中核をなす宿泊産業が、個人・小グループ旅行の増大や旅行者ニーズの多様化等の環境変化や外国人旅行者のニーズに対応した新たなサービスの提供を促進する必要がある。そのため、実証実験の実施などにより地域との連携による「泊食分離」等の新たなサービス提供のためのビジネスモデルの構築を図る(平成18年度は「泊食分離」に係る実証実験を全国8地域で実施)とともに、その全国的な普及に取り組み、宿泊産業における新たなサービスの提供を推進する。	平成19年度においては、地域ぐるみ(飲食店、観光施設、土産物店、交通機関等の連携)での受入体制の整備による泊食分離の実施や長期滞在プランの提供を通じた平日連泊による需要の平準化に係る実証実験を実施した。さらに、平成20年度から平成22年度までの3か年にわたり、「観光産業のイノベーション促進事業」を実施し、観光産業における新たなビジネスモデルの構築とその普及・啓発を図った。	「観光産業のイノベーション促進事業」においては、平成20年度と22年度の2か年で実証事業として20件を採択し、その取組みを支援する等、宿泊産業における新たなサービスの提供の促進に一定程度寄与したものと考えている。	「観光産業のイノベーション促進事業」の成果等を基に、引き続き、宿泊産業における新たなサービスの提供について関係者への啓発を図るとともに、新たな取組みを促す環境の整備を図る。
11	6	観光・集客サービス、地域資源の活用の支援	地域の観光・集客サービス産業において、観光旅行者のニーズや地域の観光資源の特性を踏まえて新サービスを提供する先導的な取組を支援する。 また、観光・集客サービス産業の競争力向上に向けて、広域的に幅広い関係者の参画を得て、差別化を可能とする独自の戦略を構築し、地域・業種横断的な総合的取組を推進する。このことにより、同時に、中小企業の観光・集客サービス化による高付加価値化を達成するとともに、地域経済の活性化に貢献する。具体的には、特色ある地域の産業や工場、商店街、異業種等の幅広い事業者の連携など、観光・集客サービス分野において個別の事業者では対応が困難な立ち上がり期における共通基盤づくりを支援する。 あわせて、地域の成功・失敗要因分析に基づく事業運営手引書の策定を実施する。 観光資源等の地域の特微ある産業資源(地域資源)は、商品・サービスの差別化・高付加価値化の有効な要素となり得るものであり、こうした地域の「強み」を生かした産業を形成・発展させていくため、地域資源を活用して、新たな商品・サービスを開発しその市場化に取り組む中小企業を総合的に支援する。	平成19～22年度において、特色ある地域の産業やものづくり、中心市街地等の幅広い事業者の連携など、観光・集客サービス分野において、個別の中小事業者では対応が困難な立ち上がり期における共通基盤づくりを支援する「広域・総合観光集客サービス支援事業」(22年度より「地域集客・交流産業活性化支援事業」)を行った。19年度は13件、20年度は5件、21年度は5件、22年度は5件の事業を採択した。さらに平成19年度には「観光・集客向上への手引き」を策定した。 地域資源活用促進法に基づく事業計画認定件数は、平成22年12月時点で864件を認定。当初より5年間で1000件の認定事業創出を目指しているが、23年度において目標の達成が見込まれるところ。	地域の特色ある産業、中心市街地等が業種横断的に連携し、集客・交流を推進するために必要なプログラムの整備、実施のための基盤整備・人材育成、情報発信、地域の集客力向上、生産性向上に資する運営改善の取組、海外需要獲得に向けた取組等、地域の新たな集客・交流産業の創出、高付加価値化、国際化等の取組を支援した。 平成19年度に策定した「観光・集客向上への手引き」では、「経談と勘」により語られることの多かった「成功の秘訣」について、データと事実に基づき、先進地域の「成功の共通項」を提示した。 認定件数以外にも事業化という点を重視し、市場取引達成率80%という目標を設定し、本事業を実施しているところ。現在計画を遂行途中のものが多数あるため、現時点では59.1%に留まっているが、事業終了時点では目標の達成が見込まれる。	今後も継続して地域の特色ある産業やものづくり、中心市街地等の幅広い関係者の参画を得て、独自の差別化戦略を構築し、広域的かつ総合的に行われる取組を支援する。また、本支援事業で実施された取組の先進事例を分析し、観光・集客向上方針を取りまとめる。 認定事業のフォローアップを重点的に実施していくこととし、モデル性の高い事業計画を積極的に認定・支援していくことで、23年度には200件以上の成功事例の創出を目指す。
12	7	構造改革特区、地域再生の活用	構造改革特区や地域再生の制度を活用して、地域の創意工夫を生かした魅力ある観光地づくりや、観光資源の活用に資する取組を支援する。	民間企業や地方公共団体等からの提案によって実現した規制の特例措置及び支援措置に基づき、地域の創意工夫を生かした魅力ある観光地づくりや、観光資源の活用に資する構造改革特区計画及び地域再生計画を認定することで、地域の特性に応じた地域活性化を推進している。	規制の特例措置を活用した構造改革特区計画及び支援措置を活用した地域再生計画を種々の分野全体でこれまでに、それぞれ1,132件、1,399件認定している。	今後も引き続き、民間企業や地方公共団体等からの提案、地方公共団体からの構造改革特区計画及び地域再生計画の認定申請を受け付けることにより、地域の特性に応じた、地域の活性化を図る。

② 宿泊施設、食事施設、案内施設その他の旅行に関連する施設及び公共施設の整備

12	8	ホテル・旅館の整備	地域における観光客受入の中核をなす宿泊産業の国際競争力の強化のためには、海外からの旅行者にとって諸外国と遜色のない利便性・快適性を有する宿泊施設の整備を促進する必要がある。そのため、外客ニーズの高い設備の導入等を促進するための措置を講じ、主要な宿泊施設における諸外国の映像国際放送受信設備、高速通信設備の導入率を平成23年度までに50%(平成18年度末:それぞれ10%、11%)にするなどホテル・旅館の外客対応を推進する。 また、我が国の伝統と文化を守り「おもてなしの心」で内外の旅行者を受け入れるという重要な役割を担っている旅館業について、新たな旅行者ニーズに対応した設備投資のための資金の確保等、その経営基盤の強化・確立を図り、日本旅館の魅力の向上を促進する。	訪日外国人に対する接遇の向上の観点から、ホテル・旅館のうち、一定の基準を満たすものについては、「国際観光ホテル整備法」に基づき登録を行っており、登録を受けたホテル・旅館に対しては、地方税の不均一課税が適用されることとなっている。また、「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」に基づく滞在促進地区内のホテル・旅館に対する宿泊サービスの改善・向上のための施設整備への特別貸付制度や旅行業法の特例等の支援措置を講じている。	全国で約3,000の施設が「国際観光ホテル整備法」に基づく登録を受けているところ、訪日外国人旅行者が安心して宿泊できる一定のサービスレベルを保证するひとつの目安となっている。また、宿泊施設が活用可能な融資制度の充実が図られる等、新たな取組みに向けた環境の整備も着実に進んでいる。	ホテル・旅館のニーズを的確に把握しながら、ホテル・旅館の整備の促進に向けた基礎的データの整理・分析や環境の整備等、必要な施策を講じていく。
12	9	地域の自立・活性化の総合的支援	広域観光振興等による地域の自立と活性化を図るため、都道府県が民間と連携して作成する広域的地域活性化基盤整備計画に基づく広域的な経済活動を支える基盤整備と地域づくりに対するソフト面での支援等を一体的に促進する。	これまでに38都府県のべ93地域の広域的地位活性化基盤整備が策定され、同計画に基づく事業等に対して交付金を交付している。(このうち、広域観光の活性化を目的とする広域的地域活性化基盤整備計画は68地域において策定)	現時点においては、計画期間を満了した広域的地域活性化基盤整備計画は存在しないため、評価は実施していないが、今後計画期間を満了する地域において、評価が実施される予定となっている。	平成23年度以降も継続となる37都府県のべ91地域の広域的地域活性化基盤整備計画に基づく事業に対して、交付金を交付していく予定。(うち、広域観光活性化を目的とする広域的地域活性化基盤整備計画は66地域において策定)
13	10	地域のまちづくりへの支援	地域の創意工夫を活かしたまちづくりを推進するため、市町村が作成した都市再生整備計画に基づき実施される、観光振興や観光交流促進等のまちづくりの目標に沿ったハード事業からソフト事業まで幅広い事業を支援する。	平成16年度から平成22年度までに、都市再生特別措置法に基づき全国1887地区において都市再生整備計画が作成され、893市町村に対してまちづくり交付金(平成22年度より社会資本整備総合交付金に統合)により支援を実施し、地域の創意工夫を活かしたまちづくりを推進。	全国50%超の市町村に対して支援を行った結果、ハード事業からソフト事業まで幅広い事業が実施され、地域の創意工夫を活かしたまちづくりが実現。	まちづくり交付金については、平成22年度より社会資本整備総合交付金に統合されたところではあるが、今後とも必要な支援については、引き続き取り組んでいく。
13	11	個性あるまちづくりの推進	地域活性化の核の形成や街並みを整備することにより地域の魅力の向上を図るため、土地区画整理事業の施行者と住民等が協力したまちづくり委員会等の設置・運営、地域の特性に応じた公共施設のグレードアップ等に支援を行い、地域独自の個性ある観光都市の形成を促進する。	土地区画整理事業による個性あるまちづくりの推進のため、公共施設のグレードアップ等への支援を行っており、地域独自の個性ある観光都市の形成を促進。	土地区画整理事業の施行者と住民等が協力したまちづくり委員会等の設置・運営、地域の特性に応じた公共施設のグレードアップ等への支援により、地域独自の個性ある観光都市の形成を促進。	今後とも土地区画整理事業を通じた当該支援を継続。
13	12	街なみ環境の整備	住宅等が良好な美観を有していないこと等により、住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行う街なみ環境整備事業により、良好な街なみを形成して景観を改善する。平成18年度においては155地区を実施し、平成19年度においては141地区で街なみ環境整備事業を実施中である。	平成19年度には141地区、平成20年度には128地区、平成21年度には122地区において、街なみ環境整備事業を実施し、良好な街なみの形成を図った。平成22年度については、社会資本整備総合交付金において、良好な街なみの形成に係る取組を推進。	住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行う取組を推進した結果、景観の改善につながった。	平成23年度については、社会資本整備総合交付金において、良好な街なみの形成に寄与する取組みに対し、引き続き支援を行う。
13	13	都市再生・地域再生に資する市街地再開発事業の推進	駅周辺をはじめとした中心市街地等において、地域の観光の拠点となる商業施設等の建築物や、道路、広場等の公共施設の整備を行うことにより、観光地にふさわしい魅力ある都市空間の形成を図る。	平成21年度には、中心市街地活性化基本計画内の市街地再開発事業における国費率の特例制度を創設し、観光地における都市再生・地域再生をより強力に支援。	地域の観光の拠点となる商業施設や公益施設等の整備、道路・広場等の公共施設の整備により、観光地にふさわしい魅力ある都市空間の形成に寄与。	平成23年度については、引続き当該特例制度を活用し、中心市街地活性化基本計画内の市街地再開発事業を支援。

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
13	14	景観に配慮した道路整備の推進	道路は周囲と一体となって景観を形成していることをかんがみ、住民と連携しつつ周辺景観と調和した防護柵の設置や道路緑化等の景観に配慮した道路整備を推進する。	歩道整備や道路の拡幅事業と併せた街路樹整備などの緑化事業及び景観に配慮した防護柵の設置を実施。	歩道の整備や拡幅事業に併せた道路の緑化や、景観に配慮した防護柵の設置等が着実に進んできていると考えられる。	地域の意見や沿道の状況等を勘案しつつ、道路緑化や景観に配慮した防護柵の設置に、平成23年度も引き続き取り組んでいく。
13	15	道を舞台にした美しい国土景観の形成	多様な主体による協働のもと、道を舞台に景観・自然・歴史・文化等の地域資源を生かした美しい国土景観の形成を図る運動(日本風景街道等)を促し、人々の交流の拡大等を通じて、地域活性化や観光振興を推進する。	平成22年12月末現在120ルートが日本風景街道として登録されており、これらのルートについて道路を活用した美しい景観形成や地域の魅力向上に資する活動を支援。	日本風景街道の取り組みが行われた各地において、沿道景観の向上等が着実に進んできていると考えられる。	美しい国土景観の形成を図るため、地域づくり活動に対する相談対応などの支援に、平成23年度以降も引き続き取り組んでいく。
14	16	道路空間の有効活用等の社会実験の実施	観光を生かした地域づくりを支援するための道路空間の有効活用等、既存制度の大幅な見直しを伴う、先進的または斬新な道路の施策を本格実施に移行するに当たり、事前に効果や影響を確認するため、場所と期間を限定して社会実験として試行し、評価を行う。	観光を生かした地域づくりを支援するため、道路空間を有効活用し、車道の縮小による歩道拡幅やパーク&ライド、レンタサイクル等の社会実験を実施。	道路空間の有効活用等、観光を生かした地域づくりの支援が図られていると考えられる。	観光を生かした地域づくりを支援するため、道路空間の有効活用等の社会実験に、平成23年度以降も引き続き取り組んでいく。
14	17	河川空間等の活用のための取組	船着場、水辺プラザ等の地域の交流拠点、河川沿いの散策路の整備等により、舟運、オープンカフェ、イベント等の川を活用したにぎわいのある水辺空間を創出する、かわまちづくりを推進する。 また、河川周辺におけるレクリエーションを促進するため、河川敷等を公園、緑地等に利用するための諸施設やカヌーボートの整備を行う。 ダム湖周辺においては、ダム湖及びその周辺を安全で楽しく利用できる憩いの場として提供するための散策路、展望広場等の整備を行う。	自治体において、「かわまちづくり計画」を国土交通省に登録し、かわまちづくりを推進。	「かわまちづくり」支援制度の創設年度である平成21年度に、84自治体、平成22年度に11自治体の「かわまちづくり計画」を登録し、順調に進捗している。	引き続き、かわまちづくりの取組を推進。
14	18	都市内の水路等の保全・再生	都市の中の水路は観光資源としても大きな可能性を有しており、観光資源となる水路を保全・再生し、魅力ある観光地の形成を図る。 水路の保全・再生に当たっては、地下浸出水や下水再生水等の未活用水源の利用を推進するとともに、地方公共団体や地域住民等の協議会等により水路の保全・再生を図るための地域の取組を支援する。	地方公共団体が実施する水路等の整備事業のうち、下水再生水や雨水をせせらぎ用水として有効利用する事業や河川事業等との連携・共同事業を行うことによりせせらぎ水路の整備を図る事業等に対して支援を行った。 また平成21年3月には地域住民との協同など地方公共団体が都市内の水路等の保全、整備を行う際に参考となる事項についてとりまとめ、「都市の水辺整備ガイドライン」を作成した。  いくつかのモデル地域における検討をもとに、平成21年2月に「都市の水辺ガイドブック」を取りまとめ。	国による財政的支援の実施や「都市の水辺整備ガイドライン」の活用により、自治体において着実に都市内水路の整備・保全が進んでいると考えられる。  平成21年2月に取りまとめられた「都市の水辺ガイドブック」を公表しており、これを活用した魅力的な都市の水辺空間の再生、創出の取組が進んでいると考えられる。	都市内水路の整備・保全の更なる促進に向けて平成23年度以降も引き続き自治体への支援等の取り組みを行っていく。  「都市の水辺ガイドブック」を活用した魅力的な都市の水辺空間の再生、創出。
14	19	無電柱化の推進	安全で快適な通行空間の確保、都市景観の向上、都市災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上、観光振興、地域活性化等の観点から、道路管理者、電線管理者及び地元関係者(地方公共団体、地域住民)が三位一体となった密接な協力のもと、これまでの幹線道路に加え新たに主要な非幹線道路も対象として、より一層の無電柱化を積極的に推進する。	安全で快適な通行空間の確保、都市景観の向上、都市災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上、観光振興、地域活性化等の観点から、電線管理者や地方公共団体等と連携して無電柱化を実施。	道路管理者と電線管理者等が連携して、市街地の幹線道路等を中心に、無電柱化が着実に推進されたと考えられる。	安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備等を図るため、道路管理者と電線管理者等が連携し、無電柱化に、平成23年度も引き続き取り組んでいく。

(二) 観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成

① 文化財に関する観光資源の保護、育成及び開発

15	20	文化財の保存・活用	国民的財産である文化財(有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群)は我が国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであると同時に、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであり、重要な観光資源ともなるものである。このため、こうした文化財について国と地方公共団体、所有者、国民が一体となって保存修理や整備等に取り組むことにより、文化財を災害や衰退の危機等から保護して次世代に継承していくとともに、積極的な公開・活用を行っていく。 特に、国民共有の財産であり、地域の歴史的・文化的シンボルである史跡等について、城の石垣などの修理といった保存のための整備、建物復元・遺構の露出展示やガイダンス施設の設置といった整備を行い、その魅力を高めていく。	国民的財産である文化財(有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群)を災害や衰退の危機等から守り、保存修理や整備・活用などにより、我が国の多様な文化財の次世代への継承を推進することにより、観光資源の活用を行っている。 特に、平成22年度からは、地域に伝わる伝統文化の活性化や復興等のための各地域の主体的な取組を支援することにより、有形・無形の歴史的な文化遺産を活かしたまちづくりを推進するとともに、伝統文化の確実な継承と地域の活性化を図る「地域伝統文化総合活性化事業」を新たに実施している。	文化財の保存・継承については、文化財保護法に基づく文化財の指定、選定及び登録の件数が近代分野を含め増加するなど、順調に進捗した。 文化財の公開・活用については、例えば、平成22年に開催された平城京遷都1300年祭では、特別史跡平城宮跡を中心会場として、「第一次大極殿」などの復原施設等を最大限に活用し、約363万人の来場者を集めるなど、文化財の保存に留意しつつ、積極的な公開・活用に努めた。	引き続き、国民的財産である文化財を保存・活用することにより、観光資源の活用を図る。 なお、特に平成23年度予算案においては、地域の文化遺産を活かした観光振興・地域活性化を推進するため、「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」を新規に計上している。
15	21	世界文化遺産の保護	世界遺産への文化遺産の登録は、海外へ日本文化を発信するとともに、我が国の文化を再認識し、歴史と文化を尊ぶ心を培い、また、文化財の次世代への継承を促すことにつながる。このため、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成4年締結)に基づき、登録推薦の推進、登録後の文化遺産の適切な保護、世界遺産に係る正確な理解の促進、条約の精神の普及啓発を行う。	我が国の文化遺産の推薦を推進し、平成19年7月には「石見銀山遺跡とその文化的景観」が登録され、我が国の世界文化遺産は11件となった。また、平成20年に「記載延期」の決議が行われた「平泉」についても、推薦書の改訂を行い、平成22年1月に「平泉一浄土(仏国土)」を表す建築・庭園及び考古学的遺産群として再提出を行っている。 このほか、国内外に世界遺産に関する情報を発信し、文化遺産を人類全体のための世界の遺産として損傷、破壊等の脅威から保護し、保存するとともに条約の精神の理解増進に努めている。	新規の登録審査が厳しい状況にありながらも、世界文化遺産の登録件数を増加させることができた。また、世界文化遺産に係る情報発信を行い、文化遺産の保護にかかる理解の増進に努めた。	引き続き、我が国の文化遺産の世界遺産推薦を推進するとともに、世界文化遺産に関する最新の情報を発信し、文化遺産の保護にかかる理解の増進を図る。

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
15	22	ナショナルトラスト運動の推進	国民的財産として後世に継承すべき産業・文化遺産や自然等の観光資源を保存・活用するため、現在、財団法人日本ナショナルトラスト、社団法人日本ナショナル・トラスト協会、全国近代化遺産活用連絡協議会等の全国団体や地域の団体等が全国各地でナショナルトラスト運動を展開している。こうした民間レベルの運動は、政府や地方公共団体の取組を補完するとともに、観光資源を大切に守る意識を醸成するためにも重要であり、地域の人々や企業の資金協力も含めた参加を得て、適切な保全策を講じつつ、これまで以上に公開や利用に力点を置いた活動を奨励する。	財団法人日本ナショナルトラストでは、平成19年に「四国鉄道文化館」の開設、平成22年には「名勝旧大乘院庭園」の修復・公開を行っている。 ナショナル・トラスト団体の活動強化のため、平成19年度には「ナショナル・トラストの手引き」の改訂を行った。また、ナショナル・トラスト運動の現況を整理し、今後の支援施策の方向性を探るために、平成20年度には「国民環境基金（ナショナル・トラスト）運動の成果及び課題に関する調査」を行い、さらに平成21年度には「自然環境保全のための土地の確保手法に関する検討調査」及び、「特定の土地を対象とした民間団体による自然環境保全活動の支援に関する諸外国制度比較調査」を実施した。また、「民間団体等による自然環境保全活動の促進に関する検討会」を行った。	具体的な数値目標がないため、定量的な効果測定ができないが、財団法人日本ナショナルトラストによる活動は深まり、後生に継承すべき観光資源の保存・活用が進んでいると言える。 調査等により、土地の取得を促進するための経済的措置の必要性等の課題が抽出されるとともに、全国的な理解と協力のもとにナショナル・トラスト活動が積極的に推進されているとまではいえないところ、ナショナル・トラスト活動やその意義、ナショナル・トラスト活動を行う団体についての認知度がいまだに低いことが最大の問題であり、より強力に普及・啓発を図ることの重要性が示唆された。	引き続き財団法人日本ナショナルトラストが実施する活動の支援を行う。 ナショナル・トラスト活動に対する普及・啓発を引き続き行っていくと共に、税制措置も含め、様々な団体による活動を促進するための効果的な方策を検討していく。

② 歴史的風土に関する観光資源の保護、育成及び開発

16	23	歴史的風土の保存による魅力ある国づくりの推進	古都を始めとする歴史的風土は、我が国を代表する歴史的文化的資産であり、国民の国土愛の高揚、文化の向上発展に寄与するとともに、我が国の歴史、文化、伝統を海外からの観光旅行者に伝えるための極めて重要な観光資源であることから、これの消失・質的低下の防止と、将来への確実な保存・継承のため一度失われると再生不可能な歴史的風土の適切な保存・活用を図る。	平成19～22年度に、古都における歴史的風土の保存等を図るため、必要な土地の買入れの補助を行い、平成22年度は補助対象に景観阻害要因の除却を追加するとともに、第4次明日香村整備計画（平成22年度～31年度）を策定した。 また、平成19～22年度に明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金により、明日香村が行う史跡地周辺の整備、里山の景観整備、地域特産品の開発などの取組みに対し支援した。	必要な土地の買入れや景観阻害要因の除却が着実に実施され、明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金による取組みが実施された結果、歴史的風土の保存及び活用が推進された。	古都を始めとする歴史的風土の保存・活用を図るため、平成23年度以降も引き続き必要な土地の買入れ等や明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金による支援を実施していく。
16	24	地域の観光の拠点となる都市公園の整備の推進	歴史的・文化的資産と一体となった公園は地域の重要な観光インフラであることから、史跡や名勝、豊かな自然環境など地域の魅力ある観光資源を生かした都市公園の整備を推進することにより、地域の魅力向上を図る。	平成19～22年度には、都市公園事業により、観光資源となる歴史的・自然的・文化的資源、又は景観形成上優れた建造物を活用し、観光振興の拠点となる都市公園の整備を推進した。 また、平成20年度からは、国の認定を受けた歴史的風致維持向上計画に基づき、公園施設として整備する古墳、城跡、旧宅等の遺跡及びこれらを復元したもので歴史上または学術上価値の高いものを都市公園事業の補助対象施設に追加し支援した。	新たな施策の活用等により、観光振興の拠点となる都市公園の整備が促進され、地域の魅力が向上したと考えられる。	史跡や名勝、豊かな自然環境など観光資源を生かし、地域の魅力向上を図るため、平成23年度以降も観光振興の拠点となる都市公園の整備に引き続き取り組んでいく。
16	25	歴史的・文化的価値を持つ道路の保存・活用	歴史上重要な幹線道路として利用され、特に重要な歴史的・文化的価値を持つ道路を対象に選定した「歴史国道」について、その保存、復元及び活用を図り、あわせて地域からの情報発信を行うことにより、歴史文化を軸とした魅力的な地域づくりを図る。	平成19年度～平成22年度迄に全国6箇所（地域）で、地方公共団体等からなる協議会において、歴史見学会等の取組を実施。	歴史文化を軸とした地域づくりと活性化、地域の歴史文化と触れ合うことのできる魅力的な空間づくり、未知と地域の歴史文化の継承などに寄与しているものと考えられる。	歴史上、広域的な道路として利用され、国として特に重要な歴史的・文化的価値を有する道路について、その整備、保存、復元及び活用を図るため、地方公共団体からの相談対応などの支援に、平成23年度以降も引き続き取り組んでいく。

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
③ 優れた自然の風景地に関する観光資源の保護、育成及び開発						
16	26	優れた自然の風景地を生かした地域づくりの推進	<p>優れた自然の風景地には、森林、河川、湖沼、山地、海岸、サンゴ礁など、我が国の豊かで貴重な自然環境が多く含まれている。これらは重要な観光資源でもあることから、その保全を図るとともに、適正に利用される必要がある。このため、自然保護思想の普及や自然公園、世界自然遺産の保護管理を推進すること等により、自然環境の保全及び野生生物の保護に取り組むとともに、こうした自然観光資源や明瞭な四季、雪、流水等の国内外の人々を魅了する我が国固有の美しい自然を生かし、地域住民等と行政が連携することにより、観光地としても魅力的な地域づくりを推進する。</p>	<p>自治体において、「かわまちづくり計画」を国土交通省に登録し、かわまちづくりを推進。また、河川の再自然化や湿地の復元、水質浄化等の環境再生のための河川整備等を推進。</p> <p>みなとオアシス等におけるみなとまちづくりの取組において、地域住民等と行政が連携することにより、観光地としても魅力的な地域づくりを推進している。平成22年12月末日現在、53港のみなとオアシスが登録された。(平成18年度末現在27港)</p> <p>北海道では、地域の活動団体が主体となり、行政と連携し、「美しい景観」「活力ある地域」「魅力ある観光空間」づくりを行う「シーニックバイウェイ北海道」を推進しており、沿道の花植え、景観改善、ビューポイントの整備、情報発信、観光メニューの創出等、様々な活動が展開されている。</p> <p>山村地域や里山林など地域の森林資源を活かし、森林環境教育の機会を広く提供するため、インターネットを通じた情報発信や人材の育成等を実施。(森林環境教育推進総合対策事業)。山村地域や都市近郊の里山林等において、子どもたちの継続的な体験活動を通じた森林環境教育の推進の場、市民参加や後継者育成に資する林業体験学習の場等の森林・施設を整備。平成19年度から平成22年度には、28市町村において林業体験学習施設等を整備(森林・林業・木材産業づくり交付金(森林の多様な利用・緑化の推進))。</p> <p>国有林野では、原生的な森林生態系や貴重な動植物種が生息・生育する森林を、保護林として設定・拡張した。さらに、野生動植物の移動経路を確保するため、保護林相互を連結してネットワークを形成する「緑の回廊」を設定した。世界自然遺産等のように来訪者が集中し、植生の荒廃等が懸念される国有林野において、グリーン・サポート・スタッフ(森林保護員)による巡視やマナーの啓発活動を行い、貴重な森林生態系の保全管理に取り組んだ。</p> <p>また、地域住民や環境保護に関心の高いNPO等と協働して、国有林内における貴重な野生動植物の保護や自然環境の保全の活動を実施した。優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した国有林として設定している「レクリエーションの森」について、量的充足から 質的向上を目指すこととし、地域のニーズを踏まえ、設定の見直し、地域等との連携の強化、標識類の整備等を行うリフレッシュ対策を実施。</p> <p>沖縄県では、サンゴ礁域や海浜など亜熱帯地域特有の観光資源への影響が顕在化している地域において、利用ルール策定、オニヒトデ駆除、トイレ整備などの市町村の取組に対し支援を実施。</p>	<p>「かわまちづくり」支援制度の創設年度である平成21年度に、84自治体、平成22年度に11自治体の「かわまちづくり計画」を登録し、順調に進捗している。</p> <p>みなとオアシスは、みなとや海岸の施設を地域の情報発信拠点として、あるいは地域の方々や観光客などの交流拠点として活用されている。</p> <p>「シーニックバイウェイ北海道」の取組が行われた各地において、地域住民等と行政が連携することにより、魅力的な地域づくり等が着実に進んできている。</p> <p>森林環境教育のプログラムの作成、森林環境教育の活動の充実に向けた取組、企画・調整能力を有する質の高い人材の育成等を行ったことにより、森林環境教育活動を推進(森林環境教育推進総合対策事業)。</p> <p>利用者数について、一定の伸びを示している施設がある一方、横ばい若しくは減少している施設も見られることから、地方公共団体を軸にPR活動を積極的に行うなど、増加に転じる策を講じる必要がある(森林・林業・木材産業づくり交付金(森林の多様な利用・緑化の推進))。</p> <p>保護林は、833箇所778千ha(平成19年時点)から843箇所782千ha(平成22年現在)に、緑の回廊は、24箇所509千ha(平成19年時点)から24箇所588千ha(平成22年現在)に設定・拡張が進んでいる。</p> <p>また、グリーン・サポート・スタッフによる巡視等(平成21年度実績)は、人頭数340人、延べ日13,679日となっているなど、地域住民等と協働した適切な森林の保全管理の取組が推進されている。</p> <p>「レクリエーションの森」を利用者のニーズに即した魅力あるフィールドとして活用できるよう、2割程度について設定の見直しを実施。平成21年度から開始した、統一的な標識類の導入については引き続き取組が必要。</p> <p>沖縄県では、取組を通じて環境への負荷が軽減したことはもとより、事業者、住民、行政との連携強化、意識啓発の醸成が着実に進んでいる。</p>	<p>引き続きかわまちづくりの取組を推進するとともに、河川の再自然化や湿地の復元、水質浄化等の環境再生のための河川整備等を推進。</p> <p>地域住民等と行政が連携することにより、観光地としても魅力的な地域づくりを推進するため、みなとオアシスの普及拡大に今後とも取り組んでいく。</p> <p>北海道における魅力的な地域づくり等を図るため、平成23年度以降も引き続き取り組んでいく。</p> <p>当事業は当初の事業目標を達成したことから平成21年度に終了したが、今後もインターネットを通じた森林環境教育関係の情報発信を継続することにより、森林環境教育活動を推進する(森林環境教育推進総合対策事業)。</p> <p>引き続き森林環境教育の推進、市民参加や後継者育成に資する施設整備を実施する(森林・林業・木材産業づくり交付金(森林の多様な利用・緑化の推進))。</p> <p>地域住民や関係行政機関等と連携しつつ、引き続き保全管理の充実を図る。</p> <p>また、保護林や緑の回廊の新規設定・拡張に向けた取組を進める。「レクリエーションの森」の管理運営にあたり地元自治体等との連携を強化。</p> <p>沖縄県では、環境共生型の観光地形成に向けて、平成23年度以降も引き続き取組を実施。</p>
16	27	自転車の活用	大規模自転車道の整備を行うとともに、川の親水施設、港湾緑地等とサイクリングロードの連携を始め、自転車と他の交通機関の連携を強化する各種施策を総合的に推進することにより、サイクリングツアーを振興し、地域の特性を活かした魅力ある観光地の形成を図る。	平成15年度に指定した全国15のモデル地区を中心にサイクリングツアーを振興するための各種施策を総合的に推進。	自転車道等の整備や地方公共団体によるサイクリングイベントの開催等により、地域の特性を活かした観光地の形成が図られていると考えられる。	地域の特性を活かした魅力ある観光地の形成を図るなど、地域活性化のため、サイクリングツアーの振興に、平成23年度以降も引き続き取り組んでいく。
17	28	快適な散策ネットワークの整備	ウォーキングに適するよう、歩きやすさや周囲の景観に十分配慮した路面、簡易な休憩施設、案内標識等を地方公共団体が整備する場合、公園や河川・砂防施設と連携して各種道路施設の整備を支援する。	歩きやすさや周囲の景観に十分配慮した路面、簡易な休憩施設、案内標識等の整備を支援。	歩きやすさや周囲の景観に十分配慮した路面、簡易な休憩施設、案内標識等の整備が図られていると考えられる	ウォーキングに適した道路の整備のため、快適な散策ネットワークの整備の支援に、平成23年度以降も引き続き取り組んでいく。
④ 良好な景観に関する観光資源の保護、育成及び開発						
17	29	良好な景観の形成	国際競争力の高い魅力ある観光地の形成のためには、観光交流人口の拡大を生む地域固有の資源である良好な景観の形成を図ることが重要な課題となる。そこで、地域の景観上重要であって、特に交流人口の拡大の効果が大きく見込まれる景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の保全活用を中心とした取組を支援する。また、重要文化的景観の選定を行うとともに、重要文化的景観の構成要素となる物件の修理・修景等、保存・活用のために必要な措置に対し支援する。	<p>平成19～22年度にかけて景観形成総合支援事業により、地域の景観上重要であり特に交流人口の拡大に大きく寄与する景観重要建造物及び景観重要樹木の保全活用を中心とした取組への支援を実施した。</p> <p>平成19年7月以降、平成22年12月現在までに19件の文化的景観が新たに重要文化的景観として選定された。また、文化的景観の保存・活用のための調査事業や保存計画策定事業、整備事業、普及・啓発事業に対して、国からその経費の補助を行っている。</p> <p>農村景観については、現在の基本計画への記載はないが、景観法に基づく景観農業振興地域整備計画の策定を通じて、地域住民が主体となり、景観と調和の取れた営農条件の確保を図るとともに、農村景観の保全に向けた地域の取組を支援。また、農村の有する豊かな自然、伝統、文化等の多面的機能を再評価し、地域全体を「屋根のない博物館」と見立て、必要な整備を実施。(田園空間整備事業:平成21年まで)</p>	<p>平成22年12月1日時点で、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定件数は、368件と着実に増加しており、地域固有の資源の保存による良好な景観形成が各地域で図られている。</p> <p>重要文化的景観の選定や、保存・活用のための必要な措置に対する支援を適切に行った。</p> <p>平成21年度から景観農業振興地域整備計画の策定を希望する市町村に対し、アドバイザーの派遣による直接的な助言・指導等の支援(田園歴史的風致土地利用推進事業)を行い、H22.10には福岡県豊前市が本計画を策定。田園空間整備事業は全国58地区で実施し、同事業関係施設への年間来訪者数はのべ約380万人(H20年度)による。これらの施設の管理への地域NPOや住民協議会等の参画が増えてきており、各地区ともに地域の都市農村交流の核施設としての役割を果たす。</p>	<p>平成23年度以降も、各地域における景観重要建造物及び景観重要樹木の保存活用を中心とした取組を引き続き推進していく。</p> <p>引き続き、文化的景観の保存・活用のための調査事業や保存計画策定事業、整備事業、普及・啓発事業に対して、国からその経費の補助を行う。</p> <p>田園歴史的風致土地利用推進事業は平成22年度をもって廃止となり、23年度からは一般業務の中で支援。</p>

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
17	30	都市における緑地の保全及び緑化の推進	都市部における緑地は都市の美観や風致を増すのみならず、地域の伝承や風俗習慣と結びついて、伝統的・文化的意義を有するものも多いことから、都市に残された貴重な緑地を保全するとともに市民との協働による緑化等を推進し、世界に誇る花と緑豊かな魅力ある都市を形成する。	特別緑地保全地区の指定等、都市に残された貴重な緑地の保全を推進した。また、春季における都市緑化推進運動や都市緑化月間等を通じた市民との協働により、全国各地で緑化活動を推進した。	特別緑地保全地区について、平成19年度から平成22年度にかけて43箇所を指定するなど、都市における緑地の保全を推進した。また、都市緑化推進運動や都市緑化月間等を通じた市民との協働により、都市における緑化の推進につながったと考えられる。	花と緑豊かな魅力ある都市の形成に向け、引き続き都市に残された貴重な緑地の保全および市民との協働による緑化等の推進に取り組む。
⑤ 温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発						
17	31	温泉の保護及び適正な利用の確保	温泉は、古くから国民の療養、保養及び休養等に広く利用されてきている貴重な自然資源であり観光資源であるが、拡大する温泉利用が資源枯渇のおそれを増大させている可能性があることから、温泉の保護対策の充実を図るための調査研究等を推進する。また、我が国が本格的な高齢社会を迎え、より一層温泉の利用が増加することが見込まれることや、多様化する国民のニーズに対応するため、利用者が好みの温泉の種類や温泉地を容易に選択できるよう、温泉の成因等の科学的な情報を発信するとともに、利用者にとって魅力ある温泉地をつくり、はぐむための施策を展開する。	温泉の保護については、温泉法における掘削許可等の基準の内容や都道府県における温泉資源保護のための望ましい仕組み等についてガイドラインを策定し、都道府県に対して地方自治体に基づく技術的助言として通知するとともに、大深度掘削による温泉への影響等の温泉保護対策の充実に向けた諸課題について調査検討を実施した。また、温泉の適正な利用については、平成19年に温泉法を改正し、定期的な(10年以内ごと)の温泉成分分析とその結果の掲示を義務付けるとともに、温泉利用に関する揭示内容等の検討調査を実施した。さらに、国民保養温泉地を活用した魅力ある温泉地づくりのための施策を検討した。	温泉の保護については、大深度掘削による温泉への影響等について、科学的知見の充実に向けた取組を進めた。また、温泉の適正な利用については、温泉の成分等についての情報提供の充実を図った。さらに、魅力ある温泉地づくりについては、施策の検討を進めた。	温泉の保護については、大深度掘削による温泉への影響等についての科学的知見の充実を図り、それに基づき具体的な施策を検討する。また、温泉の適正な利用については、引き続き検討調査を実施するとともに、その結果を受けて温泉の成分等についての情報提供の一層の充実を図る。さらに、魅力ある温泉地づくりのため、検討結果を踏まえた具体的な施策を展開する。
18	32	文化観光の推進	文化観光とは、日本の歴史、伝統といった文化的な要素に対する知的欲求を満たすことを目的とする観光である。観光立国の実現のためには、観光による交流を単に一回限りの異文化、風習との出会いにとどめることなく、より深い相互理解につなげていくことが重要である。そのため、平成17年度、18年度に引き続き外国人留学生等の参加を得て、文化観光モデルツアー等を実施し、外国人に日本の歴史、伝統といった今に生きる文化的な要素を分かりやすく解説するための手法を検討・普及するとともに、日本文化理解の一助ともなる外国人等によるガイドブックの刊行等について情報提供等の支援を行う。	平成19年度まで、文化観光モデルツアーを実施。「文化観光懇談会」は平成19年度をもって終了し、一定の結論を提示。沖縄県では、沖縄の特色ある文化・芸能を活用することで、観光客の滞在日数や観光消費額の増加を図るため、平成22年度から文化観光戦略の策定に向けた検討を開始した。	具体の旅行商品造成の場面で文化観光懇談会の知見を実際に役立てる段階と位置付けている。沖縄の文化を活用した観光振興に向けて、分野横断的に有識者、行政関係者が一堂に会し、文化観光戦略策定に向けた幅広い意見集約が可能となった。	今後も地方への外客誘致及びリピーターの確保という観点から、文化観光を引き続き推進する必要がある。観光連携コンソーシアムのとりまとめを踏まえ、関係省庁との連携により、地域や民間主導の取組を推進する。沖縄県では、平成23年度中に文化観光戦略を策定し、それを具現化する取組への支援等を通じ、観光の高付加価値化を図ることで、観光客の滞在日数や観光消費額の増加を目指す。
18	33	地域の伝統芸能等の活用	財団法人地域伝統芸能活用センターによる「地域伝統芸能全国フェスティバル」の開催や地域伝統芸能の海外公演を通じた訪日観光プロモーション事業(平成16年度以降、韓国、中国、台湾、オーストラリアの延べ10都市において開催)等により地域に伝承されてきた伝統芸能や伝統行事を活用した取組が進められているが、今後もこれらの活動を推進する。	財団法人地域伝統芸能活用センターでは、毎年「地域伝統芸能全国フェスティバル」の開催や地域伝統芸能の海外公演を通じた訪日観光プロモーション事業を実施している。沖縄県では、沖縄の特色ある文化・芸能を活用し、観光誘客を図る地域の取組を平成21年～22年度に16件支援。	「地域伝統芸能全国フェスティバル」は平成22年度で18回目の開催、地域伝統芸能の海外公演を通じた訪日観光プロモーション事業は、平成19年度から平成22年度までに計14都市で実施した。沖縄県の文化・芸能を活用した観光誘客の取組の支援により、観光客数が増大した。取組に対する第三者による評価を実施し、課題が明らかになるとともに、その対処に向けた具体的な知見が集約できた。文化・芸能な重要な観光資源として活用することの意識が関係者の間で醸成された。	財団法人地域伝統芸能活用の活動を通じて、地域に伝承されてきた伝統芸能や伝統行事を活用した取組の支援を行う。沖縄県では、沖縄の文化・芸能を活用した観光誘客の取組を支援等を通じ、観光の高付加価値化を図ることで、観光客の滞在日数や観光消費額の増加を目指す。
18	34	高水準の舞台芸術公演・伝統芸能等への支援	舞台芸術創造活動をより活性化させるため、最高水準の舞台芸術公演・伝統芸能等に対して支援するとともに、我が国のトップレベルの芸術団体と各地にある中核的な劇場が各々持つ力を結集し、共同で制作する舞台芸術公演に対して、公演の制作等を支援する。	舞台芸術創造活動の活性化を図るため、最高水準の舞台芸術公演・伝統芸能等に対して支援している。(平成22年度支援件数432件)劇場・音楽堂が中心となり、地域住民や芸術関係者等とともに取り組む、音楽、舞踊、演劇等の舞台芸術の制作、教育普及、人材育成等を支援している。(平成22年度支援施設数 92)	最高水準の舞台芸術公演・伝統芸能等に対して支援を行った結果、我が国の芸術水準の引き上げを促し、平成20年度の自主公演数について平成19年度を上回るなど、自主公演の実施に寄与した。優れた舞台芸術の創造・発信を行う劇場・音楽堂において500を超える事業を実施しており、地域住民のみならず遠方からの観客の誘致が行われている。	舞台芸術創造活動の活性化を図るため、支援の抜本的な見直しを行うとともに、支援策を有効に機能させるための新たな審査・評価等の仕組みを試行的に導入する。劇場・音楽堂に対する支援を①我が国の舞台芸術を牽引するトップレベルの劇場・音楽堂、②各地域の指導的役割を担う中核的な劇場・音楽堂、③劇場・音楽堂と芸術団体が共同で制作する舞台芸術公演の3つに区分し、支援の充実を図る。
18	35	舞台芸術の総合センターの充実	歌舞伎や文楽、能楽等の伝統的な芸能及び国際的に比肩しうる高い水準のオペラ、バレエ、演劇等の現代舞台芸術を広く国民に提供するため、国立劇場及び新国立劇場における公演の内容を充実するとともに、そのために必要な取組を推進する。	伝統芸能について、古典演目を伝承し広く提供して行くためにバランスの良い上演を企画するとともに新作や復活演目の上演を図り、現代舞台芸術についても、代表的名作のレパートリー化と、上演機会が希な作品、日本の作曲家のオリジナル作品を上演するなど、レパートリーの拡充と公演内容の充実を図った。	法人の外部評価委員会において、各劇場で特色ある内容、脚光を浴びる話題を作り、多くの観客に受け入れられてきていることが評価されている。法人の外部評価委員会において、公演に応じた特設ホームページを開設するなど、インターネットによる情報発信が定期的に行われており、公演以外の情報も入手しやすいなどホームページの内容が充実している点が評価されている。	引き続き、伝統芸能については、古典演目を伝承するためにバランスの良い演目の上演や新作・復活演目の上演に取り組むとともに、現代舞台芸術についてはレパートリー拡充と公演内容の充実を図る。

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
19	36	伝統文化の保存・活用	次世代を担う子どもたちに対し、学校、文化施設等を拠点とし、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、武道、茶道、華道などの伝統文化に関する活動を体験・修得できる機会を提供する。また、地域において守り伝えられてきた祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸等の個性豊かな伝統文化の継承・発展を守るため、伝統文化保存団体等が実施する伝統文化の保存・活用のための事業を支援するとともに、全国民俗芸能大会等を開催し、国民の理解と関心を深め、各地における保存・伝承活動の活性化を推進する。	子どもを対象に、土・日曜日などに、学校、文化施設等を拠点とし、伝統文化に関する活動を、計画的、継続的に体験・修得できる機会を提供する「伝統文化子ども教室事業」を実施するとともに、地域において守り伝えられてきた個性豊かな伝統文化の継承・発展を目的として、伝統文化保存団体等が実施する事業を支援する「ふるさと文化再興事業」を実施している。また、平成22年度からは、地域に伝わる伝統文化の活性化や復興等のための各地域の主体的な取組を支援することにより、有形・無形の歴史的な文化遺産を活かしたまちづくりを推進するとともに、伝統文化の確実な継承と地域の活性化を図る「地域伝統文化総合活性化事業」を新たに実施している。全国各地の民俗芸能を幅広く公開・普及するとともに、民俗文化財の保存・振興を目的とした全国民俗芸能大会などを支援することにより、各地域の魅力的な伝統文化を発信している。	伝統文化子ども教室事業、ふるさと文化再興事業、地域伝統文化総合活性化事業、全国民俗芸能大会等を支援することにより、各地における伝統文化の保存・伝承活動の活性化を推進した。	地域に伝わる伝統芸能等の継承・公開を含め、地域の文化遺産を活かした観光振興・地域活性化を推進するため、「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」を平成23年度予算案において新規に計上している。また、引き続き、全国各地の民俗芸能を幅広く公開・普及するとともに、民俗文化財の保存・振興を目的とした全国民俗芸能大会などを支援することにより、各地域の魅力的な伝統文化を発信する。
19	37	国民の各種文化活動の発表、競演、交流の場の提供	国民の文化活動への参加意欲に応えるとともに、国民の文化活動の水準を高めるため、国民が行っている各種の文化活動を全国的規模で発表、競演、交流する場を設ける。	国民が行っている各種の文化活動を全国的規模で発表、競演、交流する場として開催している国民文化祭を毎年開催し、第25回目の節目を迎えた平成22年度は岡山県で開催。来年度は京都府での開催が決定している。	第25回国民文化祭・おかやま2010においては、岡山県内外から約28000人の参加があり、全国的規模での発表機会の提供に寄与している。	引き続き、国民の行う各種文化活動の全国的規模での発表機会の提供等を通して、国民の文化活動への参加を促すとともに、国民の文化活動の水準向上を図る。
19	38	和のコンテンツの情報発信及びネットワーク化	我が国への外客誘致を行う上で、新たに、外国人富裕層(ラグジュアリー層)をターゲットとして誘致するビジネスモデルを構築するため、ラグジュアリー層向けのプロモーション、ラグジュアリー層受け入れのための華道・能・蒔絵等の本物の「和」のコンテンツのネットワーク化などの取組を推進する。	海外富裕層に向けたトラベルマーケット「インターナショナル・ラグジュアリー・トラベル・マーケット2007」の公式オープニング「ジャパンナイト」の開催や、海外富裕層を取り扱う海外バイヤーと国内バイヤーとの実証的商談会「ジャパン・ラグジュアリー・トラベル・フォーラム(JLTF)」を開催し、「本物」の和の魅力のPRを行った。また、海外富裕層向けの国内コンテンツの発掘・精査を行い、それらのコンテンツ等をWEBに格納し、ネットワークにおける情報発信機能を確立するとともに、最適なネットワークの体制を構築している。世界の富裕層を顧客に持つ旅行会社等と高級ホテル等の出展者との商談会であるILTM(フランス)への出展を行い、富裕層を顧客に持つ旅行会社に対して、訪日旅行のPRを行った。また、アジア・パシフィックのラグジュアリー層を顧客に持つ旅行会社等が集まるILTMのアジア版として、2007年より毎年上海で開催されているALTMの京都への誘致に取り組んでいる。	「インターナショナル・ラグジュアリー・トラベル・マーケット2007」や「ジャパン・ラグジュアリー・トラベル・フォーラム(JLTF)」を通して、海外富裕層をターゲットとした効果的なプロモーションを実施した。また、海外富裕層向けの国内のコンテンツの発掘・精査を行い、ネットワーク化に向けた取組を推進した。	今後、WEB等を通して「本物」の和のコンテンツの情報発信を行うとともに、国内のコンテンツ等のネットワーク化に向けた推進協議会の設立を推進する。
19	39	産業観光の推進	産業観光とは、歴史的・文化的価値のある工場等やその遺構、機械器具、最先端の技術を備えた工場等を対象とした観光で、学びや体験を伴うものである。産業や技術の歴史を伝承することや現場の技術に触れることは、当該産業等を生んだ文化を学ぶことであり、将来的な産業発展のためにも重要な要素である。このため、地域における産業観光資源を巡るツアーの造成や遺構の優れた価値の普及等の取組のほか、全国レベルでも産業観光推進懇談会や全国産業観光推進協議会において、これらの取組を推進する活動が行われている。今後、特色ある地域の産業や工場、商店街、異業種等の幅広い事業者の連携など、個別の事業者では対応が困難な立ち上がり期における共通基盤づくりを支援するなどにより、こうした動きを一段と加速する。	行政、観光関係団体、商工団体等が連携し、観光地域づくりプラットフォームの形成による地域における産業観光ツアー等の市場流通を推進。平成22年1月より、観光立国推進本部の下に設置された「観光連携コンソーシアム」において、関係省庁の連携による総合的な振興策の検討を行う。その他産業観光フォーラムなどへの後援を行う。また、22年度補正予算の国内活性化緊急対策事業の一部において、産業観光を盛り込んだモニターツアーの支援を実施予定。農商工連携の一層の推進のため、専門的なアドバイスを行うコーディネーターの活動、様々な異業種とも連携した新商品開発や販路拡大等の取組に対して支援。	具体的な数値目標が無い場合、定量的な効果測定を行うことができないが、他省庁との連携が深まることによって、振興が高まったと言える。地域の特色ある産業、中心市街地等が業種横断的に連携し、集客・交流を推進するために必要なプログラムの整備、実施のための基盤整備・人材育成、情報発信、地域の集客力向上、生産性向上に資する運営改善の取組、海外需要獲得に向けた取組等、地域の新たな集客・交流産業の創出、高付加価値化、国際化等の取組を支援した。	観光連携コンソーシアムのとりまとめを踏まえ、関係省庁との連携により、地域や民間主導の取組を推進するとともに行政、観光関係団体、商工団体等が連携し、観光地域づくりプラットフォームの形成による地域における産業観光ツアー等の市場流通を推進する。
20	40	みなとに係る施設等の整備の推進	港湾について、人流・物流の交流拠点としての機能に加え、周辺に運河や倉庫群が数多く残されていること、海の親水性のある港湾緑地が存在すること等の魅力を生かしつつ、港湾の施設整備などのハード施策やみなとオアシスの指定や海・みなどに関する様々な文献の活用等のソフト施策により、美しい港湾空間の形成を図る。みなとオアシスについては、平成18年度までに27港において登録を行っており、引き続き全国展開を推進していく。	みなとオアシスの登録や海・みなどに関する様々な文献の活用等のソフト施策により、美しい港湾空間の形成を進めている。平成22年12月末日現在、53港のみなとオアシスが登録された。(平成18年度末現在27港)	みなとオアシスは、みなとや海岸の施設を地域の情報発信拠点として、あるいは地域の方々や観光客などの交流拠点として活用されている。	今後も、港湾の施設整備などのハード施策やみなとオアシスの指定等のソフト施策により、美しい港湾空間の形成を進めるとともに、みなとオアシスの普及拡大を推進していく。

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
20	41	日本映画・映像の振興及び情報発信	魅力ある日本映画・映像の創造を支援し、日本映画・映像の国内外への流通の促進、映画・映像人材の育成と普及等を図り、日本映画・映像の振興を総合的に進める。	日本映画を振興するため、製作支援、顕彰、情報発信、海外展開等の創造・交流・発信に係る事業、また実際の映画製作や現場体験等の若手映画作家等の育成に係る事業を継続的に実施している。	文化庁による施策のほか多くの要素はあるが、長く洋画を下回っていた邦画の公開本数と興収について、平成20年以降はどちらも上回る状況にある。また、近年多くの作品が海外映画祭等に出品され、評価もされている。	日本映画に関する現状を踏まえながら、自立的な創造サイクルの確立を目指し、総合的な施策を引き続き実施する。
20	42	離島地域における観光振興	離島地域は、地理的・自然的条件から多様な自然・文化資源を有することから、これらの観光資源の活用や地域のポテンシャルを十分に引き出し、海洋性気候等恵まれた自然環境を活用した保養・療養活動(アイランドセラピー)、体験滞在型余暇活動の推進等の促進を図ること等により、交流・連携を促進する。	交流人口の拡大による離島の自立的発展の促進を目的に市町村が実施する「交流事業」や交流事業の拠点となる離島振興施設の「施設整備事業」等について、離島体験滞在交流促進事業により支援。  沖縄においても、離島との交流促進や離島観光及び離島の文化振興の持続的発展に結び付けることを目的に、学生を対象とした離島体験学習促進事業による支援を実施。	交流事業の開催や離島振興施設の整備等により、離島での滞在や体験を通じた交流人口の拡大に寄与したと考えられる。  将来を担う子供たちが離島の重要性や魅力への認識を深めることによる交流促進等に寄与したものと考えられる。	今後とも離島体験滞在交流促進事業等を通じた当該支援を継続する予定。
20	43	半島地域における観光振興	半島地域は、地理的・自然的特性から、優れた自然景観と海・里・山の多様な資源に恵まれるとともに、海を通じた交易・交流の拠点として栄えてきた歴史を持つことから、これらの独自の自然・文化資源を活用し、魅力ある広域的な観光ルートの形成、体験滞在型余暇活動の促進等を図る。	多様な地域資源の活用による観光等、地域間交流を通じた半島地域の自立的発展を図る取組等への調査を実施した。 また、地域の活動主体によるワークショップ等を実施し、半島地域における体験観光の推進に向けた課題について認識の共有を図ること等を通じて、課題の解決に必要な人材の育成に向けた交流・連携の促進を図った。	地元のNPO等が主体となって作った体験観光等の新たなモデルツアーの提案・参加や着地型観光等への取組が促進され、自立を柱とした地域活性化への機運が高まった。	半島地域の特性である、豊かな農林水産物や多様な景観をはじめとする、地域資源を活用した地域活性化の取組を産業として持続的・効果的に展開していくため、引き続き、体験観光メニューの開発等の取組の促進を図る。
20	44	豪雪地帯における観光振興	豪雪地帯においては、毎年の恒常的な降積雪に対し、雪害の防除に加えて、雪のもたらす各種資源の利活用による地域経済の発展と住民生活の向上を図ることが重要である。 このため、雪国の多様で豊かな自然環境、居住環境・食文化を含めた地域の生活文化、歴史的施設等の各種観光資源の発掘・再評価とともに、冬季利用に配慮した施設の整備等、雪国の特性を生かした観光・レクリエーションの振興等による多様な交流を促進する。	豪雪地帯対策基本計画に基づき、冬期観光・交流の場として魅力ある地域社会の形成を図るため、冬期の道路交通の確保や、生活環境施設の整備等克雪対策を推進するとともに、雪に強い公園の整備を推進した。また、雪に親しむことをテーマに全国各地で実施した雪まつりや冬季スポーツ教室等の交流活動状況について、関係自治体に情報提供を行った。さらに、雪に親しむことをテーマにした交流活動状況の他、親雪交流施設等、豪雪地帯に係る基礎的データを収集・分析し、雪国の現状・課題について把握するなど、雪国対策について調査・検討を行った。 なお、雪に親しむことをテーマとした交流活動を実施した1市町村あたりの平均交流活動件数が平成21年度は3.2件となっている。	雪国と他地域との多様な交流が促進され、平成21年度の雪に親しむことをテーマにした1市町村あたりの平均交流活動件数は、5年前の平成16年度と比較し1.4ポイント増加した。	今後とも、雪国と他地域との多様な交流の促進を図るため、引き続き、克雪対策及び雪に強い公園の整備を推進するとともに、雪に親しむことをテーマに全国各地で実施した交流活動状況について関係自治体に情報提供等を行う。
21	45	大都市圏における自然環境保全	都市化の進展により自然環境が減少・荒廃し続けている大都市圏において、関係機関が連携した施策展開によるまとまりある自然環境の保全・再生・創出の取組を推進することで、地域住民だけでなく広く圏域住民が自然とふれあい、うるおいを享受できる自然環境の形成を図る。	平成21年7月、近畿圏では、大阪府と和歌山県にまたがる和泉葛城区域において、自然との触れ合いの場や良好な自然景観の提供に資する近郊緑地保全区域の拡大指定を行った。	都市化の進展により自然環境が減少し続けている大都市圏において、圏域住民が自然とふれあい、うるおいを享受できる自然環境を近郊緑地保全区域に指定することにより、まとまりある自然環境の保全等の推進を図った。	引き続き、良好な都市環境を有する大都市圏の形成に向けた施策の検討を進める。
21	46	総合保養地域の整備と既存施設の活用	定年後の田舎暮らしや二地域居住などが注目される中で、その活動の受け皿として大きな役割を持つと考えられる、スポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設等の整備・既存施設のリニューアルを推進するとともに、地域の資源を活用した独自の魅力の向上、地域の他の施設・機能との連携の強化、施設の運営・経営や利活用の工夫、利用促進、人材の育成などのソフト面の充実やそれを生かした地域間交流の促進を図る。	平成16年に発出した基本方針の変更に沿った基本構想の見直しについて、関係道府県に要請したほか、総合保養地域の整備等や、ソフト面での充実状況に関する先行事例等を調査し、知見を共有した。	平成19年6月～現在までに8道府県8構想において、構想の見直し(廃止)が行われ、現在、全国29か所において30基本構想が制定・実施されている。	基本構想に基づく施設整備状況の把握及び基本構想の運用に係る指導等を引き続き行う。
21	47	自然環境にやさしく美しいみなどへの変革	平成18年3月末までに32ヶ所の港湾で干潟・藻場等の整備を行ったが、今後も親水性を高めるとともに良好な環境・景観を創造するため、汚泥浚渫等による水質・底質の改善、干潟・藻場等の積極的な保全・再生・創出並びに海浜及び緑地の整備を推進する。	これまで干潟・藻場等の整備を推進。	過去の開発等により失われた自然環境である湿地・干潟のうち回復可能な面積の約3割を再生することを目標としており、平成21年度までに、約2割の湿地・干潟が再生された。	引き続き、親水性の向上、良好な環境・景観の創造が図られるよう取り組む。
21	48	海洋性レクリエーションの振興	平成18年度は13ヶ所の港湾でポートパークの整備を行ったが、今後もプレジャーボートの活動拠点となる小型船舶の簡易な係留・保管施設の整備を推進するとともに、船舶等の放置等禁止区域の指定を促進し、公共水域の適正な利用促進を図ることにより、海洋を観光資源として活用するレクリエーションの振興を支援する。	これまで、全国66ヶ所で供用されているポートパーク等の簡易な係留・保管施設へのプレジャーボート等の小型船舶の収容を促進するとともに、ポートパークの整備を推進。また、公共水域の適正な利用促進を図るため、船舶等の放置等禁止区域の指定を促進し、全国205港湾で指定。	ポートパーク等の簡易な係留・保管施設へのプレジャーボートの小型船舶の収容を促進している。	引き続き、プレジャーボート等の収容の促進が図られるよう取り組む。



頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
21	49	マリレジャーを活用した地域観光の振興	マリレジャーや地域活性化の拠点である「海の駅」の設置支援及びネットワーク化を推進し、レンタルボート、チャータークルーズ等の幅広いマリレジャーの体験機会を創出する。また、地方公共団体や地元観光事業者等との連携による地域の特性を活かしたイベントの開催や観光情報の提供を促進する。	平成19年10月に「海の駅」を活用し、海洋に関する文化の普及・振興等を目的とするNPO法人「海の駅ネットワーク」を設立し、活動の基盤を構築、「海の駅」の設置推進や「海の駅」を拠点とした海洋教育事業等を官民連携して行った。本法人は、設立当初は東日本のみでの活動であったが、平成22年度より、その活動が西日本にも展開された。 また、平成20年6月に、マリレジャー利用促進のための情報発信や、多面的なマリレジャーを効率的に普及させる等を目的に、上記NPO法人を事務局として、国、マリレジャー関係団体から構成される「UMI協議会」を設立した。参加団体については設立当初の12団体から現在14団体となり、その活動の範囲が広がった。現在「海の駅ホームページ」や「UMIちゃんねる」等、インターネットを活用した情報提供を推進している。	「海の駅」登録件数は、平成19年度末は113駅で、平成22年10月1日現在は130駅に増加した。また、「海の駅」を拠点とした海洋教育イベントは平成20年度4件、平成22年度は15件と増加した。 「海の駅」登録件数の増加、海洋教育イベントの増加、NPO法人の全国展開、UMI協議会の参加団体の連携事業等から、全国規模で、幅広いマリレジャーの体験機会を創出されている。また、一部の海の駅では、地方公共団体や地元観光事業者等との連携による地域の特性を活かしたイベントの開催が定着している。	マリレジャーを活用した地域観光の振興を拡大していくために、「海の駅」の設置や幅広いマリレジャー体験機会の創出の支援を今後とも継続するとともに、「海の駅」と、地方公共団体や地元観光事業者等との連携促進のための支援を行い、地域の特性を活かしたイベントの開催数と開催地域を拡大していく。
22	50	美しい風景の撮影スポットの近傍の駐車場に関する情報提供	安全・快適に駐車できる駐車場と美しい風景の撮影スポットについて、当該駐車場の利用促進や国民への情報提供実施のため、安全な駐車場の整備を行うとともに、撮影スポットに係る情報を発信する。	駐車場の位置を案内するための標識の整備やHPによる情報提供等を実施。	美しい風景の撮影スポットの近傍の駐車場に関する情報提供が着実に実施されたと考えられる。	観光地周辺における迷惑駐車や迷走運転を防止し、交通事故や渋滞を防止するとともに、地域の観光振興を図るため、美しい風景の撮影スポット近傍の駐車場に関する情報提供に、平成23年度も引き続き取り組んでいく。
22	51	観光資源としての河川環境の保全・創出及び活用	汚濁が著しい河川の底泥浚渫や浄化用水の導入による水質改善、多自然川づくりの推進等により良好な河川空間を保全・創出する。	水質汚濁の著しい河川等において、「第二期水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンスII)」に基づき、市町村や地域住民等の取組と一体となって、底泥浚渫や浄化用水の導入などの河川事業を実施。	清流ルネッサンス対象河川における直近5年間の平均環境基準達成率について、平成18年度の約5割から平成21年度末で約6割まで増加している。	引き続き水質改善が必要な箇所における取組を継続する。
22	52	水辺における環境学習・自然体験活動の推進	水辺に近づきやすくする河岸を整備するとともに、学習プログラムの紹介等の水辺での活動に対する支援を行い、身近な水辺における環境学習・自然体験活動を推進する。	『子どもの水辺』再発見プロジェクト、水辺の楽校プロジェクトの推進。	『子どもの水辺』再発見プロジェクトの登録数285箇所、水辺の楽校プロジェクトの登録数279箇所となっている(平成21年度末時点)	引き続き『子どもの水辺』再発見プロジェクト、水辺の楽校プロジェクトを推進する。
22	53	海辺の環境教育の推進	みなとの良好な自然環境の市民による利活用を促進し、自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図るため、地方公共団体やNPOなどが行う自然・社会教育活動等の場ともなる海浜等の整備を行う。	これまで干潟・藻場等の整備を推進。	子供を対象とした『海辺の自然学校』が毎年全国で約30件開催されており、整備された海浜が活用されている。	引き続き、自然環境の大切さを学ぶ機会の充実が図られるよう取り組む。
22	54	中小企業による地域資源の活用支援	観光資源等の地域の特徴ある産業資源(地域資源)は、商品・サービスの差別化・高付加価値化の有効な要素となり得るものであり、こうした地域の「強み」を生かした産業を形成・発展させていくため、地域資源を活用して、新たな商品・サービスを開発しその市場化に取り組む中小企業を総合的に支援する。	地域資源活用促進法に基づく事業計画認定件数は、平成22年12月時点で864件を認定。当初より5年間で1000件の認定事業創出を目指しているが、23年度において目標の達成が見込まれるところ。	認定件数以外にも事業化という点を重視し、市場取引達成率80%という目標を設定し、本事業を実施しているところ。現在計画を遂行途上のものが多数あるため、現時点では59.1%に留まっているが、事業終了時点では目標の達成が見込まれる。	認定事業のフォローアップを重点的に実施していくこととし、モデル性の高い事業計画を積極的に認定・支援していくことで、23年度には200件以上の成功事例の創出を目指す
22	55	構造改革特区、地域再生の活用【再掲】	構造改革特区や地域再生の制度を活用して、地域の創意工夫を生かした魅力ある観光地づくりや、観光資源の活用に関する取組を支援する。	民間企業や地方公共団体等からの提案によって実現した規制の特例措置及び支援措置に基づき、地域の創意工夫を生かした魅力ある観光地づくりや、観光資源の活用に関する構造改革特区計画及び地域再生計画を認定することで、地域の特性に応じた地域活性化を推進している。	規制の特例措置を活用した構造改革特区計画及び支援措置を活用した地域再生計画を種々の分野全体でこれまでに、それぞれ1,132件、1,399件認定している。	今後も引き続き、民間企業や地方公共団体等からの提案、地方公共団体からの構造改革特区計画及び地域再生計画の認定申請を受け付けることにより、地域の特性に応じた、地域の活性化を図る。

(三) 観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備

① 国際交通機関の整備

22	56	国際拠点空港の整備等	増加する訪日外国人旅行者を受け入れ、日本人の海外旅行を円滑化するためには、国際航空路線数と便数を拡充させる必要がある。そのためには国際拠点空港の空港容量を拡大する必要があり、特に空港容量が逼迫しているために増便や新規乗入の要請に応えられていない首都圏において、切実な課題となっている。このため、成田空港の平行滑走路を平成21年度末までに2,500m化して発着容量を拡大させるとともに、羽田空港に新たに四本目の滑走路を平成22年10月末までに整備する。関西国際空港については、二本目の滑走路を整備し、完全24時間空港として活用を図る。 また、首都圏空港(成田空港・羽田空港)の容量拡大に向けて、可能な限りの施策を検討する。	羽田空港については、再拡張事業が完成し、平成22年10月21日に4本目の滑走路となるD滑走路の供用を開始した。 成田空港については、平成21年10月22日に2,500m平行滑走路が供用開始し、平成22年3月28日には、発着容量が20万回から22万回に拡大した。 関西国際空港については平成19年8月2日の二本目の滑走路の供用により、我が国初の完全24時間運用可能な国際拠点空港となった。	羽田空港については、D滑走路の供用開始に伴い、発着容量が37.1万回まで増加し、そのうち、昼間3万回、深夜早朝3万回の発着枠を国際線に割り当て、平成22年10月31日より国際定期便が就航したことから、目標を達成した。 成田空港については、平成21年10月22日に2,500m平行滑走路が供用開始し、平成22年3月28日には、発着容量が20万回から22万回に拡大したことから、目標を達成した。 関西国際空港については、我が国初の完全24時間運用可能な国際拠点空港となったが、引き続き国際競争力を強化する必要がある。	羽田空港については、新しい運用方式の慣熟を前提に、エプロンの新設、航空保安施設の更新・改良等の機能向上事業を実施することにより、平成25年度中を目途に昼夜合わせて44.7万回までの増枠を実施予定。また、44.7万回までの増枠を機に、国際線旅客ターミナルの拡充により、国際線枠を9万回規模に拡大し、欧米や長距離アジアを含む高需要・ビジネス路線を展開する予定。その他、深夜早朝時間帯における長距離国際線の機材の大型化を図るためにC滑走路延伸事業を実施する予定。 成田空港については、平成22年10月の発着容量の拡大に関する地元合意を踏まえ、管制方式の高度化や施設の拡充整備等により着実に容量拡大を実施していく。 首都圏空港の更なる容量拡大については、国土交通省成長戦略に基づき、施設整備、管制面・環境面等における制約への対応など、あらゆる角度から可能な限りの方策を総合的に検討していく。 関西国際空港については、国土交通省成長戦略会議のとりまとめ結果を受け、LCC誘致によるインバウンド受入拠点としての地位確立を図る。
----	----	------------	---	---	--	--

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
23	57	旅客ターミナルの整備	国際拠点空港・港湾は、訪日外国人旅行者にとっては我が国に入国するための玄関に相当する施設であり、おもてなしの心で迎えるためには、旅客の快適性の確保に特に配慮する必要がある。このため、旅客ターミナル等の施設を充実させるとともに、両替や案内等のサービス機能の多様化・高度化を図る。また、地方空港の出入国管理体制を充実させる。	旅客ターミナルの整備に対する支援を推進。  羽田空港については、PFI手法を活用し、国際線旅客ターミナルビルを整備し、平成22年10月21日より供用を開始した。また、供用に合わせ、京浜急行電鉄及び東京モノレールが新駅を整備した。 成田空港については、第1、第2両ターミナルへのインラインスクリーニングシステムの導入や内線乗り継ぎ施設の整備を実施した。また、平成22年7月17日には成田スカイアクセスが開業した。 関西国際空港については、爆発物検出装置の旅客手荷物処理システムへの取り組み(インライン化)によるチェックインの円滑化を図るとともに、出国エリアの再開発によるサービス施設の充実等を通じ、利用者利便の向上を図った。 中部国際空港については、チェックインカウンターの増設等を行った。	旅客ターミナルの整備に対する支援を着々と推進している。  羽田空港については、国際線利用者の利便性が向上し、新駅の整備等により空港へのアクセスが向上した。 成田空港については、旅客のチェックインに要する時間が短縮されたことで出発ロビーの混雑緩和が図られるとともに、国内線から国際線への乗り継ぎにかかる移動距離等が大幅に短縮され、乗り継ぎ利便性が向上した。また、これまで最速で51分かかっていた都心から空港へのアクセスが最速で36分となり、旅客の利便性が向上した。 関西国際空港・中部国際空港については、左記の取り組み等により、サービス機能の多様化・高度化が図られた。	心地よい観光空間の創造等による観光圏の魅力向上と、快適な旅客ターミナルの整備等による観光客の移動の快適化について、ソフト・ハード両面から総合的に推進する。  羽田空港については、平成25年度中に見込まれる増枠により実現される予定の国際線6万回(昼間時間帯)への対応として、国土交通省成長戦略に基づき、国際線旅客ターミナルの拡充を予定。 成田空港については、国際航空ネットワークの強化や国内フィーダー路線の拡充、LCCやビジネスジェットの受け入れ環境整備を実施していくなかで、多様なニーズに対応するため、引き続きサービス機能の多様化・高度化を図り、旅客の利便性を向上していく。 関西国際空港については、国土交通省成長戦略会議のとりまとめ結果を受け、LCC誘致によるインバウンド受入拠点としての地位確立を図る。 中部国際空港については、引き続きサービス施設の充実を図る。
23	58	航空保安システムの整備	航空交通の安全確保を最優先としつつ、航空交通容量の拡大を図り、より多くの航空機の運航と観光旅行者の往来を可能とするため、新たな航空通信システム、航法システム、監視システムの確立を図る次世代航空保安システムの整備を推進するとともに、空港の就航率向上を図るため、ILS(計器着陸装置)の高カテゴリー化や双方向化等を推進する。	諸外国との交流拡大等に伴う航空交通量の増大に対応するため、また、空港の就航率向上を図るため、以下の整備を実施した。 柔軟な経路設定により経路の複線化が可能となる広域航法(RNAV)を効果の高い空港・経路から順次導入した。 交通流や交通量の予測・制御精度の向上を図るなど、航空交通管理(ATM)センターの機能の充実・強化を実施した。 羽田・成田エリアを統合し、一元的にレーダー管制を実施するとともに、東京管制部の管轄空域に羽田・成田の発着機・到着機を専門に取り扱うセクターを設置した。(関東空域の再編) 飛行計画情報の電子表示化、多様な管制支援機能の提供等を行う次期管制システムの整備を実施した。 雲・霧等でも着陸できる機会が増す、計器着陸装置(ILS)の高カテゴリー化・双方向化を実施した。 離島空港における衛星航法を利用したRNAV進入方式の導入を進めた。	我が国における航空機の飛行回数はこれまで順調に伸びてきていること、また左記の施策を実施していること等から、適切に航空交通容量の拡大を図ってきている。また、空港の就航率についても高い水準を推移している。	引き続き、航空交通量の増大への対応や空港の就航率向上を図るため、主要路線への広域航法(RNAV)の導入、混雑空港(羽田・成田)への到着機について、空港付近の合流ポイント以降から空港までの到着順序を調整するため、予め出発空港から合流ポイントまでの各航空機の時間調整を行う等の航空交通管理(ATM)センターの機能の更なる充実・強化、各々の空域を担当する管制官のワークロードを分散化するための首都圏空域の細分化(関東空域の再編)、離島空港におけるRNAV進入方式の導入拡大等を進めるとともに、既存施設の機能保持のため、施設の更新・改良を適切に実施する。 また、国際民間航空機関(ICA)において定められた将来の航空交通管理(ATM)に関する方針を踏まえ、全体を1つの空域として捉え、出発から到着までの航空機の軌道を最適化する航空交通管理を中核とした航空交通システムの構築を進める。
23	59	航路の整備	クルーズによる観光交流を振興するためには、クルーズ船を受け入れる環境を整備する必要がある。航路の開発、保安を行う。	開発保全航路の整備をはじめ、所要の航路整備事業を実施。	開発保全航路の整備をはじめ、所要の航路整備事業を着々と実施している。	国際・国内海上輸送ネットワークの根幹を形成している開発保全航路において、機能に重大な障害が発生することがないように適切な開発・保安・管理を推進する。
② 国際交通機関に関する施設の整備						
23	60	空港・港湾へのアクセス向上	成田空港と都心部とのアクセス時間を、現行の50分台から30分台に大幅に短縮するためのアクセス鉄道を平成22年度までに整備するなど空港アクセス鉄道の整備を推進するほか、拠点的な空港・港湾と高速道路等を結ぶ道路を整備するなど空港・港湾へのアクセスの向上を図る。	平成22年7月17日の成田新高速鉄道の開業により、成田国際空港から都心部までの所要時間は30分台となった。  平成19年度～平成22年度迄に拠点的な空港・港湾と高速道路等のICとのアクセス道路等の整備を推進。	成田国際空港から都心部までの所要時間が30分台となり、三大都市圏の国際拠点空港(成田国際空港、関西国際空港及び中部国際空港)と都心部との所要時間は30分台を実現した。  拠点的な空港・港湾と高速道路等のICとのアクセス道路等の整備を実施した結果、拠点的な空港・港湾への道路アクセスの向上が図られたと考えられる。	我が国の国際競争力を維持・強化していく観点から、大都市圏における空港アクセス鉄道の改善方策についての調査を実施。特に東京都心部や大阪都心部のビジネス拠点から国際空港への更なるアクセス改善について、既存の鉄道ネットワークを活用した短絡線の整備をはじめとした広範な改善方策についての調査を行う。  拠点的な空港・港湾への道路アクセス向上のため、高速道路等のICとのアクセス道路等の整備に、平成23年度以降も引き続き取り組んでいく。
③ 国内の幹線交通に係る施設の整備						
24	61	空港の整備	羽田空港の四本目の滑走路を平成22年10月末までに整備して発着容量を拡大させる。また、既存施設の空港能力、利便性、安全性の向上を図る機能向上を実施することにより、国内航空ネットワークを拡充する。	羽田空港については、再拡張事業が完成し、平成22年10月21日に4本目の滑走路となるD滑走路の供用を開始した。 一般空港においては、既存施設の空港能力、利便性、安全性の向上を図るため、就航率向上や滑走路誤進入対策等の事業を実施しているところ。	羽田空港については、D滑走路の供用開始により、発着容量が37.1万回まで増加したことから、目標を達成した。 一般空港においては、左記施策を必要空港において順次実施中であり、完了後は就航率向上、滑走路誤進入対策等が図られると考える。	羽田空港については、新しい運用方式の慣熟を前提に、エプロンの新設、航空保安施設の更新・改良等の機能向上事業を実施することにより、平成25年度中を目途に昼夜合わせて44.7万回までの増枠を実施予定。 一般空港においては、必要に応じて、既存施設の空港能力、利便性、安全性の向上を図るため、就航率向上や滑走路誤進入対策等の事業を引き続き推進する。

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
24	62	幹線鉄道の整備	整備新幹線について、平成16年12月の政府・与党申合せに基づき、着工区間の着実な整備を推進するとともに、在来幹線鉄道の高速化を進め、高速鉄道ネットワークの拡充を通じて、観光旅行者の広域的な移動の高速化・円滑化を図る。	整備新幹線については、平成22年12月に東北新幹線(八戸～新青森間)が開業し、平成23年3月に九州新幹線鹿児島ルート(博多～新八代間)が開業予定。現在、北海道新幹線(新青森～新函館間)、北陸新幹線(長野～白山総合車両基地間)、九州新幹線長崎ルート(武雄温泉～諫早間)の3線の整備が着実に進められている。 在来幹線鉄道の高速化については、JR西日本の宇野・本四備讃線等で高速化事業への補助制度を活用しつつ支援してきたところ。	整備新幹線については、予定どおりの完成・開業に向け、着実な整備が進められている。 在来幹線鉄道の高速化については、補助制度を活用した各事業の実施により、順調に整備が進められている。	整備新幹線については、予定どおりの完成・開業を目指して、今後とも着実な整備を進める。 在来幹線鉄道の高速化等については、引き続き地域の取組みを支援していく。
24	63	高速道路等の整備等	観光地へのアクセスや観光地間の周遊の利便性を向上させることにより、地域全体の魅力をより高めるため、観光地へのアクセスや地域間の交流・連携の強化を図る高速道路等の整備を推進する。 スマートインターチェンジ(ETC専用IC)を含めインターチェンジを既存の路線に追加するなどして、観光旅行者の利便性の向上を図る。また、平成20年度以降、高速道路料金の引下げによる既存高速ネットワークの効率的活用・機能強化のための新たな措置を講じることとしており、弾力的な料金の導入により、高速道路を観光旅行者にとって利用しやすいものとする。	地域間の交流・連携の強化を図り、観光地へのアクセス・観光周遊ルートの形成等のため、高速道路等の整備を推進。 スマートインターチェンジについては、平成22年11月までに全国で52箇所が供用中。 高速道路の料金引下げについては段階的に導入し、平成21年3月に地方部休日上限1000円等を導入。また、平成22年6月より、無料化社会実験を実施中。	高速道路等の整備等により、観光地へのアクセス強化が図られたと考えられる	地域間の交流・連携の強化を図り、観光地へのアクセス・観光周遊ルートの形成等を支援するため、高速道路等の整備等に、平成23年度以降も引き続き取り組んでいく。

④ 国内の地域交通に係る施設の整備

24	64	地域公共交通の活性化・再生	観光振興の観点から、地域に訪れた観光客の地域内の移動手段として良質な公共交通を確保することが極めて重要である。便利で利用しやすい公共交通は観光地の魅力増大に貢献し、車両や輸送サービス自体が観光資源となる場合もあることから、地域公共交通の活性化・再生を図る必要がある。 このため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律を積極的に活用し、地域の関係者が地域公共交通について総合的に検討し、当該地域にとって最適な公共交通のあり方について合意形成を図り、合意に基づき各主体が責任を持って推進する取組を総合的に支援していく。	平成19年10月には「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が施行され、平成20年度予算において、同法律を活用し、鉄道、コミュニティバス・乗合タクシー、旅客船等の多様な事業に創意工夫をもって取り組む協議会に対し、パッケージで一括支援する新たな支援制度「地域公共交通活性化・再生総合事業」が創設された。	「地域公共交通活性化・再生総合事業」の具体的措置として、地方バス・地域鉄道・離島航路・離島航空路の維持・活性化等に対して支援を行った結果、認定事業件数(調査事業及び計画事業の合計)は平成20年度が249件、平成21年度が737件、平成22年度が436件と年々増加しており、地域の創意工夫ある自主的な取り組みを推進していると言える。	地域公共交通活性化・再生総合事業は、本年6月の行政事業レビューにおいて「一旦廃止」と判定されたことも踏まえ、他の公共交通に係る支援事業とともに、抜本的に見直しを図っているところである。
25	65	鉄道等の整備	既存の鉄道を結ぶ連絡線等の整備による都市鉄道の利便増進、交通機関相互の結節機能の向上、相互直通運転化による乗継負担の軽減やLRTの整備等により、公共交通のネットワークの充実度を高め、外国人旅行者をはじめとする観光旅行者が円滑に移動できるようにする。また、都市圏毎に鉄道・バス等の各事業者間で相互利用可能な共通ICカードシステムの導入の推進により公共交通ネットワークを観光利用者にとっても利用しやすいものとする。	<開業実績等> H20.1 京都市東西線(二条～太秦天神川) H20.3 横浜市グリーンライン(日吉～中山) H20.6 東京メトロ副都心線(池袋～渋谷) H21.10 京阪電気鉄道(株)中之島線(中之島～天満橋) H21.10 京成本線日暮里駅改良工事供用開始 H21.3 阪神電鉄(株)阪神なんば線(西九条～大阪難波) H21.12 富山地方鉄道(株)(市内環状線部分) H22.7 成田高速鉄道アクセス(株)成田高速鉄道アクセス線(印旛日本医大～成田空港) H23.3 名古屋市6号線(野並～徳重)  <ICカードの導入状況等> 平成13年のJR東日本「Suica」以降、鉄道系ICカードの導入が進み、共通化などのエリア拡大や平成19年3月の「PASMO」の導入を契機とした「Suica」との相互利用化などにより、利用者利便の向上に寄与している。  自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業により、ICカードシステム導入を推進してきた。	新規路線の開業や既設線を延長し、さらに相互直通運転の実施や乗り換え利便性を向上させることで、公共交通ネットワークのさらなる充実が図られた。 ICカードについては、平成21年には、土佐電気鉄道「ですか」、札幌市交通局「SAPICA」、JR九州「SUGOCA」、福岡市交通局「はやかけん」、広島高速交通「PASPY」、平成22年には富山地方鉄道「ecomycia」が導入されている。  本事業等の実施によりICカードシステムの導入事業者数及びバス車両数は増加しており、当局が把握している直近3年度の統計では、平成18年度に53事業者・8264車両、平成19年度に106事業者・19506車両、平成20年度に147事業者・27285車両と導入が進んでいる。	公共交通ネットワークのさらなる充実を図るため、関連事業を推進する。また、ICカードの導入等については、引き続き事業者の取組みの把握に努め、必要に応じ事業者への助言を行う。  ICカードシステム導入等バスの利便性向上に資する取組みを支援している自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業(バス関係)は、平成21年度事業仕分けによりオムニバスタウン整備事業を除く他の事業は平成22年度をもって事業廃止となった。 今後は他の公共交通に係る支援事業において措置が可能となるよう、抜本的に見直しを図っているところである。
25	66	旅客ターミナルの整備	離島をはじめとする各地域の玄関に相当する旅客船ターミナル等の施設を充実させるとともに、地域情報の提供や案内等のサービス機能の多様化・高度化を図る。	旅客ターミナルの整備に対する支援を推進。	旅客ターミナルの整備に対する支援を着々と推進している。	旅客の大幅減少など大きな環境変化にさらされている離島航路の再生に向けて、地域公共交通活性化や航路事業の構造改善支援等のための取り組みと連携して、船舶の大型化、就航率の向上等のための港湾整備を推進する。
25	67	地域内の道路の整備等	観光の振興に寄与し地域の経済・社会を支える、日常生活の基盤としての市町村道から国土構造の骨格を形成する高速道路等に至る道路ネットワークの整備を推進する。また、一般道路において「休憩機能」「情報発信機能」「地域の連携機能」の3つを併せ持つとともに、それ自体が観光資源にもなる「道の駅」の整備を進める。	日常生活の基盤としての市町村道から国土構造の骨格を形成する高速道路等に至る道路ネットワークの整備を推進。 平成19年度～平成22年度(H22.8.9)迄に全国94駅が開業し、現在までで全国累計952駅を指定。	観光の振興に寄与し地域の経済・社会を支える道路ネットワークの整備が図られていると考えられる。 沿道地域の文化、歴史、名所、特産物などの情報を活用し多様で個性豊かなサービスの提供とともに休憩施設としての役割のみならず、個性豊かなにぎわいのある空間として地域の核が形成され、活力ある地域づくりや道を介した地域連携の促進などに寄与しているものと考えられる。	観光の振興に寄与し地域の経済・社会を支えるため、道路ネットワークの整備に、平成23年度以降も引き続き取り組んでいく。 活力ある地域づくりを担う施設に対する道の駅の登録に、平成23年度以降も引き続き取り組んでいく。

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
---	------	----	------	------	----	-------------

2. 観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成

(一) 観光産業の国際競争力の強化

25	68	地域独自の魅力を生かした旅行商品の創出【再掲】	国内旅行市場の活性化とこれによる地域の活性化を図るためには、地元観光関係者と旅行会社の連携・協働による地域独自の魅力を生かした旅行商品の創出を促進することが重要である。そのため、平成18年度に全国10ブロックに設置した観光まちづくりアドバイザー会議による地域に対するコンサルティング(平成18年度は17地域を対象に実施し、平成19年度は20地域での実施を目指す)や地域と旅行会社との商談会(平成18年度は1回、平成19年度は2回開催予定)等、観光振興に取り組む地域と旅行会社のマッチングのための施策を推進する。	旅行者ニーズの多様化を踏まえ、地域固有の資源を活用した魅力ある旅行商品の創出・流通により、新たな旅行需要の創出と地域の活性化を図る観点から、地域の観光魅力を熟知した地元との関係者と旅行会社の連携・協働を促進するため、「観光まちづくりコンサルティング事業」を実施した。また、「地域が提案する魅力ある商品説明会」を開催し、地域と旅行会社のマッチングの場を提供することで、地域固有の資源を活用した魅力ある旅行商品の更なる流通促進を図った。	「観光まちづくりコンサルティング事業」については、平成19年度以降でも全国61地域のコンサルティングを実施してきたところであり、商品説明会と相まって、地域独自の魅力を生かした旅行商品の創出と流通の促進に一定程度寄与したものと考えている。	—
26	69	旅行満足度調査等の実施	旅行の楽しさを増進させるため、旅行満足度調査等を実施し、観光産業の国際競争力強化に活用する。	平成19年度には海外旅行者満足度調査を実施するとともに、平成20年度には国内旅行者満足度調査を実施した。	調査結果について、デジタル・ワールド・キャンペーン等の民間の取り組みの参考として活用されている。	—
26	70	宿泊産業の国際競争力の強化	地域における観光客受入の中核をなす宿泊産業の国際競争力の強化のためには、海外からの旅行者にとって諸外国と遜色のない利便性・快適性を有する宿泊施設の整備を促進する必要がある。そのため、外客ニーズの高い設備の導入等を促進するための措置を講じ、主要な宿泊施設における諸外国の映像国際放送受信設備、高速通信設備の導入率を平成23年度までに50%(平成18年度末:それぞれ10%、11%)にするなどホテル・旅館の外客対応を推進する。 また、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成のためには、地域における観光客受入の中核をなす宿泊産業が、個人・小グループ旅行の増大や旅行者ニーズの多様化等の環境変化や外国人旅行者のニーズに対応した新たなサービスの提供を促進する必要がある。そのため、実証実験の実施などにより地域との連携による「泊食分離」等の新たなサービス提供のためのビジネスモデルの構築を図る(平成18年度は「泊食分離」等に係る実証実験を全国8地域で実施)とともに、その全国的な普及に取り組む、宿泊産業における新たなサービスの提供を推進する。 さらに、我が国の伝統と文化を守り「おもてなしの心」で内外の旅行者を受け入れるという重要な役割を担っている旅館業について、新たな旅行者ニーズに対応した設備投資のための資金の確保等、その経営基盤の強化・確立を図り、日本旅館の魅力の向上を促進する。 以上に加えて、宿泊施設に関する情報提供の充実や販売方法の改善、生産性の向上を推進し、国際競争力の強化を図る。	平成19年度においては、地域ぐるみ(飲食店、観光施設、土産物店、交通機関等の連携)での受入体制の整備による泊食分離の実施や長期滞在プランの提供を通じた平日連泊による需要の平準化に係る実証実験を実施した。さらに、平成20年度から平成22年度までの3か年にわたり、「観光産業のイノベーション促進事業」を実施し、観光産業における新たなビジネスモデルの構築とその普及・啓発を図った。 訪日外国人に対する接遇の向上の観点から、ホテル・旅館のうち、一定の基準を満たすものについては、「国際観光ホテル整備法」に基づき登録を行っており、登録を受けたホテル・旅館に対しては、地方税の不均一課税が適用されることとなっている。また、「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」に基づく滞在促進地区内のホテル・旅館に対する宿泊サービスの改善・向上のための施設整備への特別貸付制度や旅行業法の特例等の支援措置を講じている。	「観光産業のイノベーション促進事業」においては、平成20年度と22年度の2か年で実証事業として20件を採択し、その取り組みを支援する等、宿泊産業における新たなサービスの提供の促進に一定程度寄与したものと考えている。 全国で約3,000の施設が「国際観光ホテル整備法」に基づく登録を受けているところ、訪日外国人旅行者が安心して宿泊できる一定のサービスレベルを確保するひとつの目安となっている。また、宿泊施設が活用可能な融資制度の充実が図られる等、新たな取り組みに向けた環境の整備も着実に進んでいる。	「観光産業のイノベーション促進事業」の成果等を基に、引き続き、宿泊産業における新たなサービスの提供について関係者への啓発を図るとともに、新たな取り組みを促す環境の整備を図る。 ホテル・旅館のニーズを的確に把握しながら、ホテル・旅館の整備の促進に向けた基礎的データの整理・分析や環境の整備等、必要な施策を講じていく。

(二) 観光の振興に寄与する人材の育成

① 観光地及び観光産業の国際競争力の強化に資する高等教育の充実

26	71	観光関係学会や観光関係高等教育機関の充実	観光産業の高度化を図るため、データの提供や助言等を通じて観光関係学会等の活動の充実を奨励するとともに、観光の振興に寄与する人材を育成する高等教育機関における教育の充実を奨励する。	観光分野の人材育成に関しては、産業界のニーズを踏まえ、産学官の連携の下で教育内容の拡充を図るため、産学官の関係者が一同に会する意見交換の場として「観光関係人材育成のための産学官連携検討会議」を開催するとともに、産学官連携による観光経営マネジメント人材育成のためのカリキュラムモデルの作成とその効果検証を通じて、観光経営マネジメント教育の強化を支援している。 平成22年度から、産学連携による実践型人材育成事業「専門人材の基盤的教育推進プログラム」において、今後成長が見込まれる分野の中堅技術者等として求められる知識・技能を育成するとともに、高度専門人材として専門性の基礎を培う基盤的教育を進める取組の支援・推進を図っており、観光分野についても、この事業において採択を行い、事業を実施している。	大学の観光関係学部・学科の定員については、平成18年の約3,000人(28学部29学科)から平成22年には約4,800人(42学部47学科)に増加しており、高等教育機関における教育の機会が拡大している。 平成22年度から、産学連携による実践型人材育成事業「専門人材の基盤的教育推進プログラム」において、観光分野についても採択をしており、観光産業を高度化するための人材育成を推進している。	今後は、モデルカリキュラムの策定とその実践に加え、教育者のスキルアップも図っていくことにより、カリキュラムと教育者の両面からのアプローチを通じて、より一層強力に、観光経営マネジメント教育の充実・強化を図っていく。 産学間の連携・取組により、専門人材養成を戦略的に推進していく観点から、各成長分野における取組を先導する産学コンソーシアムを組織化し、中核的専門人材養成のための新たな学習システムの基盤を整備する「成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進」を平成23年度予算案として計上している。
27	72	インターンシップの活用	学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行えるインターンシップの観光関係高等教育機関における経験学生数は平成18年度は599人であったが、平成18年1月に設置した「観光関係人材育成のための産学官連携検討会議」の場などを通じて、観光業界への受入を促進することにより、実践的で観光産業の中核を担う優秀な人材の育成を図る。	インターンシップ実施における企業・大学双方の受入内容等についての認識の共有化及び手続きの簡素化などを目的として、平成20年度からインターンシップモデル事業を実施している。	インターンシップモデル事業については、平成20年度には6大学学13名であった参加者が、平成22年度には17大学62名になる等、自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行える機会が拡大している。また、観光関係高等教育機関において、独自での企業とのインターンシップの関係の構築も進んでいる。	引き続き、産学官で連携しつつ、インターンシップによる観光業界への学生の受入を促進することにより、実践的で観光産業の中核を担う優秀な人材の育成を図っていく。

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
② 観光事業に従事する者の知識及び能力の向上						
27	73	観光マネジメントの強化	<p>国際競争力を備えた観光関連産業を担う人材、さらには魅力ある観光地づくりをマネジメントする人材などの育成のため、産学官が連携し、観光産業における経営マネジメント教育の体系化や経営者層、将来経営を担う者を対象にした教育機会の導入など、経営マネジメント教育を充実させるとともに、大学等において活用できるような教育プログラムを開発・改善する。</p> <p>地方公共団体職員等についても、コンベンション誘致、景観形成、新事業創出、プロモーション、情報発信なども含めた魅力ある観光地づくりのための研修を充実させる。</p> <p>また、観光案内所の職員をはじめとする観光事業従事者や善意通訳等を対象に訪日外国人対応レベルの向上を図る研修をこれまで5,000名以上実施してきたところであるが、今後はこのような取組とあわせて、関係業界と連携しながら、観光事業従事者の新たな技能評価システムの導入や資格制度の導入(平成18年度現在、4業種8件)の奨励を行うことにより、観光事業従事者のインセンティブの向上や多様化する訪日外国人旅行者への接遇の向上を図る。</p>	<p>「集客交流経営人材育成事業運営委員会」で開発した教育プログラムをもとに、産学官が連携し、事業経営と地域経営に関わるイノベーション人材の育成を行った。具体的には、一橋大学大学院MBA等のコンソーシアムによる「ホスピタリティ・マネジメント高度経営人材育成プログラム」において科目開発授業と成果普及を行うとともに、立教大学等のコンソーシアムによる「観光地を革新する観光地経営専門家育成プログラム」において教育システム、プログラム、シラバス、教材の開発、これに関連する観光まちづくりリーダー等への調査を実施した。</p> <p>観光分野の人材育成に関しては、産業界のニーズを踏まえ、産学官の連携の下で教育内容の拡充を図るため、産学官の関係者が一同に会する意見交換の場として「観光関係人材育成のための産学官連携検討会議」を開催するとともに、産学官連携による観光経営マネジメント人材育成のためのカリキュラムモデルの作成とその効果検証を通じて、観光経営マネジメント教育の強化を支援している。</p> <p>インターンシップ実施における企業・大学双方の受入内容等についての認識の共有化及び手続きの簡素化などを目的として、平成20年度からインターンシップモデル事業を実施している。</p> <p>また、将来の沖縄観光をリードする高度な観光人材を育成するため、平成21年度から経営者向けの人材育成・経営管理等に関するセミナー等を実施している。</p> <p>また、観光関係従事者の訪日外国人旅行者の接遇の向上等を図るため、訪日外国人の受入れに係る基本マニュアルを作成するとともに、当該マニュアルを活用した研修会を実施している。</p>	<p>平成22年度より、一橋大学大学院MBA等のコンソーシアムによる「ホスピタリティ・マネジメント高度経営人材育成プログラム」において、商学研究科経営学修士コースに「ホスピタリティ・マネジメントプログラム」を開設するとともに、アドバイザーボードを設立した。また、立教大学等のコンソーシアムによる「観光地を革新する観光地経営専門家育成プログラム」においては、立教大学大学院観光学研究科等に「観光地を革新する観光地経営専門家育成プログラム」を開設するとともに、観光地経営研究会を設立した。</p> <p>大学の観光関係学部・学科の定員については、平成18年の約3,000人(28学部29学科)から平成22年には約4,800人(42学部47学科)に増加しており、高等教育機関における教育の機会が拡大している。</p> <p>インターンシップモデル事業については、平成20年度には6大学13名であった参加者が、平成22年度には17大学62名になる等、自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行える機会が拡大している。また、観光関係高等教育機関において、独自の企業とのインターンシップの関係の構築も進んでいる。</p> <p>沖縄においては、セミナーの実施により経営者層の意識啓発が図られ、着実に魅力ある地域づくりが図られている。</p> <p>研修会の実施等により、着実に宿泊施設の従業員等の外国人接遇の向上が図られている。</p>	<p>一橋大学及び立教大学において、観光マネジメントのプログラムの自立的運営を行い、受講生の拡大及びプログラムの波及を図っている。</p> <p>今後は、モデルカリキュラムの策定とその実践に加え、教育者のスキルアップも図っていくことにより、カリキュラムと教育者の両面からのアプローチを通じて、より一層強力に、観光経営マネジメント教育の充実・強化を図っていく。</p> <p>引き続き、産学官で連携しつつ、インターンシップによる観光業界への学生の受入等を促進することにより、実践的で観光産業の中核を担う優秀な人材の育成を図っていく。</p> <p>引き続き、関係団体が実施する研修等の支援を行うことで、宿泊施設の従業員等の外国人接遇の向上を図っていく。</p>
27	74	ボランティアガイドの育成	<p>地域を訪れる観光旅行者に対して地域の案内や紹介に貢献するボランティアガイドに関しては、社団法人日本観光協会の「地域紹介観光ボランティアガイド活動の手引き」や「地域紹介観光ボランティアガイド運営活動マニュアル」の作成や平成8年度から毎年1回開催されている「地域紹介観光ボランティアガイド全国大会」などのガイド技術の向上、ガイド相互の情報交換等に向けた取組が行われているところである。今後も研修の充実などとあわせてボランティアガイドの育成に向けた取組を促すことにより、ボランティアガイドの数を平成18年の31,301人から平成23年までに概ね5割増やして47,000人とする。</p>	<p>社団法人日本観光協会によると、ボランティアガイドの数は平成18年度に33,197人、平成19年度に34,290人、平成20年度に39,031人、平成21年度に40,837人と着実に増えている。</p>	<p>社団法人日本観光協会のボランティアガイドは右肩上がりで増え続けているものの、現状の増加ペースでは平成23年の47,000人は厳しい状況にあるが、独立行政法人国際観光振興機構(JNTO)では、街頭・車内等で困っている訪日外国人旅行者に通訳を行うグッドウィルガイド(善意通訳)の募集を行っており、その登録者数は平成22年で55,158人となっている。</p>	<p>引き続き社団法人日本観光協会と独立行政法人国際観光振興機構を中心としてガイド活動の啓蒙を行い、ボランティアガイドにおいても「地域紹介観光ボランティアガイド全国大会」等を通して目標人数の早期実現を目指す。</p>
28	75	観光カリスマ塾の開催	<p>地域のリーダーとして観光地づくりに成功した「観光カリスマ」から、その取組内容の講義、活動現場の体験、受講生によるワークショップなどをセミナー形式で集中的に行う「観光カリスマ塾」を平成16年度から開催し、18年度には9か所で開催しているが、19年度も引き続き同程度開催し、地域の観光振興を担う人材を育成する。</p>	<p>「観光カリスマ塾」の平成19年度以降の開催実績は次のとおり。  平成19年度 広島県呉市等8地域で実施  平成20年度 鹿児島県指宿市等8地域で実施  平成21年度 北海道音更町等8地域で実施  平成22年度 岩手県遠野市等9地域で実施</p>	<p>観光カリスマからその取組のプロセスについて現地直接講義を受ける「観光カリスマ塾」を開催し、平成22年度は計203名が受講した。事後アンケート調査では、90%の受講生が「満足」との評価を行い、非常に有意義であったとの意見も多く、成功者のノウハウの普及を図り、観光地づくりに取り組む人材の育成に貢献してきたところである。</p>	<p>個人の努力や偶然性に立脚するのではなく、全国各地において、体系的に観光地づくりを担う中核的な人材の育成を行うため、観光地づくりに必要とされる人材像や習得すべき知識・スキルを明確化した「観光地づくり人材育成ガイドライン」の検討・具体化を行い、活用を図っていく。</p> <p>また、観光地づくりを担う人材を育成するため、国内外からの観光に関する専門家の招請による研修の実施や、国内外の先進的な観光地等への派遣による実地研修等を行う。</p>
28	76	観光分野における女性の人材育成	<p>女性が活躍している観光事業の優良事例を収集し、広く普及すること等により、観光に携わる女性の人材育成を行う。</p>	<p>地域における観光分野で女性が活躍している事例を収集し、男女共同参画局のホームページにより情報提供した。</p>	<p>地方公共団体等の取組を支援するための事業を展開し、地域における観光に関する女性の人材育成を促進することに一定の効果があった。</p>	<p>観光に関する女性の人材育成に資する事例を収集し、広く普及するほか、地域の課題解決に関し、男女共同参画の視点に立った指導・助言を行うアドバイザーとして、観光分野の女性の人材育成に資する専門家を派遣する。</p>
③ 地域の固有の文化、歴史等に関する知識の普及の促進						
28	77	学校における地域固有の文化、歴史等に関する教育の充実	<p>学校における地域固有の文化、歴史等に関する学習を進めることにより、次世代を担う子どもたちに対し観光に対する興味及び理解を早い段階から促す。</p>	<p>子どもたちが自らの地域について学び、「旅をする心」「地域を愛する心」の醸成を目的として「児童・生徒によるボランティアガイド」の普及促進を図った。平成20年度に4地域、平成21年度に16地域でモデル事業を行い、報告書をまとめると共に自主的な実施に向けた「指導者向け」及び「児童・生徒向け」の手引き書を作成した。</p> <p>平成20年・21年に小・中・高等学校学習指導要領を改訂し、郷土の伝統や文化に関する教育の充実を図り、例えば、中学校社会科において、身近な地域の歴史を調べる活動を通して、受け継がれてきた伝統や文化への関心を高める学習や、各時代の文化の学習等を充実させることとした。</p>	<p>手引き書の作成により、各地の実事例の共有が容易になり、今後実施を検討する学校・地域への助けになっている。</p> <p>学習指導要領を改訂し、身近な地域の歴史や各時代の文化の学習等の充実を図った。平成23年度から順次全面実施となる新しい学習指導要領の趣旨・内容の周知を図っていくことが重要。</p>	<p>ホームページ等により、手引き書の普及を図る。</p> <p>引き続き、身近な地域の歴史や各時代の文化の学習等の充実を図った新学習指導要領の趣旨・内容の周知を行う。</p>

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
28	78	伝統文化の保存・活用【再掲】	次世代を担う子どもたちに対し、学校、文化施設等を拠点とし、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、武道、茶道、華道などの伝統文化に関する活動を体験・修得できる機会を提供する。また、地域において守り伝えられてきた祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸等の個性豊かな伝統文化の継承・発展を守るため、伝統文化保存団体等が実施する伝統文化の保存・活用のための事業を支援するとともに、全国民俗芸能大会等を開催し、国民の理解と関心を深め、各地における保存・伝承活動の活性化を推進する。	子どもを対象に、土・日曜日などに、学校、文化施設等を拠点とし、伝統文化に関する活動を、計画的、継続的に体験・修得できる機会を提供する「伝統文化こども教室事業」を実施するとともに、地域において守り伝えられてきた個性豊かな伝統文化の継承・発展を目的として、伝統文化保存団体等が実施する事業を支援する「ふるさと文化再興事業」を実施している。また、平成22年度からは、地域に伝わる伝統文化の活性化や復興等のための各地域の主体的な取組を支援することにより、有形・無形の歴史的な文化遺産を活かしたまちづくりを推進するとともに、伝統文化の確かな継承と地域の活性化を図る「地域伝統文化総合活性化事業」を新たに実施している。全国各地の民俗芸能を幅広く公開・普及するとともに、民俗文化財の保存・振興を目的とした全国民俗芸能大会などを支援することにより、各地域の魅力的な伝統文化を発信している。	伝統文化こども教室事業、ふるさと文化再興事業、地域伝統文化総合活性化事業、全国民俗芸能大会等を支援することにより、各地における伝統文化の保存・伝承活動の活性化を推進した。	地域に伝わる伝統芸能等の継承・公開を含め、地域の文化遺産を活かした観光振興・地域活性化を推進するため、「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」を平成23年度予算案において新規に計上している。また、引き続き、全国各地の民俗芸能を幅広く公開・普及するとともに、民俗文化財の保存・振興を目的とした全国民俗芸能大会などを支援することにより、各地域の魅力的な伝統文化を発信する。

### 3. 国際観光の振興

#### (一) 外国人観光旅客の来訪の促進

##### ① 我が国の観光魅力の重点的かつ効果的な発信

29	79	我が国の観光魅力の海外発信等	我が国を訪れる外国人旅行者数を平成22年(2010年)までに1,000万人とすることを目標とし、将来的には、日本人の海外旅行者数と同程度にすることを旨とする。このための施策としてビジット・ジャパン・キャンペーンに取り組んできたところであるが、キャンペーンを開始した平成15年(2003年)に521万人であった訪日外国人数は、平成18年(2006年)には733万人まで着実に増加している。このうち、台湾や韓国では訪日旅行者数とその国・地域への日本人訪問者数を上回る又は同程度となっており、このような状況は観光立国としての一つの証でもある。引き続き、ビジット・ジャパン・キャンペーンを強力に推進し、我が国の観光の魅力を経略的に海外に発信するとともに、我が国への魅力的な旅行商品の造成等を促進する。また、これまでの単に外国人に訪日旅行体験を働きかける段階から、訪日旅行を定着させ、より訪日の頻度を高める段階に移行する過程にあることから、今後は、リピーター対策や個人旅行者対策を強化する観点も含め、外国人の嗜好・ニーズの変化を的確に把握することを目的として、市場ごとに、外国人の知恵・経験も活用した調査を行い、この調査結果に基づき、早期に新たなマーケット戦略を策定する。さらに、市場の特性に対応した新たな観光魅力を発掘、発信するとともに、滞在型、体験型、広域周遊型といった多様な旅行形態の提案、これらを支える真にフレンドリーでオープンなハード及びソフトインフラの整備を推進し、官民一体となって満足度の高い旅行を提供する。加えて、観光客誘致に向けて各国が積極的な取組を展開していることを踏まえ、我が国としても訪日観光需要の潜在力のある新興有望市場について、戦略的な市場調査を積極的に実施し、新たな観光需要の獲得に向けて、戦略的、計画的な取組を進めていく。	平成15年に521万人であった訪日外国人旅行者数は、2010年は、861万人となり、過去最高となったものの2010年の目標値である1,000万人の達成はならなかった。	平成15年以降、順調に訪日外国人旅行者数を拡大させてきており、また平成22年は、平成20年後半からの世界的な経済低迷や円高の進行などの悪条件もある中、国、地方自治体、民間が一体となった取組みにより昨年の大幅な落ち込みからV字回復を見た。目標達成に至らなかった理由としては、まず、マクロ経済や外交関係による外的要因として、 ① 大幅な円高に伴う自国通貨建て訪日旅行コストの上昇、 ② 9月の尖閣諸島沖中国漁船衝突事件に伴う中国人訪日旅行者の減少があり、①で(少なくとも)約33万人、②で約16万人の計(少なくとも)約50万人が減少したとの試算が可能。この試算では、目標の1000万人に対しさらに(厳しく見て)約90万人が足りなかった計算となるが、その理由としては、 ① 10年夏以降に大幅に拡充した現地プロモーション活動の成果が本格的に現れるまでの時間が十分ではなく、その成果は今後一層本格化していくと考えられること、 ② 外国人旅行者誘致をめぐる激しく競合している近隣諸国との比較で、訪日旅行の魅力为国全体で訴えていくための戦略や体制の面でもっと充実させるべき余地があること、 ③ 国内受け入れ環境の整備でも様々な課題が残されていること、 などがあると考えられる。	まずは、10年の対前年比27%増という大幅なリバウンドの勢いを11年以降も維持継続させていくことが何よりも重要であり、そのため、これまで官民で蓄積したノウハウを最大限活用しながら、現地プロモーションに係る費用対効果の一層の向上や国内受け入れ環境の改善等の課題に官民及び国・地方で一体となって取り組み、目標の達成を図っていくこととする。特に2011年は、昨年10月からの羽田空港国際定期便就航による効果の活用、「クールジャパン」施策との連携等に幅広く取り組むことで、プロモーション効果等の一層の向上を図っていくこととする。また、今回1000万人目標を達成できなかったことを踏まえ、プロモーションの改善を進めていく上では、観光庁内部の検討のみにとらわれることなく、「観光政策顧問会議」や「観光庁アドバイザリー会議」などの場をフル活用して、有識者や幅広い業界のご意見やアイデアをしっかりと反映させていくこととする。
29	80	国を挙げた日本ブランドの海外発信の促進	日本の魅力を世界に向けて効果的に発信していくためには、関係者が、日本の国としてのブランドについての認識を共有することが重要である。このような共通のブランディングを基礎として海外に対するプロモーション活動を、国を挙げて様々なレベルで推進する。	訪日観光を海外市場でPRする際などに使用するキャッチフレーズ・ロゴとして、「Japan Endless Discovery」を導入し、「尽きることのない感動に出会える国、日本」という意味合いで、海外の方々にも何れも日本にお越し頂き、その都度、桜に代表される我が国の豊かな自然、あるいは歴史、伝統文化や現代の文化、食、地域の人々の暮らしといった日本の多種多様な観光資源を是非深く知って頂きたいという気持ちを込めて、各地で本格的に展開する訪日観光プロモーションのあらゆる場面において、国、自治体、民間問わず日本観光の良さを訴えるシンボルとして統一した効果的に活用している。	国・地域・民間それぞれのプロモーションの中で、統一したキャッチフレーズ・ロゴを活用したプロモーションを展開してきており、一体となったプロモーション活動が出来ている。	引き続き、統一したキャッチフレーズ・ロゴを活用したプロモーションを展開していく。
30	81	海外拠点における情報発信の強化	独立行政法人国際観光振興機構など海外における広報拠点のさらなる活用・充実を図り、インターネットを活用したマーケティング等に基づいて戦略的な情報発信を行うとともに、地域や産業界と協力しながら、多岐にわたる戦略的な情報発信を強化する。	独立行政法人国際観光振興機構は、訪日外国人旅行者の多い国・地域に13の海外事務所を設置しており、現地の旅行業界、メディア、政府との公平・中立なネットワークを駆使して、旅行市場情報の収集、我が国の観光魅力の広報・宣伝等を行い、訪日外国人旅行者の増大を図っている。また、大使館、総領事館等の在外公館においても、JNTO等関係機関と連携し、日本の魅力を発信する活動を実施し、観光誘致のために積極的に取り組んでいる。	発信言語の多言語化(平成22年度時点で11言語)、交通機関乗換案内機能の提供、動画ライブラリーやフォトライブラリーの拡充等により、日本の観光情報を発信するJNTOウェブサイトのアクセス数が約1億870万ページビュー(平成21年度)を達成。	JNTOを含む海外出先機関の連携の強化、観光・文化政策の一体化を中心に、窓口業務の一本化など、現地訪日外国人旅行者の視点に立ったワンストップサービスの提供を進める。

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
30	82	地域の魅力の海外発信等	地方公共団体等の地域の関係者と連携して、地域の観光魅力の発信に取り組んできたことにより、そのような地域を訪問する外国人が増加している。外国人の地域への入り込みをさらに深く厚くして、交流人口を拡大するため、個性豊かな地域同士等が連携して相乗効果を生み出すネットワーク型観光商品の開発を積極的に進める等の発信内容の高度化や、個人の多様なニーズに対応するためのウェブサイトの活用等の発信方法の充実、さらには、広域観光協議会等を通して一元的な情報発信を行う等の広域的な取組の強化等を図る。	ビジット・ジャパン・キャンペーンの当初から、毎年訪日外国人旅行者の獲得に意欲のある各地域と連携して、それぞれの地域に特化したPRをプロモーション対象市場で展開するビジット・ジャパン地方連携事業を実施している。	継続的にビジット・ジャパン地方連携事業を展開することで、地域独自のプロモーションとも連動して、地域の魅力発信を行うことができている。	引き続き、地域と連携したビジット・ジャパン地方連携事業を展開していく。
30	83	大使・総領事公邸等を活用した観光プロモーション等の実施	大使・総領事の公邸、広報文化センター等在外公館施設を、地方公共団体が実施する観光広報関連事業等においても活用することにより、相手国の政界、財界のハイレベル及び観光業界幹部の集客やこれら要人を含め相手国に幅広く地方公共団体の観光の魅力进行宣传し、現地における観光広報を強力に支援する。	平成19年度は15件、平成20年度は19件、平成21年度は15件の地方公共団体による観光誘致活動等が行われた。	平成19年度から平成21年度までほぼ横ばいの実施状況である。	今後も大使・総領事の公邸等を活用して、地方公共団体による観光誘致活動を実施するべく積極的に働き掛ける。
30	84	駐日各国大使等による我が国の魅力の発信	駐日各国大使に各地方が誇る文化施設等の魅力を直接見聞してもらい、任期中・離任後を通じ我が国の魅力を各国に発信する。また、各国要人来日の際の地方訪問を促進し、メディア等を通じた諸外国への魅力発信促進に資する。	【駐日各国大使の地方視察訪問の実績】 ・平成19年11月7日(水)～9日(金)於：和歌山県(18カ国29名) ・平成20年10月15日(水)～17日(金)於：香川県(17カ国28名) ・平成21年10月14日(水)～16日(金)於：福島県(13カ国22名) ・平成22年7月7日(水)～9日(金)於：奈良県(17カ国28名) 【外交団ホームステイプログラムの実績】 ・平成19年10月20日(土)～21日(日)於：栃木県(13カ国22名) ・平成21年3月21日(金・祝)～22日(土)於：栃木県(12カ国19名) ・平成22年11月27日(土)～28日(日)於：栃木県(7カ国1地域12名)	普段東京に滞在している駐日大使に毎年異なる県等を訪れ、各々に特色のある地方の魅力を直接知ってもらう良い機会になっている。任期中に個人あるいは、知人友人と再訪したという声がかかれたり、参加国の要人が訪日する際に訪問先として推薦する等視察訪問限りで終わるのではなく、継続的な日本の魅力発信につながっていると思われる。	今後も年に一度のペースで、幅広い地方を訪れ各々の特色ある様子を見聞してもらい、より深く日本について理解してもらう機会を作る予定。
30	85	地域レベルの国際交流・国際協力の推進	地域レベルの国際交流・国際協力を一層推進することを目的として、国際交流に携わる幅広い団体からの参加者を対象とした会議等を開催する。さらに、我が国の大使・総領事等が、一時帰国等の機会を利用して、任国・地域とゆかりのある我が国地方公共団体を訪問視察し、また、任国においても積極的に地方訪問し、我が国地域への観光誘致の取組との連携を強化する。	平成19年度は60件、平成20年度は66件、平成21年度は63件、大使・総領事等が地方を訪問した。	平成19年度から平成21年度までほぼ横ばいの実施状況である。	今後も大使・総領事等の一時帰国時等に積極的に地方を訪問し、また、任国内の地方を訪問して、任国及び我が国に対する理解を深めてもらい、旅行者数拡大につながるよう努める。
31	86	芸術家・文化人等による文化発信の推進	芸術家、文化人等、文化に携わる人々でそれぞれの専門分野により海外で講演、講習やデモンストレーションをしていただく方を指名し、世界の人々の日本文化への理解の深化や、日本と外国の文化人のネットワークの形成・強化につながる活動を展開する。	平成15年度より、毎年度文化交流使を派遣しており、平成19年度以降4回の派遣においても、毎年度一定数確保しながら実施している。	派遣者も累積で増えており、活動国もこれまでに派遣実績のなかった国にも展開するなど広がりを見せている。海外で活躍できる資質を持つ芸術家・芸術団体を、継続的に一定数確保しながら実施することで日本文化の発信力強化、国際文化交流の推進につながっている。	引き続き、各分野で優れた実績を持つ芸術家を積極的に海外に派遣し、日本文化の魅力を現地の方々にも広く紹介するとともに、現地の芸術家と今後の国際文化交流の基盤となるネットワークを構築するよう努める。
31	87	日本文化に関する情報の総合発信	現状では海外に向けて日本文化を効果的に情報発信する仕組みが十分とはいえないことから、日本文化の総合発信のためのサイト構築に向けて、調査研究等を行う。また、日本古美術品等文化財の海外展を開催するなど、文化の国際交流を推進する。	我が国の優れた文化財を諸外国に紹介することにより、我が国の歴史と文化に対する理解の増進と国際親善の推進に寄与するため、毎年、文化財海外交流展を実施している。	平成21年度には「土偶展」(大英博物館)及び「侍の芸術展」(メトロポリタン美術館)を開催した。	引き続き、文化財海外交流展を実施することにより、我が国と諸外国との国際交流の推進に努める。
31	88	日本食・日本食材等の海外への情報発信	農林水産物・食品の輸出額を平成25年までに1兆円規模にすることを目指し、重点的・戦略的なイベントの開催、日本食レストラン推奨計画との連携、在外公館が主催する会食等でオピニオンリーダー等に対し旬の高品質な日本食材を用いた日本料理を提供する「WASHOKU-Try Japan's Good Food」事業の実施、海外に在住し日本食・日本食材等の海外での紹介・普及等に多大に貢献してきた功労者に対する表彰、ビジット・ジャパン・キャンペーンとの連携等により、効果的な日本食・日本食材等の海外への情報発信を行う。	日本食レストラン海外普及推進機構(JRO)と連携し、海外外食事業者ネットワークの構築・日本食のPR及び知識普及・輸出促進に向けた取組を実施(日本食レストラン推奨計画)。農水省が有機的かつ効果的に連携し、在外公館等、日本政府として、各地の事業参加者たる各国要人、オピニオンリーダー、マスコミ等への広報を通じ、当該国内への日本食材等の効果的な情報発信を行い、もって輸出拡大に向けた環境作り貢献(「WASHOKU-Try Japan's Good Food」事業)。平成19年度～平成22年度まで毎年1回、海外に在住し日本食・日本食材等の海外での紹介・普及に貢献してきた者(日本食海外普及功労者)に対する表彰を実施(功労者に対する表彰)。	JROは海外に19支部を設立(H22年12月時点)し、国際シンポジウムやメニュー提案商談会などを積極的に展開(日本食レストラン推奨計画)。平成19年度～平成21年度までで48カ国・地域において60事業を実施、平成22年度12月現在5カ国にて5事業を実施。なお、平成21年度の同事業の参加者は約4,400名(「WASHOKU-Try Japan's Good Food」事業)。毎年度5人、22年度まで4回の事業を通じて計20人の受賞者に対して表彰を実施してきたところ。これら受賞者の基調講演の実施等を通じて、功労者の活動を広く紹介することにより、日本食・日本食材等の普及の推進を図った(功労者に対する表彰)。	農林水産物・食品の輸出額を平成29年までに1兆円規模にすることを旨とし、 ・ビジット・ジャパン事業との連携を強化し、同事業における各国・地域ごとの取組への「食」の要素の盛り込み、既存コンテンツの活用を図る ・国際食品見本市におけるジャパンパビリオンでの観光コンテンツ等の活用を図る ・在外公館等が主催する文化広報活動、ジェトロの海外展開サポート事業等において、「食」関連の既存広報資料等を活用し、日本食・日本食材等の海外への情報発信を図る等これらの活動を通じて、観光客誘致の取組を強化するとともに、日本食の普及とそれに伴う輸出の促進に積極的に取り組む。

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
31	89	ポップカルチャーに関する情報の発信	国内外において若者を中心に興味・関心が高いアニメ、マンガ、映像等について、その発展や現状等に関して展示会等を通じて海外に情報発信するとともに、それらを学びたい、体感したいとするニーズに応えるため、これらのメディア芸術のための展示施設の充実を図る。	メディア芸術祭やメディア芸術祭海外展を実施し、アニメ、マンガを始めとする優れたメディア芸術の発信を行ってきた。また、ソフト・ヒューマン支援に重点を置き、引き続きメディア芸術の振興の充実を図っている。	メディア芸術祭やメディア芸術祭海外展を実施することにより、優れたメディア芸術の鑑賞機会を提供してきた。	メディア芸術分野におけるソフト・ヒューマン支援の充実に向け、関係省庁との連携を図りつつ、一層の振興に向けて取り組む。
32	90	和のコンテンツの情報発信及びネットワーク化【再掲】	我が国への外客誘致を行う上で、新たに、外国人富裕層(ラグジュアリー層)をターゲットとして誘致するビジネスモデルを構築するため、ラグジュアリー層向けのプロモーション、ラグジュアリー層受け入れのための華道・能・時絵等の本物の「和」のコンテンツのネットワーク化などの取組を推進する。	海外富裕層に向けたトラベルマーケット「インターナショナル・ラグジュアリー・トラベル・マーケット2007」の公式オープニング「ジャパンナイト」の開催や、海外富裕層を取り扱う海外バイヤーと国内バイヤーとの実証的商談会「ジャパン・ラグジュアリー・トラベル・フォーラム(JLTF)」を開催し、「本物」の和の魅力のPRを行った。また、海外富裕層向けの国内コンテンツの発掘・精査を行い、それらのコンテンツ等をWEBに格納し、ネットワークにおける情報発信機能を確立するとともに、最適なネットワークの体制を構築している。  世界の富裕層を顧客に持つ旅行会社等と高級ホテル等の出展者との商談会であるILTM(フランス)への出展を行い、富裕層を顧客に持つ旅行会社に対して、訪日旅行のPRを行った。また、アジア・パシフィックのラグジュアリー層を顧客に持つ旅行会社等が集まるILTMのアジア版として、2007年より毎年上海で開催されているALTMの京都への誘致に取り組んでいる。	「インターナショナル・ラグジュアリー・トラベル・マーケット2007」や「ジャパン・ラグジュアリー・トラベル・フォーラム(JLTF)」を通して、海外富裕層をターゲットとした効果的なプロモーションを実施した。また、海外富裕層向けの国内のコンテンツの発掘・精査を行い、ネットワーク化に向けた取組を推進した。  これまでの事業実施の結果、民間事業者が独自で出展に参加するなど国内の取組に一定の貢献が果たされた。	今後、WEB等を通して「本物」の和のコンテンツの情報発信を行うとともに、国内のコンテンツ等のネットワーク化に向けた推進協議会の設立を推進する。  引き続き、富裕層に対する旅行先としての日本のPRを機会を捉えて行っていく。
32	91	国際放送による情報発信の強化	我が国の文化、産業その他の実情を海外に紹介するため、平成20年度後半中に開始される新たな外国人向けの映像国際放送について、我が国の観光魅力を発信するメディアとして政府や関係団体が積極的に活用する等、具体的な取組を進める。	平成21年2月に、外国人向けに特化した新テレビ国際放送が開始され、伝統文化やポップカルチャーなどをはじめとした、日本の魅力を発信する多彩な番組が英語で放送されている。また、世界各国において視聴しやすい環境の整備及び認知度向上等の取組を行っている。	世界各国での、外国人向けテレビ国際放送の視聴可能世帯数は、平成19年度末には11ヶ国約230万世帯だったが、平成22年10月末現在には、約124ヶ国1億3000万世帯が簡易な方法で視聴可能になっている。また、NHKワールドTVのチャンネルの認知度は、NHKの視聴実態調査の結果によると、香港では22.0%(平成20年度)から57.7%(平成22年度)へ大幅に上昇、ワシントンでは6%(平成20年度)から8.1%(平成22年度)に、イギリスでは4.2%(平成21年4月)から6.3%(平成22年度)へと増加傾向にあり、世界各国での認知度は着実に向上している。	引き続き、外国人向けテレビ国際放送の充実強化に努める。
32	92	独立行政法人国際観光振興機構の活動の充実	独立行政法人国際観光振興機構は、外国人観光客の来訪促進の中核を担う我が国の政府観光局である。このため、観光宣伝活動や国際会議誘致活動の拠点となる海外観光宣伝事務所の積極的な活用とその活動の充実を図る。	独立行政法人国際観光振興機構は、訪日外国人旅行者の多い国・地域に13の海外事務所を設置しており、現地の旅行業界、メディア、政府との公平・中立なネットワークを駆使して、旅行市場情報の収集、我が国の観光魅力の広報・宣伝等を行い、訪日外国人旅行者の増大を図っている。機構が収集・分析した海外訪日旅行市場の最新情報を観光庁にタイムリーに提供することにより、VJ事業の企画・立案に貢献するとともに、事業パートナーへのアドバイス等を通じ、VJ事業の推進に中核となって貢献している。	海外マーケット情報の収集・調査・分析・提供について、事業パートナーへの調査で、JNTOの活動を評価しているとの回答が82.1%。平成21年度に機構が造成・販売支援を行った旅行商品(市場での波及効果の高い先駆的旅行商品)により訪日した外国人旅行者数は約50万人。	国・民間との役割を明確化し、機構の機能をより強化するため、国が推進する海外プロモーション事業(VJ事業)の実施は民間に委ね、機構はVJ事業の企画・立案に必要なマーケティング情報の収集・分析と観光庁への提供、海外現地におけるVJ事業のマネジメント、事業実施後のフォローアップ等を行う。

② 国内における交通、宿泊その他の観光旅行に要する費用に関する情報の提供

32	93	旅行費用に関する情報の提供	割高といった声の多い我が国への旅行のイメージを改善するため、諸外国と我が国の物価を比較し、飲食店や宿泊施設等の価格の実態に係る情報を紹介する「Affordable Japan」パンフレットを3ヶ国語でそれぞれ作成し、海外への頒布を実施しているところであるが、適宜改訂版を作成する。	「Affordable Japan」パンフレットの改定を行うとともに、HPを通じて、日本の物価(基本的な商品の値段)の紹介を行っている。	海外での旅行博等を通じた「Affordable Japan」パンフレットの配布やHPでのPRを通じて、訪日旅行に関心を持つ外国人に広く情報提供が行えている。	引き続き、日本の物価に関する情報提供を様々な手段でPRしていく。
32	94	公共交通事業者等による情報提供促進措置の促進	公共交通機関については、「公共交通機関における外国語等による情報提供措置ガイドライン」等に基づいて空港、鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナルや車船内における案内表示を充実させる。外国人観光旅行者の利用の増加が見込まれる路線等については、外国人旅行者の利便を図るため外国語による案内表示等に関する計画策定が義務付けられたところである。平成18年度末には当該路線等において事業を営んでいる243の公共交通事業者等から提出があり、同計画に基づいて実施する、外国語表示可能な券売機の導入等の情報提供促進措置に対して支援を行う。また、鉄道駅のナンバリングの導入を促すとともに、バスターミナルについては外国語による案内表示を行うものの割合をバスターミナル全体で平成18年度末の20%から平成23年度末までに30%に増やすよう取組を促す。	平成22年10月現在、244事業者に対して、「情報提供促進実施計画」の作成、実施が義務付けられており、同計画に基づいた外国語等による「情報提供促進措置事業」が実施されているところである。  バスターミナルにおける外国語による案内表示を行うものの割合は、平成22年度末で33.2%となっている。	平成22年10月現在、244事業者に対して、「情報提供促進実施計画」の作成、実施が義務付けられており、同計画に基づいた外国語等による「情報提供促進措置事業」が実施されているところである。  バスターミナルについて、平成22年度末時点において、基本計画に規定されている「平成23年度末までに30%」は達成している。	今後も、公共交通事業者等による情報提供の促進を図っていく。  バスターミナルについて、未整備の施設については小規模施設であることから、今後は目標値に限定されることなく取組を推進していく。



頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
33	95	ICカード・乗車船券の導入・共通化支援	乗車距離に応じて運賃が変動するバス運賃の支払いや、複数の鉄道を乗り継ぐ際の切符購入等は、観光旅行者や不慣れな利用者にとって大変煩雑であることから、利用者の利便向上、移動の円滑化及び旅行費用の低減化を図るため、各交通機関間で相互利用可能な共通ICカードシステムや共通乗車船券の広域的な導入が効果的である。近年では、首都圏でSuica、PASMO、近畿圏でPiTaPaといった共通ICカードが導入され、ICカードの相互利用も進められているところであり、今後もこのような取組を促進していく。	自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業により、ICカードシステム導入を推進してきた。  平成13年のJR東日本「Suica」以降、鉄道系ICカードの導入が進み、共通化などのエリア拡大や平成19年3月の「PASMO」の導入を契機とした「Suica」との相互利用化などにより、利用者利便の向上に寄与している。	本事業等の実施によりICカードシステムの導入事業者数及びバス車両数は増加しており、当局が把握している直近3年度の統計では、平成18年度に53事業者・8264車両、平成19年度に106事業者・19506車両、平成20年度に147事業者・27285車両と導入が進んでいる。  平成21年には、土佐電気鉄道「ですか」、札幌市交通局「SAPICA」、JR九州「SUGOCA」、福岡市交通局「はやかけん」、広島高速交通「PASPYP」、平成22年には富山地方鉄道「ecomycja」が導入されている。	ICカードシステム導入等バスの利便性向上に資する取組を支援している自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業（バス関係）は、平成21年度事業仕分けによりオムニバスタウン整備事業を除く他の事業は平成22年度をもって事業廃止となった。今後は他の公共交通に係る支援事業において措置が可能となるよう、抜本的に見直しを図っているところである。  引き続き事業者の取組の把握に努め、必要に応じ事業者への助言を行う。

③ 国際会議その他の国際的な規模で開催される行事の誘致の促進

33	96	国際会議等の誘致・開催	今後5年以内に、主要な国際会議の開催件数を5割以上伸ばし、アジアにおける最大の開催国になることを目標に、国を挙げて国際会議の誘致・開催の促進に取り組む。具体的には、平成17年(2005年)に168件であった国際会議の開催件数を、国、地方公共団体、学会、経済界等が一体となって国際会議の誘致・開催に取り組むことにより平成23年(2011年)に開催件数を252件以上とすることを旨とする。また、我が国が「アジアと世界の架け橋」として役割を果たしていくため、国際会議のみならず、国際文化・スポーツイベント、国際展示会・見本市、インセンティブツアー等の誘致・開催にも積極的に取り組む。このため国際会議等の誘致・開催推進のためのアクションプランを策定し、国を挙げた誘致・開催推進体制の整備、誘致活動や開催・受入に対する支援等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成17(2005)年 168件</li> <li>平成18(2006)年 166件</li> <li>平成19(2007)年 216件</li> <li>平成20(2008)年 241件</li> <li>平成21(2009)年 246件</li> </ul>	5割増の目標達成は現実味を帯びてきているところであるが、もう一つの目標である「アジアにおける最大の開催国を目指す。」という点は、アジア最大の開催国であるシンガポールに追いついておらず未達成の状況にある。	今後、目標として掲げているアジアにおける最大の開催国になることを目指し、MICE開催・誘致のための支援、海外プロモーションを引き続き、確実に実施していくことにより、目標達成に向けて、積極的に取り組む。
34	97	国際的な文化フォーラムの開催	世界的に影響のある内外の著名な文化人・芸術家を招き、世界の文化動向の最新情報や文化を取り巻く課題に関する知見を講演・討論する場を提供する。	平成15年より毎年国際文化フォーラムを開催しており、平成19年以降4回実施している。	これまで8回開催された国際文化フォーラムでは、延べ40の座談会等が行われており、施策内容にある目標を達成している。	今年度で国際文化フォーラムを終了し、来年度は東アジアの文化人・芸術家のネットワーク形成等を目的とした、「東アジア文化芸術会議」の開催を予定しており、そのための概算要求を行っている。

④ 外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善、通訳案内サービスの向上その他の外国人観光旅客の受入れの体制の確保等

34	98	査証発給手続の迅速化・円滑化	二国間の人的交流促進の観点と、治安対策、出入国管理等の観点を総合的に踏まえつつ、査証発給手続の迅速化・円滑化を推進する。	査証発給手続の迅速化の観点から、書類に不備等がない場合は原則5業務日以内に査証を発給している。また、査証発給手続の円滑化の取り組みの一つとして、中国人個人観光査証の申請受付公館及び取扱旅行代理店を拡大した。これにより査証申請窓口が増え、申請者の利便性が増している。	中国人個人観光査証については、申請受付公館及び取扱旅行代理店を拡大したことに加え、査証発給要件を緩和したことにより、査証発給数はこれまでよりもはるかに増大した。	引き続き、迅速な査証発給を行っていく。また、申請者の利便性がさらに高まるように、民間の代理申請機関の利用拡大についても状況を見つつ検討していく。
34	99	出入国手続の迅速化・円滑化	観光立国の推進に資するため、全空港での最長審査待ち時間を20分以下とすることを目標に出入国手続の迅速化・円滑化を図る。具体的には、事前旅客情報システム(APIIS)の効果的な活用や、航空機で訪日する旅客をその出発地点の空港で事前にチェックする「プレクリアランス(事前確認)」、入国審査の際、不審な旅客を別室で審査し、他の旅客の審査を滞らせないようにする「セカンダリ審査(二次的審査)」などを実施する。	平成17年度からセカンダリ審査を導入しているほか、地方空港等への審査応援をより効率的に行うための審査応援要員を札幌入国管理局千歳苫小牧出張所、東京入国管理局羽田空港支局及び福岡入国管理局へ配置している。平成19年11月には成田空港に、平成21年9月には中部空港及び関西空港に、平成22年10月には羽田空港に自動化ゲートを設置し、事前に利用希望者登録を行った日本人及び再入国許可を受けていることなど一定の要件に該当する外国人は、同ゲートを通過して出入国手続を行うことが可能となっている。このほか、到着便の状況に応じた入国審査官の機動的な配置、上陸審査場の混雑状況に応じた乗客の誘導等による臨機応変な審査体制の構築、EDカード(外国人出入国記録)の正確な記入等に係る航空会社等への依頼等の取組を行っている。	平成19年11月から外国人に対しては個人識別情報の提供が義務付けられ、入国審査手続において同情報提供に係る事務が追加されたため審査に必要な時間が増えた。更に、平成22年上半期においては訪日外国人入国者数が著しい伸びとなっていることから、成田空港の平成22年上半期平均では約27分である等小幅な改善にとどまっているものの、審査待ち時間短縮に向けた取組は一定の効果を挙げている。	訪日外国人に対してバイオメトリクス情報取得機器操作の案内や出入国記録カード(EDカード)の記載方法を案内すること等により混乱・渋滞を回避し、入国手続を円滑に行うための審査ブースコンシェルジュの配置や、船上入国審査の実施等により、入国審査に要する時間の短縮に積極的に取り組む。
34	100	観光マネジメントの強化【再掲】	観光案内所の職員をはじめとする観光事業従事者や善意通訳等を対象に訪日外国人対応レベルの向上を図る研修をこれまで5,000名以上実施してきたところであるが、今後はこのような取組とあいまって、関係業界と連携しながら、観光事業従事者の新たな技能評価システムの導入や資格制度の導入(平成18年度現在、4業種8件)の奨励を行うことにより、観光事業従事者のインセンティブの向上や多様化する訪日外国人旅行者への接遇の向上を図る。	観光関係従事者の訪日外国人旅行者の接遇の向上等を図るため、訪日外国人の受入れに係る基本マニュアルを作成するとともに、当該マニュアルを活用した研修会を実施している。	研修会の実施等により、着実に宿泊施設の従業員等の外国人接遇の向上が図られている。	関係団体が実施する研修等の支援を行うことで、宿泊施設の従業員等の外国人接遇の向上を図っていく。

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
34	101	通訳案内士制度の充実	通訳案内士試験の海外での実施や平成19年度は4県で実施される各都道府県における地域限定通訳案内士試験の導入等により、平成18年は10,241人となっている通訳案内士の登録人数を地域限定通訳案内士を含めて平成23年度までに概ね5割増やして15,000人とする。 また、「通訳ガイドスキルアップ・プログラム」に沿った研修の普及促進等により能力の向上を図る。	優秀な通訳案内士が今後も旅行会社等において活用されるよう、外国人旅行者ニーズを踏まえたガイド業務の活性化を図る観点から、外国人旅行者ニーズとのミスマッチの解消や流通システムの円滑化等の通訳案内士の活用方策について検討を行っている。 高度に専門性を有する通訳案内士の育成を目的とした研修制度のモデルプランを構築する。具体的には訪日外国人からのニーズが高い専門テーマに関する研修モデルカリキュラムを作成し、カリキュラムを利用したモデル研修事業を実施すると共に、有識者や関係者からなる検討会を立ち上げ、カリキュラム内容や研修効果の検証・分析や今後の研修制度のあり方を検討している。	平成22年4月1日現在、通訳案内士の数は14,809人であり、登録人数は目標値へ向けて着実に増加している。	報酬を得て通訳案内を業として行う通訳案内士になるには、「通訳案内士試験」に合格して、都道府県に登録する必要があるが、訪日外国人旅行者の急増を受け、有償ガイドを通訳案内士以外にも認めることについて、早期に検討し、平成22年度中に結論を得た上で、できる限り早期に措置する。
35	102	ボランティアガイド等の普及・促進【一部再掲】	地域を訪れる観光旅行者に対して地域の案内や紹介に貢献するボランティアガイドに関しては、社団法人日本観光協会の「地域紹介観光ボランティアガイド活動の手引き」や「地域紹介観光ボランティアガイド運営活動マニュアル」の作成や平成8年度から毎年1回開催されている「地域紹介観光ボランティアガイド全国大会」などのガイド技術の向上、ガイド相互の情報交換等に向けた取組が行われているところである。今後も研修の充実などとあわせてボランティアガイドの育成に向けた取組を促すことにより、ボランティアガイドの数を平成18年の31,301人から平成23年までに概ね5割増やして47,000人とする。 また、電話等による通訳案内等の外国人に対する観光案内サービスの充実を支援する。	社団法人日本観光協会によると、ボランティアガイドの数は平成18年度に33,197人、平成19年度に34,290人、平成20年度に39,031人、平成21年度に40,837人と着実に増えている。  外国人に対する観光案内サービスの充実支援については、訪日外国人旅行者の受入環境整備事業において、地方と連携して実施している。	社団法人日本観光協会のボランティアガイドは右肩上がりが増え続けているものの、現状の増加ペースでは平成23年の47,000人は厳しい状況にあるが、独立行政法人国際観光振興機構（JNTO）では、街頭・車内等で困っている訪日外国人旅行者に通訳を行うグッドウィルガイド（善意通訳）の募集を行っており、その登録者数は平成22年度で55,158人となっている。（資源課）	引き続き社団法人日本観光協会と独立行政法人国際観光振興機構を中心としてガイド活動の啓蒙を行い、ボランティアガイドにおいても「地域紹介・観光ボランティアガイド全国大会」等を通して目標人数の早期実現を目指す。  外国人に対する観光案内サービスの充実支援については、訪日外国人旅行者の受入環境整備事業において、地方と連携して実施していくこととしている。
35	103	自動車による観光のための環境整備	タクシーにおいては車内電話を活用した通訳サービスの導入等を、レンタカーにおいては外国語で案内するカーナビゲーションの導入等を進め、外国人旅行者への対応を図る。	外国人旅行者の利便性向上を図るため、羽田空港新国際線ターミナルタクシー乗り場については、外国人旅行者との意思疎通に資する「指差し外国語シート」を車両に備え付け、その活用方法についての研修を受講した運転者のみ乗り入れ可能とすることとなったところ。  また、北海道において、レンタカーにおける多言語対応のカーナビゲーションの導入等の取組を促進した。	「指差し外国語シート」の導入等については、羽田空港、沖縄県等に取組が広まりつつあるところ。 レンタカー会社において多言語対応のカーナビ付き車両の導入が図られ、外国人旅行者によるレンタカーの利用件数も増加（2010年において、対08年比5割増）している。  レンタカー会社において多言語対応のカーナビ付き車両の導入が図られ、外国人旅行者によるレンタカーの利用件数も増加（2010年において、対08年比5割増）している。	外国人旅行者、外国人ドライバーの利便性・快適性を確保し、インバウンド観光の振興を図る。  外国人ドライバーの利便性・快適性を確保し、インバウンド観光の振興を図る。
35	104	航空自由化（アジア・オープンスカイ）による戦略的な国際航空ネットワークの構築	アジア各国との国際航空ネットワークの構築は、地域経済の活性化や消費者の利便性向上などの上で重要な課題である。 これまでの航空政策を大転換し、アメリカ流のいわゆるオープンスカイではない、国際的に遜色のない航空自由化（アジア・オープンスカイ）を、スピード感を持って戦略的に推進する。 具体的には、関西国際空港・中部国際空港は、我が国を代表する国際拠点空港として、ふさわしい路線の開設や増便が実現できるよう、アジア各国との間で互いに、旅客分野、貨物分野の双方について、事業会社、乗入地点、便数の制約をなくす「航空自由化」を二国間交渉により推進する。あわせて、国内空港とのネットワークの充実や機能分担等により、国際競争力の強化のための施策を推進する。 地方空港についても、観光振興等を推進するため、既に始まっている自由化交渉を加速化するとともに、交渉妥結前でも、路線開設や増便等を暫定的に認める。安全の確認、CIQ、自衛隊等との調整を除き、実質的には届出化を図る。あわせて、定期便の前段階である国際旅客チャーター便を積極的に促進する。 首都圏空港については当面、戦略的に活用するとともに、将来の容量拡大等をにらみ、さらに自由化について検討する。 まず、中国をはじめとするアジアの各国との自由化交渉を推進する。（アジアを優先）	我が国はこれまでに、韓国、香港、マカオ、ベトナム、タイ、マレーシア、シンガポール、スリランカ、米国、カナダの10か国・地域との間で、国際定期便に係る企業数、路線数及び便数に係る制限を二国間で相互に撤廃するオープンスカイを実施している。特に、平成22年10月に実施した日米オープンスカイにおいては、首都圏空港を含むオープンスカイ第1号が実現したところである。 関西空港・中部空港については、上記オープンスカイに加え、第三国を関西空港・中部空港経由で結ぶ遠運航の促進や、関西空港・中部空港発着の国内線の外国航空会社とのコードシェアに柔軟に対応するなど、路線の開設・増便に向けた取り組みを推進している。 また、国際チャーター便についても、平成22年10月に、国際旅客チャーター便における航空会社による個札販売（航空券のバラ売り）に係る制限緩和や、国際貨物チャーター便におけるフォワード・チャーター及び第三国チャーターの運航容易化を内容とする規制の見直しを行った。	オープンスカイの推進に着手した平成19年以降、オープンスカイを着実に実施したことにより、アジアを中心とする国・地域の多くの航空企業が新規参入し、増便を行っている。特に関西空港において外国航空会社の増便が顕著になっているほか、地方空港における国際定期便も大幅に増加しており、今後も着実にオープンスカイを推進していくことが必要。	今後は、平成22年10月の成田空港の発着容量の拡大に関する地元合意及び羽田空港の国際化を踏まえ、東アジアやASEANの国・地域を最優先にして、首都圏空港を含めたオープンスカイを積極的かつ戦略的に推進していくこととしている。オープンスカイ交渉に際しては、首都圏空港以外については可能な限り早期に第5の自由を含めた自由化の実現を目指すとともに、相手国の航空企業の我が国拠点空港における貨物ハブオペレーションに対する意欲等を見極めつつ、チェンジ・オブ・ゲージに係る制限の撤廃も併せて進めていくこととしている。

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
36	105	羽田空港の更なる国際化、大都市圏国際空港の24時間化	<p>大都市圏国際空港は、国内航空ネットワークを海外に繋げる重要な結節点。現在は低調な深夜早朝利用を促進し(24時間化)、国際空港として、最大限有効活用する。</p> <p>首都圏の国際空港については、現在進めている再拡張事業の完成前でも、国際化を推進する。</p> <p>具体的には、首都圏で唯一、深夜早朝利用可能な羽田空港において、欧米便を含む国際チャーター便(定期的なものも含む)を積極的に推進するとともに、新たに特定時間帯(余裕のある20:30-23:00の出発、6:00-8:30の到着の時間帯)についても、国際チャーター便実現のための協議を開始する。あわせて、深夜早朝のアクセスの改善等、24時間フル活用に向けての可能な限りの施策を推進する。</p> <p>加えて、昼間の発着枠についても拡大等を図り、上海虹橋とのチャーター便、北京オリンピック期間中の国際臨時チャーター便等を実現する。新国際線ターミナルと国内線ターミナルの間の乗り継ぎの利便性にできる限り配慮する。あわせて、暫定国際線ターミナルの拡張、CIQ体制の強化、羽田-関空-海外の路線展開と乗り継ぎ利便の改善を推進する。</p> <p>また、平成22年(2010年)に、再拡張事業等により、国際化に積極的に対応する。増大する成田空港(年2万回増加)・羽田空港(年3万回増加)の発着枠については、両空港のアクセス改善等を図りつつ、国内輸送と国際輸送を円滑に繋げ、戦略的・一体的に活用し、国際ネットワークを拡充する。</p> <p>羽田空港については、昼間は、供用開始時に国際旅客定期便を3万回就航させる。路線については、これまでの路線の基準だけでなく、需要や路線の重要性も判断し、羽田空港にふさわしい路線を、近いところから検討し、今後の航空交渉で確定する。あわせて、深夜・早朝についても、騒音問題等に配慮しつつ、貨物便も含めた国際定期便の就航(欧米便も可能)を推進する。</p>	<p>羽田空港の国際化については、「経済財政改革の基本方針(骨太の方針)2008」(平成20年6月27日閣議決定)に基づき、各国と交渉を推進した結果、平成22年10月より、昼間時間帯(6:00～23:00)については、近距離アジア・ビジネス路線として、ソウル、上海、北京、台北、香港に国際定期便が就航しており、深夜早朝時間帯(23:00～6:00)及びリレー時間帯(22:00～23:00及び6:00～7:00)については、バンコク、クアラルンプール等アジアの主要都市や、ロサンゼルス、サンフランシスコ、パリ等欧米の主要都市に国際定期便が就航している。また、深夜早朝時間帯及びリレー時間帯においては、貨物便の就航も可能となっている。また、深夜早朝時間帯の国際線に対応した交通アクセス手段については、平成22年10月の再拡張事業の供用に合わせ、始発時間の繰上げや終発時間の繰下げ等サービスの改善が図られた。さらに、新国際線ターミナルと国内線ターミナルの乗り継ぎ利便向上のため、制限区域内での連絡バスを運行しているほか、制限区域外において各ターミナル間の無料循環バスが運行されているとともに、京浜急行電鉄及び東京モノレールにおいても、新国際線ターミナルと国内線ターミナルを乗り継ぐ利用客は無料で利用できることとなった。</p> <p>なお、羽田空港の国際化までに、昼間は、平成15年11月からの羽田=ソウル金浦チャーター便、平成19年9月からの羽田=上海虹橋チャーター便、平成20年8月の北京五輪臨時チャーター便、平成21年10月からの羽田=北京チャーター便が運航された。また、特定時間帯を利用して、香港とのチャーター便が本邦社によって運航された。</p>	<p>左記の通り、「経済財政改革の基本方針(骨太の方針)2008」(平成20年6月27日閣議決定)に基づき、羽田の国際化に関する施策を着実に実施したことにより、所定の通り、羽田における国際定期便の就航が実現しており、今後は、44.7万回時に向けた更なる国際化に向けた取り組みが必要。</p>	<p>今後、羽田昼間時間帯については、アジア近距離ビジネス路線に限定せず、アジア長距離路線、欧米路線も含め、「高需要、ビジネス路線」の就航を可能とすることとしている。</p> <p>これを可能とするため、昼間40.7万回+深夜早朝4.0万回が達成される時点(最速で平成25年度中)で、今後の首都圏における国内・国際の需要の伸びを勘案しつつ、昼間時間帯の残り5.7万回の半分強に当たる3万回の発着枠を更に国際線に配分することを基本とする。</p> <p>この結果、羽田の国際線は昼間・深夜早朝の合計で9万回となり、現時点からは合計14.4万回増のうち、9万回分が国際線に充てられることとなる。</p>
37	106	農山漁村での外国人が快適に観光できる環境の整備	<p>農山漁村に理解のある在留外国人を活用しつつ、外国人旅行者の農山漁村の受入地域の育成や人材バンクの整備等を図る。</p>	<p>平成22年9月、京都において中国、韓国、ベトナムが参加する国際シンポジウムを開催し、中国・韓国の旅行関係者と日本のグリーン・ツーリズム地域関係者等による外国人受入に向けた意見交換会を実施するとともに、翌10月には、新潟市で開催されたAPEC食料安全保障担当大臣会合の成果として採択された「APEC食料安全保障行動計画」でグリーン・ツーリズム等に係るベストプラクティスを共有するシンポジウムの開催を位置づけ、東アジアと欧米の日本のグリーン・ツーリズムに対する潜在需要を把握しビジネス化する取組を支援。(広域連携共生・対流等対策交付金)</p>	<p>グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数については、平成21年度の目標の880万人に対し848万人に達しており、概ね達成。</p>	<p>農山漁村地域における訪日外国人受入や訪日教育旅行の受入など、食を始めとする豊かな地域資源を生かし、創意工夫に富んだ集落ぐるみの都市農村交流等を促進する取組を推進する中で、インバウンドの取組について支援。</p>

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
37	107	博物館・美術館等における外国人への対応の促進	<p>国、独立行政法人等、都道府県立の博物館・美術館における外国人向け案内の整備状況は、現状では5割程度であり、その多言語化の向上を図るほか、博物館・美術館紹介パンフレットやホームページを多言語で作成し、案内所において多言語で対応するなど、外国人にも分かりやすい情報の提供を行う。また、外国人向け観光情報誌に、館の紹介・展覧会情報等を掲載するなど、地元の地方公共団体の観光関係部局、観光協会等と連携して情報発信等の充実を図る。さらに、国立博物館所蔵の国宝を閲覧できるデジタル高精細・画像システムにおいて、多言語による紹介を行う。</p>	<p>展示解説についての外国語表記実施率 53% (平成19年度) ※国、独立行政法人、国立大学法人、都道府県立の登録博物館及び博物館相当施設 178館中95館 (53.4%)</p> <p>平成20年度社会教育調査によると、外国人向案内を設置している国、独立行政法人、都道府県立の登録博物館及び博物館相当 (※社会教育調査は3年毎に実施されるため、次回は平成23年度に実施し、平成24年度以降に公表される予定。)</p> <p>【国立科学博物館】 日・英・中・韓の4か国語に対応したパンフレットを作成配布するとともに、館内案内板等の表示については、主なものは日・英・中・韓の併記としている。また、展示の説明用に日・英・中・韓に対応した展示情報端末を設置するとともに、この4か国語に対応した音声ガイドの貸出を行っている。ホームページについては、日本語の他英語版を公開している。また、マスコミ媒体等と連携した広報活動を展開し、情報発信に努めている。</p> <p>【国立文化財機構】 国立文化財機構の国立博物館4館では、館内案内板等の表示については、各館の主なものには英語を併記している。また、インフォメーションには全館において英語のできる者を配置し、東博、九博は中国語、韓国語のできる者も配置している。各館の紹介パンフレットについては、複数言語に対応したパンフレットを作成するとともに、展示品のキャプション及び解説パネル等は、平常展、特別展ともに英語を併記している。各館のホームページについては、日本語のほか英語版も公開し、当該ホームページに掲載している「PDF/リーフレット版」は複数言語に対応している。加えて、所蔵する国宝・重要文化財をデジタル高精細画像システム(e-国宝)により、各館ホームページにおいて複数言語で作品を案内している。なお、各館において、マスコミ媒体・公共交通機関・地元自治体等と連携した広報活動を展開し、情報発信に努めている。</p> <p>【国立美術館】 ○法人全体として以下のとおり実施している。 ・英語版国立美術館概要の発行 ・英語版所蔵作品総合目録検索システムの公開等 ○また、各館(東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国際美術館、国立新美術館)に共通した取り組みとして以下のとおり実施している。 ・館内の施設案内板に英語併記 ・インフォメーションでの英語による対応 ・複数言語による施設案内(パンフレット)の作成 ・所蔵作品展・企画展での英語での作品表記 ・企画展での挨拶パネルを英語併記 ・主として英語によるホームページの公開 ・図録の挨拶、巻頭論文に英語併記 ・ビジット・ジャパン・キャンペーンへの参加</p> <p>等</p>	<p>博物館・美術館における外国人向け案内の整備状況は67% (速報値) となっており、進捗している。 展示解説についての外国語表記実施率 67% (平成22年度 速報値) ※国、独立行政法人、国立大学法人、都道府県立の登録博物館及び博物館相当施設 171館中114館 (66.6%)</p> <p>【国立科学博物館】 パンフレットの作成や館内案内板等の表示、展示情報端末を260台設置するなど、外国人向け案内について対応している。 【国立文化財機構】 現中期計画における平常展外国語パネル等設置率80%以上の目標について、平成21年度は各館において80%を超える実績を達成し、自己点検における定量的評価においてA評価としている。(また、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価においては、当該事項を含む「展示の充実」の項目においてS評価(特に優れた実績を上げている)を受けている。)</p> <p>【国立美術館】 法人が設置する各館全てにおいて、英語による案内表示やインフォメーション対応を行っており、所蔵作品総合目録検索システムによる英語での作品紹介など外国人の鑑賞をサポートする取組を継続的に行っていることから、法人の平成21年度外部評価委員会において快適な観覧環境を提供していると評価されている。</p>	<p>平成22年度中に、「博物館等の文化施設における外国人旅行者受入に関する調査」を実施し、博物館等の文化施設における外国人旅行者の受け入れ体制整備の実証実験を行う。この結果の公表等を通じて、引き続き各施設の多言語化の向上を図る。</p> <p>今後、現在規定されている「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」を改定し、外国語による表示の充実など必要な整備を行うよう努めるものとするを周知し、設置率の向上を図ることを予定している。 なお、国立美術館・博物館各館においては、引き続き多様な取組を継続し、外国人向け案内の整備、多言語化、並びに情報発信等の充実を努める。</p>
37	108	伝統芸能における外国人への対応の促進	<p>一般向けに日本の伝統芸能を紹介する観点から平成18年度に3種類の英文パンフレットを作成したところであるが、これらの多言語化を含め、さらにその内容・種類を充実する。また、国立劇場、国立能楽堂等において、日本の伝統芸能を外国語で解説するイヤホンガイドや座席字幕表示システム等の導入が進んでおり、こうした動きをさらに推進する。</p>	<p>【日本芸術文化振興会】 ホームページにおいて英語版を公表し、国立劇場の受付に設置の案内地図に英文を加える等案内表示の整備を進めている。劇場の案内表示については英語で併記をしている。劇場紹介パンフレットや展示資料の品名についても日本語に加え英語による表記もを行っている。歌舞伎・文楽公演は、プログラムへ英文解説を併載又は配布(大阪文楽公演)し、イヤホンガイドによる英語解説を行っている。また国立能楽堂では各座席で英語による字幕表示が閲覧可能となっている。</p>	<p>【日本芸術文化振興会】 文部科学省独立行政法人評価委員会の評価において、英語のほかにも中国語や韓国語リーフレットの作成など外国人利用者への対応を行うなど快適な観劇環境の形成に尽力したことが評価され、A評価となっている。</p>	<p>【日本芸術文化振興会】 英語版ホームページの構成内容を見直すなど、より一層国内外への情報発信等の充実を図るとともに、劇場内の案内表示等の見直しにより外国人利用者に配慮した観劇環境の整備に努める。</p>

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
37	109	国立公園等における外国人観光旅行者に向けた情報提供	我が国の国立公園の見所、利用案内等を掲載したホームページや、国立公園や美しい自然を紹介したパンフレットの充実を図るとともに、外国語版を作成し、海外に向けた情報発信を推進する。また、国立・国定公園等における公園利用施設の整備にあたり、外国人に向けたインフォメーション機能の強化を図るため、国直轄のビジターセンターの展示全てを多言語表示対応するとともに、外国語表記の誘導標識・案内標識の整備等への支援を行う。	国立公園を紹介する英語・中国語(簡体字・繁体)・韓国語のパンフレットを作成し、国内外で広く配布した。G8北海道洞爺湖サミット前後に、洞爺湖地域を訪れた国内外の来訪者に日本の自然や日本の国立公園等に関する情報を提供し、また2010年10月のGOP10の際にも広く来場者に外国語版パンフレットを配布した。国直轄ビジターセンターにおける情報提供の多言語化は、これまでに39施設のうち28施設で対応している。また、国定公園等において都道府県が整備する誘導標識や案内標識等の多言語化にあたっては、自然環境整備交付金により支援している。	我が国の国立公園の見所、利用案内等を掲載したホームページを随時更新するとともに、国立公園や美しい自然を紹介したパンフレットを4カ国語に翻訳し、それらを各地の利用拠点において配布してきたところであり、海外に向けた情報発信を進めた。国直轄ビジターセンターにおける情報提供の多言語化は、既に全体の7割超で対応済みとなっているが、外国語表記の誘導標識・案内標識については整備が十分とはいえない。	国立公園を紹介する外国語版パンフレットの配布やホームページ・DVDによる情報発信と併せて、地域ブロック別、国立公園別の外国語版パンフレットの作成・配布等、外国人観光旅行者に向けた情報提供のための取組を一層推進する。国立公園等における既存の国直轄ビジターセンターの情報提供の多言語化は、引き続き施設更新の機会などを捉えて積極的に取り組む。また、都道府県が整備した標識等の多言語化についても、引き続き自然環境整備交付金等により支援していく。
38	110	ホテル・旅館の整備【再掲】	地域における観光客受入の中核をなす宿泊産業の国際競争力の強化のためには、海外からの旅行者にとって諸外国と遜色のない利便性・快適性を有する宿泊施設の整備を促進する必要がある。そのため、外客ニーズの高い設備の導入等を促進するための措置を講じ、主要な宿泊施設における諸外国の映像国際放送受信設備、高速通信設備の導入率を平成23年度までに50%(平成18年度末:それぞれ10%、11%)にするなどホテル・旅館の外客対応を推進する。また、我が国の伝統と文化を守り「おもてなしの心」で内外の旅行者を受け入れるという重要な役割を担っている旅館業について、新たな旅行者ニーズに対応した設備投資のための資金の確保等、その経営基盤の強化・確立を図り、日本旅館の魅力の向上を促進する。	訪日外国人に対する接遇の向上の観点から、ホテル・旅館のうち、一定の基準を満たすものについては、「国際観光ホテル整備法」に基づき登録を行っており、登録を受けたホテル・旅館に対しては、地方税の不均一課税が適用されることとなっている。また、「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進」に関する法律」に基づく滞在促進地区内のホテル・旅館に対する宿泊サービスの改善・向上のための施設整備への特別貸付制度や旅行業法の特例等の支援措置を講じている。	全国で約3,000の施設が「国際観光ホテル整備法」に基づく登録を受けているところ、訪日外国人旅行者が安心して宿泊できる一定のサービスレベルを確保するひとつの目安となっている。また、宿泊施設が活用可能な融資制度の充実が図られる等、新たな取組みに向けた環境の整備も着実に進んでいる。	ホテル・旅館のニーズを的確に把握しながら、ホテル・旅館の整備の促進に向けた基礎的データの整理・分析や環境の整備等、必要な施策を講じていく。

(二) 国際相互交流の促進

① 外国政府との協力の推進

38	111	日中韓三国間の観光交流と協力の強化	21世紀の東アジア大交流時代の到来に当たり、日中韓三国が、互いの文化・伝統を尊重しつつ、三国間域内外の観光交流の拡大とそれに向けた協力を強化していくため、平成18年7月に日中韓観光大臣会合が設置され、今後も毎年、三国の持ち回りで開催することとされている。この会合において合意される取組を日中韓三国が連携協力して着実に実施することにより、日中韓三国域内外の観光交流の一層の拡大を図る。第1回目の日中韓観光大臣会合において合意された北海道宣言については、これに基づいて日中韓三国域内外の観光交流の拡大を中国、韓国とともに推進し、平成17年(2005年)に1,200万人であった域内の交流人口を平成22年(2010年)に1,700万人以上とする。	日本、中国、韓国の観光交流の拡大とそれに向けた協力強化を目的とした日中韓観光大臣会合を毎年持ち回りで開催し、三国間の交流拡大に向けた意見交換を行っているところ。	日中韓3カ国の交流人口は、2010年が1656万人となり、1700万人の目標には届かなかったものの、達成率としては97%を超えており、概ね目標が達成され、日中韓の交流拡大に寄与した。	日中韓の交流人口について、2015年までに2600万人との新たな目標を設定し、引き続き三国間の交流拡大に向けて取り組んでいく。
38	112	二国間の観光交流の取組の推進	日中間の「2007年の交流人口500万人」、日印間の「2010年の交流人口を倍増の30万人、2015年を3倍増の50万人」等の数値目標の設定や、佳節を活用した二国間の観光交流事業の実施、観光見本市への相互出展、さらには、平成19年にはタイ、インド、カナダとの間で設定されている観光交流年を毎年2件程度設定すること等を通じ、二国間の連携協力を強化し、観光交流の拡大に積極的に取り組む。	観光交流年等を活用した二国間の連携協力を通じ観光交流の拡大を図っている。 ・平成19年度:2件 日印観光交流年(2007年)、日タイ観光交流年(2007年) ・平成20年度:2件 日仏観光交流年(2008年)、日韓観光交流年(2008年) ・平成21年度:1件 日本香港観光交流年(2009年) ・平成22年度:1件 日本トルコ観光交流年(2010年)	毎年1、2件程度の観光交流年を活用し、観光交流の拡大に取り組んだ。	引き続き、観光交流年等を活用して、観光交流の拡大に取り組む。
39	113	国際機関等への協力を通じた国際観光促進	世界観光機関(UNWTO)、経済協力開発機構(OECD)等の国際機関及びアジア太平洋経済協力(APEC)等の国際協力枠組みにおいて行われる活動及び事業への協力を行っていく。	・2008年6月 第20回UNWTO東アジア太平洋地域及び南アジア地域合同観光委員会(神戸)・主催 ・2008年9月 ASEAN観光フェア(北九州)・後援 ・2009年8月 メコン流域諸国観光促進教育セミナー(カンボジア、ラオス、ベトナム)・後援 ・2009年8月 ASEAN観光フェア(新潟)・後援 ・2010年2月 日印観光交流シンポジウム(インド)・主催 ・2010年9月 ASEANフェア(鹿児島)・後援 ・2010年9月 第6回APEC観光大臣会合(奈良)・主催	我が国の観光施策への積極的な取組みの発信により、観光立国を推進する我が国の認知度の向上へ貢献を行った。国際観光振興を目的として開催する多国間会合における他国政府等との議論や意見交換を通じて、国際観光振興に向けた貢献を行った。国際機関に対し我が国が拠出した資金を活用して、途上国に対する観光振興発展に向けた貢献を行った。(プロモーション活動や人材育成等諸活動) 国際機関に対する協力の一環として、共催等による国際会議を開催した。	多国間会合において、我が国の観光施策への積極的な取組みの発信により、観光立国を推進する我が国の認知度の向上させる。国際観光振興を目的として開催する多国間会合における他国政府等との議論や意見交換を通じて、国際観光振興に向けた貢献を行う。国際機関に対し我が国が拠出した資金を活用して、途上国に対する観光振興発展に向けた貢献を行う。(プロモーション活動や人材育成等諸活動) 国際機関に対する協力の一環として、共催等による国際会議を開催する。
39	114	開発途上国等の観光振興に対する協力	開発途上国等に対して、独立行政法人国際協力機構等を通じ、観光振興を行うに当たって必要となる情報提供や提言を行うなどの協力を、相手国のニーズ、援助の効果等を勘案しつつ実施していく。	開発途上国における観光振興に協力するため、今後の国際観光開発促進のための方策を提言することを主目的とした「国際観光開発促進協力調査」を実施するとともに、独立行政法人国際協力機構等を通じた集団研修を実施した。	観光は外貨の獲得や雇用機会の創出に有効であることから、多くの開発途上国は観光を重視しており、観光分野の我が国に対する国際協力のニーズは大きく、一定の評価を得ていると考えられる。	左記は、日本人の海外旅行促進の側面も有しており、引き続き、施策に取り組んでいく。

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
② 我が国と外国との間における地域間の交流の促進						
39	115	日本人の海外旅行の促進	日本人の海外旅行の促進は、国際相互理解を増進し政府間の外交を補完すること、海外旅行経験が国際感覚や語学力の向上の契機となり我が国の国際競争力の基盤強化に資することに加え、開発途上国等の観光開発を促進しその発展に貢献する面もあるなど、高い意義を有している。しかしながら、日本人海外旅行者数は戦後ほぼ一貫して増加してきたものの、出国率(出国者数/人口)は、約13%とG8中の最下位であり、また、近隣の台湾(約34%)も下回っている。このような状況を改善するため、日本人海外旅行者数を平成22年度までに2,000万人とすることを目標として、官民一体となった取組を計画的に推進する。具体的には、官民ミッションの派遣による実地調査等による戦略的なディステネーションの開発、地方空港発の国際チャーター便の活性化やプロモーションの強化、周年事業の活用等による環境の整備、渡航情報の適時適切な提供等による安全・安心の確保と質の向上、及びクルーズ旅行の振興等による魅力の向上といった施策に取り組む。	平成19年度には海外旅行者満足度調査を実施した。また、日本旅行業協会(JATA)が中心となって実施しているビジット・ワールド・キャンペーン(VWC)にも協力し、海外旅行の需要喚起に向けた民間の取組みを後押しした。	日本人の海外旅行者数は平成18年の1,753万人以降、毎年減少を続けており、平成21年には1,544万人となった。これは国民の個人所得の低迷に加え、世界的な経済環境の悪化やインフルエンザなどが要因であると考えられる。平成22年は平成20年の実績を上回る1,664万人(速報値)であったが、基本計画の目標である2,000万人の達成には至らなかった。	今後とも、日本旅行業協会が中心となって実施しているVWCへの協力等を通じて海外旅行需要の喚起を図っていく。
39	116	姉妹・友好都市提携の活用	姉妹・友好都市提携に基づく国際交流には、住民が参加できる機会も多く、パブリック・ディプロマシーの一助となるものとして大変重要である。また、文化、スポーツ等の様々な分野における交流事業の契機となるほか、姉妹・友好都市の市民にそれぞれの地域の魅力を見つめ直す機会を与えてくれるものである。これらを踏まえ、姉妹・友好都市関係を生かした観光プロモーションなどによる交流の拡大を図る。また、駐日各国大使に各地方が誇る文化施設等の魅力を直接見聞してもらい、任期中・離任後を通じ我が国の魅力を各国に発信する契機とするとともに、地方公共団体長を始めとした地方有識者との相互交流の機会を提供することにより、姉妹・友好都市連携等推進の契機とする。	計画策定時に比べ、姉妹都市提携数は微増している。また、近年複数の友好都市を集めて会議を開くなど、先進的な取り組みも見えるようになり、これまで以上に深い交流も行われるようになった。スポーツ交流や学生の派遣・受入れなどの従来型の交流についても、活発に行われている。	姉妹自治体提携について、数量的には大幅な増減は見られないが、新しい取り組みなどで複数都市と活発な交流を深めている自治体や、民間や市民が交流に積極的に参加する事例もあり、評価できると考える。	総務大臣表彰(姉妹自治体交流表彰)で先進的かつ活発な交流活動を自治体に周知し交流を促進していくことや、姉妹都市提携に伴う交付税措置を周知することなどにより、さらなる姉妹・友好都市提携の推進につながっていくよう努めていく。
③ 青少年による国際交流の促進						
40	117	訪日教育旅行の促進	青少年の訪日旅行の形態である「訪日教育旅行」と総称される団体旅行は、若年層の交流拡大による国際相互理解の増進、学校における実践的な国際理解教育の推進や地域の活性化にも有益であるとともに、訪日教育旅行により我が国を訪れた青少年は、将来、リピーターとなり得る。このため、我が国の学校等を訪れ、児童生徒と交流するフレンドシップ・ジャパン・プラン等による外国人青少年の受入者数の倍増を目指すなど、平成19年3月現在で30の道府県で設立されている学校交流受け入れ促進のための訪日教育旅行促進協議会の活用や設立拡大等を通じて、受入体制の整備を積極的に推進し、訪日教育旅行の拡大を図る。	訪日教育旅行の拡大に向けて、アジア市場を中心に、現地で訪日教育旅行セミナーを開催するとともに教育関係者や教育旅行者を手がける旅行会社の招聘等を行ってきている。  外国人青少年の受入者数については、平成16年度は約4万人であったが、平成20年度には約6万人と増加し、おおむね、順調に推移している。	訪日教育旅行促進協議会の受入実績では、21年度は世界的な景気低迷、新型インフルエンザの流行等により、大きく減少したものの、18年度から21年度までは、2万人を超える訪日教育旅行者を受け入れているところ。  平成22年度までに倍増させることを目指しており、その中間年の平成20年度に1.5倍の水準となっていることから、目標を達成する見込み。	引き続き、訪日教育旅行の拡大に向けて、地域の取組とも連携しながら取り組んでいく。  フレンドシップ・ジャパン・プラン(外国人青少年受入倍増計画)については、所期の目標を達成する見込みであるとともに、平成22年度をもって終了することから、本計画への掲載は今限りとするが、学校訪問による児童生徒交流を含む訪日教育旅行を今後も促進していくため、受け入れる学校と訪日教育旅行促進協議会等の連携を促していくこととする。
40	118	ワーキング・ホリデーの活用	二国間の取り決めに基づき、各々の国が、相手国の青少年に対して自国の文化や一般的な生活様式を理解する機会を提供するためのワーキング・ホリデー制度について、人的交流の拡大と青少年の相互理解を促進するとの観点から、制度の運用についての情報提供等の支援、広報活動並びに利便性の向上に取り組むとともに、既存の導入国8ヶ国以外の諸国との間における新規導入についても検討を進める。	平成22年12月現在、11か国・地域との間に制度を導入しているほか、新規導入につき数か国と協議を行っている。導入済みの国については、必要に応じて取決め内容の見直しを随時行っている。	同制度は、海外への渡航を希望する若者間で定着しており、特に訪日を希望するアジアの若者に人気が高い。利用状況については、アジアを訪れる日本人利用者及び訪日するヨーロッパ・カナダ・大洋州の利用者が比較的少なく、人的交流に不均衡が見られる。	引き続き、青少年の相互理解等を目的として、制度の運用及び新規導入への検討を適切に実施する。また、利用者数の不均衡を是正するための方策についても二国間の協議等において検討していく。
40	119	ホームステイの促進	政府が実施する各種若年層の交流プログラムにおいて、我が国の家庭におけるホームステイの受入先を募集するとともに、海外への情報発信を行い、ホームステイの促進に努める。	21世紀東アジア青少年大交流計画(JENESYS)をはじめとした、政府が実施している若年層の交流プログラムの一部において、ホームステイを実施している。	21世紀東アジア青少年大交流計画(JENESYS)で招聘した中高生等に対し、ホームステイプログラムを実施し、日本の一般家庭での日常生活を経験してもらうことで、日本への理解を深められるよう努めた。	外務省が行う若年層の交流プログラム自体が減少している状況にはあるが、機会を捉えて、海外若年層の我が国におけるホームステイを実施していく。

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
41	120	海外の青少年との交流促進	<p>海外の青少年の長期招聘事業を実施するとともに、同事業で我が国に滞在中の青少年同士や日本人関係者との交流を図る。</p> <p>また、アジアとの交流人口拡大の一環として、「21世紀東アジア青少年大交流計画」の下で、東アジア首脳会議(EAS)参加(ASEAN、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランド)を中心に、今後5年間、毎年6,000人程度の青少年を日本に招くとともに、日本の青少年も東アジアに派遣する。</p>	<p>招へい予算が年々減少する中、現在、外務省では、かつて実施していた「長期青年招聘」事業のように、さまざまな国を幅広く対象とした青少年の長期招へい事業は実施していないが、特定の地域を対象とした事業は実施している。例えば、アジア地域については「21世紀東アジア青少年大交流計画」によって青少年の長期招へいを実施し、滞在中の青少年同士や日本人関係者との交流を図っている。同計画においては、事業を開始した2007年5月から2010年9月までの間に、以下の通り招へい事業を実施済。また、派遣事業についても、日本から対象各国に対し、5450人を派遣している。</p> <p>〈招へい内訳〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中国:10,378人</li> <li>・韓国:4,998人</li> <li>・ASEAN各国:7,205人</li> <li>・豪州・NZ:1,738人</li> <li>・インド:1,297人</li> <li>・計:25,616人</li> </ul> <p>文部科学省では、青少年交流を推進するため、国内外の青少年及び青少年指導者の海外派遣・日本招聘事業を実施している。同事業で我が国に滞在中は、青少年育成活動や施設等の現地調査などの研修のほか、日本の青少年及び青少年指導者同士での意見交換などを通して交流を図っている。</p> <p>また、スポーツ交流においても、東アジア諸国等から青少年スポーツ指導員の受入れ、我が国におけるスポーツ振興事業や地域スポーツクラブの活動、学校体育授業等に関する視察研修の機会提供、ジュニア選手の交流競技会実施等の交流を図っている。</p>	<p>「21世紀東アジア青少年大交流計画」に関しては、毎年6000人という目標人数を達成可能なペースで招聘を実施しており、派遣事業についても予定通り実施している。人数面での目標達成という観点において、十分高い評価を下せる。</p> <p>青少年交流推進事業において交流を行った日本の青少年等が他の国際交流事業に協力をする、日本に招聘された青少年等がその後再び日本を訪れる、などの広がりを見せている。また、スポーツ交流に関する事業を契機として、地域交流や個別の交流が継続的に行われるなど、国際交流の成果が年々確実に現れてきている。</p>	<p>「21世紀東アジア青少年大交流計画」に関しては、今後とも引き続き現状のペースで招聘・派遣事業を実施していき、当初の目標人数を達成させることを基本としつつ、経費面での効率化に努める。</p> <p>青少年交流、スポーツ交流推進のための事業を引き続き実施する。また新たに青少年教育施設における東アジアを中心とした海外の青少年との交流を推進する。</p>

4. 観光旅行の促進のための環境の整備

(一) 観光旅行の容易化及び円滑化

① 休暇の取得の促進

41	121	休暇の取得の促進	<p>国内旅行の需要を喚起するため、休暇取得促進の方策等について、有識者及び関係省庁で検討を行うとともに、休暇取得の好事例の紹介、仕事と生活の調和に資する働き方の普及に向けた意識啓発等により、休暇取得の促進に向けた社会的な気運を高める。</p> <p>また、年次有給休暇の取得促進等労働時間等の設定の改善を促進するため、労働時間等設定改善法に基づいて、中小企業・団体に対する指導、助成を実施する。また、労働基準法に基づく年次有給休暇の計画的付与制度は、平成17年現在16.3%の企業が導入しているが、この制度を活用する企業数の一層の増加を図るなど、年次有給休暇の取得率の向上を図る。</p>	<p>観光立国推進本部の下に、休暇分散化ワーキングチーム(WT)を設置し、休暇取得の分散化について、関係省庁間で検討・調整を行っているほか、休暇改革国民会議を開催し、休暇取得の分散化の具体策についての国民的な合意形成や、休暇取得・分散化を準備・実施するための国民運動を推進している。</p> <p>地方ブロックにおいても、休暇取得の分散化に関する説明会を開催するとともに、休暇取得の分散化が産業界に与える影響を調査するため、経産省と共同で企業アンケート調査や企業等ヒアリング調査を実施し、幅広い関係者との意見交換を行った。</p> <p>GW及びお盆のピーク需要調査やアイデアボックスによる意見公募の実施、内閣府の特別世論調査の実施等、休暇改革に関する意見や、その効果についての調査を実施した。</p> <p>休暇改革のあり方について、幅広い視点から議論を行い、その意義や課題、取組方策等について検討するための休暇シンポジウムを一般社会人を対象に開催したほか、様々な企業の取組事例を参考に、「休暇」を切り口として企業経営を考えるシンポジウムを開催し、約30社の企業事例を取材した「経営によく効く休暇事例集」を配布する等、休暇改革の周知等に取組んだ。</p> <p>「家族の時間」がもたらす教育的・社会的効果を明らかにするとともに、取組課題とその改善方策の検証を行い、同様の取組実施を広く働きかけることを目標に、「家族の時間づくり」を目的として、地方自治体(学校)や企業(経済団体)の協力の下、家族の時間づくりプロジェクト(休暇取得・分散化促進実証事業)を、9つの地域において実施した。</p> <p>年次有給休暇を取得しやすい環境の整備に向けた関係者の取組の促進を図ることを目的として平成22年3月に労働時間等設定改善法に基づく指針(労働時間等見直しガイドライン)を改正し、これについて、都道府県知事や経済団体等に周知・啓発を行った。</p> <p>また、年次有給休暇の計画的付与制度の活用を図るなど、年次有給休暇の取得促進等労働時間等の設定改善に取り組む中小企業に対する助成制度を設けており、中小企業団体に対しては平成18年度より、個別の中小企業に対しては平成20年度より助成金を支給している。</p>	<p>WTにおいて、休暇改革の国民的な合意形成に向け、経済界、労働界、教育界からのヒアリング等を実施し、休暇改革国民会議においても、休暇取得の分散化に関する懸念・課題・提案等について議論を行ったほか、ピーク需要調査をはじめとする各種調査の結果、休暇改革に対する意見や、休日の設定方法等に関するアイデアなどのコメントが寄せられ、企業の取引活動や学校運営の影響等をはじめ、休暇改革のビジョンやメリット、課題等が明らかとなった。</p> <p>また、実証事業を実施した亀山市、山口市(野田学園)、荒川区、島田市、京都市、福岡市の6地域の家庭(保護者)9,342人を対象にしたアンケートを集計した結果、地域ぐるみで休みを設定し、家族の時間ができたことについて、「よかった」とする回答は35.1%であり、「よくなかった」と回答した19.2%を上回る結果となった(「どちらともいえない」は42.9%)。他方、子ども(学校)の休暇の柔軟な設定と大人(企業)の休暇取得による、大人と子どもの休みのマッチングに関しては、全国9地域の協力により、すべての学校において休暇の柔軟な設定により連休を設定することが可能だった一方で、大人の休暇取得に関しては、約5割弱～約7割弱の保護者が、設定された子どもの休みの日に「通常どおり仕事をした」と回答しており、今後は、事業に関する普及・啓発を半年前を目安に実施するなどの準備期間を設定するとともに、保護者の休暇取得や学校運営への影響がでないよう、できる限り早い時期にスケジュールを決定する必要がある。</p> <p>年次有給休暇の計画的付与制度の導入率は平成18年:17.0%、平成19年:15.7%、平成20年:17.2%、平成21年:17.0%と平成17年からみて増加している。この間の年次有給休暇取得率は、平成18年:46.6%、平成19年:46.7%、平成20年:47.4%、平成21年:47.1%であった(※)。(※)平成19年から調査対象が「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」から「常用労働者が30人以上の民営企業」に変更されている。</p>	<p>内閣府特別世論調査において、現在提示している休暇取得の分散化案に対して、賛成28.1%、反対56.1%という結果となった。これまでの議論やヒアリング、また、特別世論調査の結果を踏まえ、第2回休暇改革国民会議において、「秋を先行させることとし、ブロック数については、よく検討した案を次回会議に提示すること」を求められたところである。</p> <p>これらに向け、国民的なコンセンサス形成を重要視しつつ、対応を進めていくこととしている。</p> <p>実証事業に関しては、平成22年度の検証結果等を踏まえ、事業効果を高める観点から、休暇取得促進と学校休業日の柔軟な設定による休みのマッチングを規模を拡大して実施する。</p> <p>引き続き年次有給休暇の計画的付与制度の活用を図る中小企業等に対し支援を行うことにより、年次有給休暇の取得促進に取り組む。</p>
----	-----	----------	---	--	--	---

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
② 観光旅行の需要の特定の時季への集中の緩和						
41	122	休暇取得の分散化	<p>一時期に集中する傾向のある休暇の分散化を推進するため、関係団体と協力しつつ、キャンペーンの実施等により「秋休み」の取得について、国民的な機運を高めるとともに、「秋休み」に合わせた各種旅行商品の販売促進活動等を支援していく。</p> <p>また、三学期制以外の学期制を採用している学校は、平成17年度に小学校で14.0%、中学校で15.3%であるが、地域の独自性を生かした休日の設定、秋休みや二学期制、地域行事に連動した学校休業等、小・中学校の休業の多様化と柔軟化を進める。</p>	<p>観光立国推進本部の下に、休暇分散化ワーキングチーム(WT)を設置し、休暇取得の分散化について、関係省庁間で検討・調整を行っているほか、休暇改革国民会議を開催し、休暇取得の分散化の具体策についての国民的な合意形成や、休暇取得・分散化を準備・実施するための国民運動を推進している。</p> <p>地方ブロックにおいても、休暇取得の分散化に関する説明会を開催するとともに、休暇取得の分散化が産業界に与える影響を調査するため、経産省と共同で企業アンケート調査や企業等ヒアリング調査を実施し、幅広い関係者との意見交換を行った。</p> <p>GW及びお盆のピーク需要調査やアイデアボックスによる意見公募の実施、内閣府の特別世論調査の実施等、休暇改革に関する意見や、その効果についての調査を実施した。</p> <p>休暇改革のあり方について、幅広い視点から議論を行い、その意義や課題、取組方策等について検討するための休暇シンポジウムを一般社会人を対象に開催したほか、様々な企業の取組事例を参考に、「休暇」を切り口として企業経営を考えるシンポジウムを開催し、約30社の企業実例を取材した「経営によく効く休暇事例集」を配布する等、休暇改革の周知等に取組んだ。</p> <p>「家族の時間」がもたらす教育的・社会的効果を明らかにするとともに、取組課題とその改善方策の検証を行い、同様の取組実施を広く働きかけることを目標に、「家族の時間づくり」を目的として、地方自治体(学校)や企業(経済団体)の協力の下、家族の時間づくりプロジェクト(休暇取得・分散化促進実証事業)を、9つの地域において実施した。</p> <p>三学期制以外の学期制を採用している学校の割合等について、全国的な調査を実施・公表。三学期制以外の学期制を採用している学校の割合は、平成21年度において、小学校で21.8%、中学校で23.0%となっている。</p>	<p>WTにおいて、休暇改革の国民的な合意形成に向け、経済界、労働界、教育界からのヒアリング等を実施し、休暇改革国民会議においても、休暇取得の分散化に関する懸念・課題・提案等について議論を行ったほか、ピーク需要調査をはじめとする各種調査の結果、休暇改革に対する意見や、休日の設定方法等に関するアイデアなどのコメントが寄せられ、企業の取引活動や学校運営の影響等をはじめ、休暇改革のビジョンやメリット、課題等が明らかとなった。</p> <p>また、実証事業を実施した地域の家庭(保護者)を対象にしたアンケートのこれまでの集計によると、地域ぐるみで休みを設定し、家族の時間ができたことについて、「よかった」とする回答は35.1%であり、「よくなかった」と回答した19.2%を上回る結果となっている(「どちらともいえない」は42.9%)。他方、子ども(学校)の休暇の柔軟な設定と大人(企業)の休暇取得による、大人と子どもの休みのマッチングに関しては、全国9地域の協力により、すべての学校において休暇の柔軟な設定により連休を設定することが可能だった一方で、大人の休暇取得に関しては、約5割弱～約7割弱の保護者が、設定された子どもの休みの日に「通常どおり仕事をした」と回答しており、今後は、事業に関する普及・啓発を半年前を目安に実施するなどの準備期間を設定するとともに、保護者の休暇取得や学校運営への影響がでないよう、できる限り早い時期にスケジュールを決定する必要がある。</p> <p>二学期制など、三学期制以外の学期制を採用している小・中学校の割合が増加した。</p>	<p>内閣府特別世論調査において、現在提示している休暇取得の分散化案に対して、賛成28.1%、反対56.1%という結果となった。これまでの議論やヒアリング、また、特別世論調査の結果を踏まえ、第2回休暇改革国民会議において、「秋を先行させることとし、ブロック数については、よく検討した案を次回会議に提示すること」を求められたところである。</p> <p>これらに向け、国民的なコンセンサス形成を重要視しつつ、与党とも調整し、対応を進めていくこととしている。</p> <p>実証事業に関しては、平成22年度の検証結果等を踏まえ、事業効果を高める観点から、大都市圏を念頭に、休暇取得促進と学校休業日の柔軟な設定による休みのマッチングを大規模に実施する。</p> <p>引き続き、三学期制以外の学期制を採用している学校の割合等について、全国的な調査を実施・公表する。</p>
③ 観光に係る消費者の利益の擁護						
42	123	旅行業務に関する取引の公正の維持等	<p>旅行業法に基づき、旅行取引に係る規制の遵守状況に関する監査を適時適切に実施することにより、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図る。また、旅行業における電子商取引の増加等を踏まえ、平成19年度中にインターネットを利用した旅行取引に関する旅行業法の適用関係等を整理し、旅行者保護の一層の充実を図る。さらに、訪日外国人に係る医療体制の整備、日本人海外旅行に係る保険の充実等、旅行の安全・安心の確保や質の向上のための施策の検討を進める。</p>	<p>旅行者に対する立入検査等を通じて、旅行業務に関する取引の公正の維持等の確保を図っている。また、平成21年9月には、消費者庁が発足し、旅行業法における消費者保護について、観光庁と消費者庁が連携して取り組むこととなった。</p>	<p>立入検査の強化や消費者庁との連携等により、旅行業務における消費者保護の充実・強化が図られた。</p>	<p>引き続き、立入検査のさらなる強化等を図りながら、旅行業務に関する取引の公正の維持等に取り組んでいく。</p>
42	124	表示の適正化	<p>観光分野において、一般消費者に誤認される表示が行われることのないよう、景品表示法を厳正に運用する。</p>	<p>景品表示法第11条の規定に基づき、「募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約」等について、燃油サーチャージの表示方法に関する変更を公正取引委員会とともに認定した(平成21年8月)。「旅行業公正取引協議会」に対し、「募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約」及び「旅行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」が適正に運用されるよう指導を行った。</p> <p>また、観光土産品における公正な競争を確保し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するため、「全国観光土産品公正取引協議会」に対し、「観光土産品の表示に関する公正競争規約」が適正に運用されるよう指導を行った。</p>	<p>観光分野に係る公正競争規約の適時適切な変更の認定、当該公正競争規約を運用する公正取引協議会に対する指導を通じ、観光分野における表示の適正化が図られた。</p>	<p>引き続き、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するため、観光分野に係る公正取引協議会を適切に指導するとともに、同分野における景品表示法違反行為に対しては厳正に処分する。</p>
④ 観光の意義に対する国民の理解の増進						
42	125	国民全体の理解の増進	<p>国民の観光に関する意義、マナーの普及や観光資源の保全等を図るため、観光関係団体と協力しながら、「観光週間」を実施するなど、広く国民に対し積極的に広報活動を行い、国民全体の理解の増進を図る。また、国民的な運動を支援する。</p>	<p>昭和40年から平成20年まで毎年、8月1日から7日までを「観光週間」として、関係省庁、都道府県、関係団体の協力を得て、各種メディアによる広報やポスター・パンフレットの配布等の活動を実施した。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
42	126	子供たち向けの教材の普及	<p>地域の魅力や観光の意義等に関する子供たちの理解を増進するため、現在2都道府県(宮崎県及び沖縄県)における小学校の授業で用いられているような教材の普及を促進する。</p>	<p>宮崎県、沖縄県に加えて平成20年度には宮城県、山形県でも観光副読本が作成された。また、小中学校教員の自主サークルであるTOSSが平成22年現在全国1,810市町村で観光立国テキストを作成して授業で活用している。</p>	<p>観光副読本の実施事例は、観光庁として把握できているものに留まっており、全国への普及度合いは評価ができないが、全国の小中学校教員による自主サークル(TOSS)が実施している観光立国テキストの実施事例を見る限りでは、授業で用いられる観光教材は大きく普及したと思われる。</p>	<p>引き続き観光副読本や教育関係団体等が作成した観光テキストをセミナーやシンポジウムで紹介するとともに、全国の小中学校教員による自主サークル(TOSS)へのサポートなどによって、観光教材の普及を図る。</p>



頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
42	127	社会教育の促進に資する資料の作成と活用	観光やそれによる地域活性化についての理解を深めるための学習、ボランティアガイド等の社会参加活動を促進するため、学習活動の企画・運営の参考となる資料の作成とその活用を奨励する。	全国の先進的な取り組みを調査し、ボランティアガイド等の社会参加活動を促進するため、学習活動の企画・運営の参考となる事例集の作成し、都道府県指定都市などに配布したほか、ホームページに掲載するなど普及を図った。	事例集は都道府県及び指定都市、生涯学習センター及び関係機関へ配布、ホームページの掲載を行い、着実に進捗しているものと判断している。	各地域の社会教育施設において、郷土に関する学習や、ボランティア活動に対する講座が実施され、地域活性化等について理解を深めていく。
42	128	観光関係の功労者の表彰	観光の発展に係る取組について、発展に寄与した団体や個人の取組を称え、そうした取組について広くPRすることにより国民の認識を深め普及推進を図る。また、平成20年度までに観光関係の功労者に対する表彰制度を拡充し、特定の観光事業の枠を超えて地域の観光振興、経済発展等に貢献した者に対する表彰を行う。	国民の「いのち」を支える基礎として、「食」を生み出す農林水産業と、その舞台となる農山漁村の活力を再生するため、地域内外の結び付きによる創意工夫にあふれた地域活性化の取組を先駆的優良事例として選定し、全国に発信・奨励。（食と地域の『絆』づくり：平成22年度より実施） 農林漁家民宿の質の維持・向上を図るため、地域の取組等のオピニオンリーダーとして活躍している農林漁家民宿の女性実践者を「農林漁家民宿おかあさん100選」として100人選定。	・「食と地域の『絆』づくり」の優良事例として、地域の観光振興、経済発展等に貢献している取組を含む23事例を選定。 ・選定事例の情報発信による地域活性化活動の普及啓発及び農山漁村や農林漁業への国民の関心を深めるきっかけの提供を通じて、地域の観光振興や経済発展等に貢献する取組の拡大に寄与。 ・「農林漁家民宿おかあさん100選」については、平成19年度～平成21年度までの3か年度で、100人の農林漁家民宿の女性実践者を選定（平成19年度：20人、同20年度：28人、同21年度：52人）。3か年度で100人の農林漁家民宿の女性実践者を選定する目標を達成。	「食と地域の『絆』づくり」については、引き続き、選定事例に係る情報発信を行う。 「農林漁家民宿おかあさん100選」については、平成22年度以降、100人の選定者を核として、農林漁家民宿の質に関する評価・支援体制を整えるとともにネットワーク化を図り、品質評価・支援の向上を目指した取組を実施。 具体的には、品質評価・支援基準を策定し、基準に則して全国の農林漁家 民宿の経営者等が自己点検を行える仕組や点検事項について品質向上に向けた支援を行う仕組を構築する。また、100人の選定者及び全国の農林漁 家民宿の経営者等を構成員とした品質評価・支援の向上に資するためのネットワークの構築を行い、農林漁家民宿へのサポート、マッチングなどを行う組織の設立を目指す。これらについては、まず100人の選定者を対象に導入し、その後全国に普及させていく。 事業終了後は、農林漁家民宿の女性に対する支援を中心とした農林漁家民宿へのサポート体制の確立や都市住民とのマッチングなどを行う団体を設立し、農山漁村への誘客に向けた取組を実施していく。

(二) 観光旅行者に対する接遇の向上

① 接遇に関する教育の機会の提供

43	129	ボランティアガイドの育成【再掲】	地域を訪れる観光旅行者に対して地域の案内や紹介に貢献するボランティアガイドに関しては、社団法人日本観光協会の「地域紹介観光ボランティアガイド活動の手引き」や「地域紹介観光ボランティアガイド運営活動マニュアル」の作成や平成8年度から毎年1回開催されている「地域紹介観光ボランティアガイド全国大会」などのガイド技術の向上、ガイド相互の情報交換等に向けた取組が行われているところである。今後も研修の充実などとあわせてボランティアガイドの育成に向けた取組を促すことにより、ボランティアガイドの数を平成18年の31,301人から平成23年までに概ね5割増やして47,000人とする。	社団法人日本観光協会によると、ボランティアガイドの数は平成18年度に33,197人、平成19年度に34,290人、平成20年度に39,031人、平成21年度に40,837人と着実に増えている。	社団法人日本観光協会のボランティアガイドは右肩上がりが増え続けているものの、現状の増加ペースでは平成23年の47,000人は厳しい状況にあるが、独立行政法人国際観光振興機構（JNTO）では、街頭・車内等で困っている訪日外国人旅行者に通訳を行うグッドウィルガイド（善意通訳）の募集を行っており、その登録者数は平成22年で55,158人となっている。	引き続き社団法人日本観光協会と独立行政法人国際観光振興機構を中心としてガイド活動の啓蒙を行い、ボランティアガイドにおいても「地域紹介・観光ボランティアガイド全国大会」等を通して目標人数の早期実現を目指す。
----	-----	------------------	--	--	---	--

② 旅行に関連する施設の整備

43	130	観光地における案内表示の整備等情報提供の充実	公共交通機関や徒歩、自動車等によって移動する国内外の観光旅行者の多くが必要とする観光情報を現地において適切に提供するため、観光活性化標識ガイドラインに基づく観光地の案内表示の整備を促進するとともに、地域における観光案内所の機能高度化、インターネット通訳システムの導入、ICTを活用したナビゲーションシステムの整備等を支援する。また、外国人観光客に対応可能な案内所であるビジット・ジャパン案内所は、平成18年度末現在で155ヶ所あるが、外国人がまち歩きを楽しむことができる環境の一層の充実に向けて、ビジット・ジャパン案内所を平成22年度に倍の300ヶ所へと増加させることを目指す。	観光地での分かりやすい案内標識の整備を進めるために、「観光活性化標識ガイドライン」の策定について各都道府県や市町村に周知し、案内表示整備の際のガイドラインの活用を促進した。  カーナビや携帯電話等を活用し、観光客の移動支援を図った「まちめぐりナビプロジェクト」を全国で実施し、観光客への情報提供の高度化による移動支援の推進を行うとともに、それらの取組を踏まえ、地域が継続的に情報提供を行う際の留意点等を「地域における「総合的な観光情報提供システム」構築の手引き」としてとりまとめ、HPでの公表を行い、全国展開を図った。 訪日外国人旅行者の受入環境整備事業において、観光案内所の機能高度化、ICTを活用した観光情報の提供等を地方と連携して実施している。 また、JNTO（日本政府観光局）において、ビジット・ジャパン案内所の拡充に取り組んでいる。基本計画策定時の平成19年度末の215箇所から、毎年度20箇所程度増加してきており、平成22年度に入ってから申請件数が急増、平成21年度末時点における253箇所から一気に増加した。平成22年9月10日に300ヶ所に到達し、目標を1年半早く達成した。	平成18年度～平成20年度の3か年で「まちめぐりナビプロジェクト」を全国76地域で実施し、観光客への情報提供の高度化による移動支援の推進を行うとともに、平成21年度において、それらの事例をふまえ、観光全般に関する情報を提供する際に留意すべき点を「地域における「総合的な観光情報提供システム」構築の手引き」としてとりまとめ、地方公共団体等の地域の関係者が活用できるよう、情報提供するとともに、HPで公表を行った。  ビジット・ジャパン案内所の数は、平成22年9月10日に300ヶ所に到達し、目標を1年半早く達成。	訪日外国人旅行者の受入環境整備事業を地方と連携して実施していくこととしている。 また、JNTO（日本政府観光局）において、今後も各地における「ビジット・ジャパン案内所」の拡充に努めていく。  案内標識が少ないことや日本語が理解できないことにより、観光地内の徒歩移動が困難な外国人観光客の移動支援として、ICT技術を活用し、位置情報とリンクした分かりやすい案内情報の提供等を推進する。
----	-----	------------------------	---	---	---	--

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
43	131	ホテル・旅館の整備【再掲】	地域における観光客受入の中核をなす宿泊産業の国際競争力の強化のためには、海外からの旅行者にとって諸外国と遜色のない利便性・快適性を有する宿泊施設の整備を促進する必要がある。そのため、外客ニーズの高い設備の導入等を促進するための措置を講じ、主要な宿泊施設における諸外国の映像国際放送受信設備、高速通信設備の導入率を平成23年度までに50%（平成18年度末：それぞれ10%、11%）にするなどホテル・旅館の外客対応を推進する。 また、我が国の伝統と文化を守り「おもてなしの心」で内外の旅行者を受け入れるという重要な役割を担っている旅館業について、新たな旅行者ニーズに対応した設備投資のための資金の確保等、その経営基盤の強化・確立を図り、日本旅館の魅力の向上を促進する。	訪日外国人に対する接遇の向上の観点から、ホテル・旅館のうち、一定の基準を満たすものについては、「国際観光ホテル整備法」に基づき登録を行っており、登録を受けたホテル・旅館に対しては、地方税の不均一課税が適用されることとなっている。また、「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」に基づく滞在促進地区内のホテル・旅館に対する宿泊サービスの改善・向上のための施設整備への特別貸付制度や旅行業法の特例等の支援措置を講じている。	全国で約3,000の施設が「国際観光ホテル整備法」に基づく登録を受けているところ、訪日外国人旅行者が安心して宿泊できる一定のサービスレベルを確保するひとつの目安となっている。また、宿泊施設が活用可能な融資制度の充実が図られる等、新たな取り組みに向けた環境の整備も着実に進んでいる。	ホテル・旅館のニーズを的確に把握しながら、ホテル・旅館の整備の促進に向けた基礎的データの整理・分析や環境の整備等、必要な施策を講じていく。

③ 我が国の伝統ある優れた食文化その他の生活文化、産業等の紹介の強化、我が国又は地域の特色を生かした魅力ある商品の開発

44	132	産業観光の推進【再掲】	産業観光とは、歴史的・文化的価値のある工場等やその遺構、機械器具、最先端の技術を備えた工場等を対象とした観光で、学びや体験を伴うものである。産業や技術の歴史を伝承することや現場の技術に触れることは、当該産業を生んだ文化を学ぶことであり、将来的な産業発展のためにも重要な要素である。 このため、地域における産業観光資源を巡るツアーの造成や遺構の優れた価値の普及等の取組のほか、全国レベルでも産業観光推進懇談会や全国産業観光推進協議会において、これらの取組を推進する活動が行われている。今後、特色ある地域の産業や工場、商店街、異業種等の幅広い事業者の連携など、個別の事業者では対応が困難な立ち上がり期における共通基盤づくりを支援するなどにより、こうした動きを一段と加速する。	行政、観光関係団体、商工団体等が連携し、観光地域づくりプラットフォームの形成による地域における産業観光ツアー等の市場流通を推進。平成22年1月より、観光立国推進本部の下に設置された「観光連携コンソーシアム」において、関係省庁の連携による総合的な振興策の検討を行う。その他産業観光フォーラムなどへの後援を行う。 また、22年度補正予算の国内活性化緊急対策事業の一部において、産業観光を盛り込んだモニターツアーの支援を実施予定。  平成19～22年度において、特色ある地域の産業やものづくり、中心市街地等の幅広い事業者の連携など、観光・集客サービス分野において、個別の中小事業者では対応が困難な立ち上がり期における共通基盤づくりを支援する「広域・総合観光集客サービス支援事業」（22年度より「地域集客・交流産業活性化支援事業」）を行った。19年度は13件、20年度は5件、21年度は5件、22年度は5件の事業を採択した。	具体的な数値目標が無いため、定量的な効果測定を行うことができないが、他省庁との連携が深まることによって、振興が高まったと言える。  地域の特色ある産業、中心市街地等が業種横断的に連携し、集客・交流を推進するために必要なプログラムの整備、実施のための基盤整備・人材育成、情報発信、地域の集客力向上、生産性向上に資する運営改善の取組、海外需要獲得に向けた取組等、地域の新たな集客・交流産業の創出、高付加価値化、国際化等の取組を支援した。	観光連携コンソーシアムのとりまとめを踏まえ、関係省庁との連携により、地域や民間主導の取組を推進するとともに観光地域づくりプラットフォームの形成による、地域における産業観光ツアー等の市場流通を推進する。  今後も継続して地域の特色ある産業やものづくり、中心市街地等の幅広い関係者の参画を得て、独自の差別化戦略を構築し、広域的かつ総合的に行われる取組を支援する。また、本支援事業で実施された取組の先進事例を分析し、観光・集客向上方針を取りまとめる。
44	133	地域ブランドの振興	各地域の「強み」である地域資源（産地の技術、地域の農林水産品、観光資源）を活用した新商品・新サービスの開発・市場化を総合的に支援するとともに、平成17年から実施している「ビジット・ジャパン・キャンペーン魅力ある日本のおみやげコンテスト」など地域資源に関する表彰制度の確立等により地域ブランドの振興を図る。  「魅力ある日本のおみやげコンテスト」として継続的に毎年実施。おみやげを通して日本の魅力を海外に伝え、日本への来訪を促進するため、外国の方々から見た魅力的な日本のおみやげを選定している。  地域の農産物の利用の促進に必要な直売所や処理加工施設、地域食材供給施設（農家レストラン）等の施設整備に対する支援を実施。また、地域の地産地消を推進する人材を育成するため、講習会の開催及び「地産地消の日本人」の活動支援等を実施。	地域の小規模事業者が商工会・商工会議所と協力して進める、「小規模事業者新事業全国展開支援事業」において、平成19年度から22年度までの4年間で、986件の採択を実施。  「魅力ある日本のおみやげコンテスト」として継続的に毎年実施。おみやげを通して日本の魅力を海外に伝え、日本への来訪を促進するため、外国の方々から見た魅力的な日本のおみやげを選定している。	当該補助事業終了後2年後における事業化率は、98.6%（19年度採択事業が対象）であり、地域ブランドの振興や活性化に寄与してきている。  定量的なデータはないが、受賞者の声をヒアリングすると、売り上げ増に寄与している。毎年応募部門の見直しを行い、様々な切り口から魅力あるおみやげを発掘している。  平成20年度から、地域の地産地消の推進に資する「地産地消の日本人」を選定し、22年度までの3年間で131名を選定。	事業成果を更に高めるために、補助事業の複数年化を23年度より導入予定。  2011年のコンテスト（2月実施予定）は現在募集中。今後も当コンテストを通して、地域振興と外客誘致をあわせて推進する。  引き続き地産地消活動に必要な直売所等の施設整備への支援や人材育成への支援等を実施。
44	134	日本映画・映像の振興及び情報発信【再掲】	魅力ある日本映画・映像の創造を支援し、日本映画・映像の国内外への流通の促進、映画・映像人材の育成と普及等を図り、日本映画・映像の振興を総合的に進める。	日本映画を振興するため、製作支援、顕彰、情報発信、海外展開等の創造・交流・発信に係る事業、また実際の映画製作や現場体験等の若手映画作家等の育成に係る事業を継続的に実施している。	文化庁による施策のほか多くの要素はあるが、長く洋画を下回っていた邦画の公開本数と興収について、平成20年以降はどちらも上回る状況にある。また、近年多くの作品が海外映画祭等に出品され、評価もされている。	日本映画に関する現状を踏まえながら、自立的な創造サイクルの確立を目指し、総合的な施策を引き続き実施する。

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
45	135	皇室関連施設の魅力の発信	皇室関連施設について、その案内リーフレットの多言語化や説明表示を充実させるなどにより、我が国の皇室関連施設の観光資源としての魅力を発信する。	新任の外国の特命全権大使が信任状を天皇陛下に捧呈する儀式である信任状捧呈式は年に30回程度行われているが、その捧呈式に臨む新任大使の送迎を行う馬車列の運行予定について、宮内庁のホームページに日本語及び英語で、また、(独)国際観光振興機構(JNTO)のホームページに英語で掲載している。	特段の理由がない限り、事前広報が可能となった段階で馬車列の運行予定について、掲載を行っている。	今後も引き続き実施する。

(三) 観光旅行者の利便の増進

① 高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する観光旅行者が円滑に利用できる旅行関連施設及び公共施設の整備及びこれらの利便性の向上

45	136	公共施設等のバリアフリー化	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)に基づき、旅客施設・車両等、道路、都市公園、建築物等の一体的・総合的なバリアフリー化を推進する。 具体的には、高齢者、障害者等の利便を考慮し、旅客施設のバリアフリー化、バリアフリー車両等の導入等の支援を行う。 道路では幅の広い歩道等の整備や歩道の段差解消・勾配の改善、電線類の地中化等の整備、視覚障害者誘導用ブロックやバリアフリー対応型信号機、道路標識等の交通安全施設等の整備等のほか、鉄道駅等の周辺の道路等のバリアフリー化を推進する。 都市公園においては、主要な園路の段差・勾配の改善、車いす利用者も利用可能な駐車場やトイレの設置等を推進する。 宿泊施設・文化施設を含む建築物については、引き続きバリアフリー化を推進する。 なお、河川においても、水辺にアプローチしやすいスロープ、手摺り、緩傾斜堤防の整備等のバリアフリー化を推進する。	平成19年度末から平成21年度末までの、旅客施設・車両等、道路、都市公園、建築物のバリアフリー化の進捗状況は以下のとおりとなっている。 旅客施設:67.5%→77.2% 鉄道車両:26.5%→45.7% バス車両:20.3%→25.8% 船舶:14.1%→18% 航空機:59.9%→70.2% 主要な生活関連道路:60%→78% 都市公園における園路及び広場:44%→46% 都市公園における駐車場:34%→38% 都市公園における便所:27%→31% 不特定多数が利用する建築物:44%→47%	バリアフリー新法に基づく基本方針において設定された目標の達成に向けて、公共交通機関、建築物、歩行空間等の一体的・総合的なバリアフリー化を推進してきたところ。既存施設のうち一部に整備困難なものが残されているなどの課題もあるが、平成22年までの目標をすでに達成しているものもあるなど、概ね着実にバリアフリー化が進んでいる。	これまでの取組により、施設等のバリアフリー化は目に見える進展をしているが、更なるバリアフリー化の展開への要請もあり、平成23年以降の新たな整備目標の設定をはじめ、引き続き、着実な取組を進めていく。
45	137	ユニバーサルデザインの考え方に基づく観光の促進	ユニバーサルデザインの考え方に基づく観光については、積極的に取り組んでいる地域もあるものの、移動制約者等の旅行の機会を拡大するためには、こうした取組を全国的に普及させていく必要があることから、ユニバーサルデザインに配慮した旅行商品・旅行システムの開発及び観光地のユニバーサルデザイン化を促進するための施策を推進する。平成19年度は、ユニバーサルデザインの考え方に基づく観光を定着させ柔軟に促進していくためのガイドラインを策定し、平成20年度はその普及・啓発を図る。	平成18年度から平成20年度の3か年にわたり、「ユニバーサルデザインの考え方に基づく観光促進事業」を実施し、送り手側である旅行者と受け手側である観光地の2つの側面からの観光のユニバーサルデザイン化を進めるための取組の手引き集を作成するとともに、その普及・啓発に向けたシンポジウムを開催し、ユニバーサルデザインの考え方に基づく観光の定着と促進を図った。	手引き集の作成とその普及啓発により、旅行者や観光地において、ユニバーサルデザインの考え方に基づく観光への理解が深まった。	引き続き、関係省庁や旅行業協会とも連携しながら、ユニバーサルデザインの考え方に基づく観光の促進に取り組んでいく。
46	138	地域公共交通の活性化・再生【再掲】	観光振興の観点から、地域に訪れた観光客の地域内の移動手段として良質な公共交通を確保することが極めて重要である。便利で利用しやすい公共交通は観光地の魅力増大に貢献し、車両や輸送サービス自体が観光資源となる場合もあることから、地域公共交通の活性化・再生を図る必要がある。 このため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律を積極的に活用し、地域の関係者が地域公共交通について総合的に検討し、当該地域にとって最適な公共交通のあり方について合意形成を図り、合意に基づき各主体が責任を持って推進する取組を総合的に支援していく。	平成19年10月には「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が施行され、平成20年度予算において、同法律を活用し、鉄道、コミュニティバス・乗合タクシー、旅客船等の多様な事業に創意工夫をもって取り組む協議会に対し、パッケージで一括支援する新たな支援制度「地域公共交通活性化・再生総合事業」が創設された。	「地域公共交通活性化・再生総合事業」の具体的措置として、地方バス・地域鉄道・離島航路・離島航空路の維持・活性化等に対して支援を行った結果、認定事業件数(調査事業及び計画事業の合計)は平成20年度が249件、平成21年度が373件、平成22年度が436件と年々増加しており、地域の創意工夫ある自主的な取り組みを推進していると言える。	地域公共交通活性化・再生総合事業は、本年6月の行政事業レビューにおいて「一旦廃止」と判定されたことも踏まえ、他の公共交通に係る支援事業とともに、抜本的に見直しを図っているところである。
46	139	バスの利便性向上	幅広い関係者の連携によるバス交通を中心としたまちづくりを行うオムニバスタウンについて、平成19年3月までに12都市を指定しており、今後も総合的な支援を実施する。また、バスロケーションシステムについては、平成18年3月現在4,901系統で導入されており、今後も普及促進を図るとともに、乗り継ぎ案内、運行情報が入手しやすくなるバス総合情報システムの高度化を進めること等により、バスの利便性の向上を図る。	平成19年6月以降、2都市を新たにオムニバスタウンに指定し、オムニバスタウン計画期間である平成24年度まで自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業により支援することとしている。また、バスロケーションシステムについては、平成21年3月末現在9,054系統に導入されている。	新たにオムニバスタウンに指定した2都市については、ICカードやノンステップバスの導入等、利便性向上に取り組んでいる。また、バスロケーションシステムが導入された系統数については、「観光立国基本計画」策定時の2倍近い数値となっており、バスの利便性の向上に効果があったものと評価できる。	オムニバスタウンやバスロケーションシステム等バスの利便性向上に資する取組を支援している自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業(バス関係)は、平成21年度事業仕分けにより事業廃止となったことを踏まえ、継続事業(オムニバスタウン整備事業)のみ平成24年度まで支援することとしている。今後、オムニバスタウン整備事業を除く他の事業については、他の公共交通に係る支援事業において措置が可能となるよう、抜本的に見直しを図っているところである。

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
46	140	道路交通の円滑化	道路ネットワークの整備やボトルネック解消などの交通容量拡大策に加えて、車利用者の交通行動の変更を促す交通需要マネジメント施策の実施や、カーナビゲーションに道路交通情報をリアルタイムに提供する道路交通情報通信システム(VICS)の情報提供エリアの拡大、情報内容・精度の改善・充実により、道路交通の円滑化を図ることで、観光旅行者の来訪の促進や利便性の向上を図る。	環状道路やバイパスの整備、交差点の立体化等の渋滞対策を、特に整備効果が高い箇所に対し、重点化して実施。合わせて道路の利用の仕方に工夫を求め、交通量の時間的平準化、輸送効率の向上を図る交通需要マネジメント施策を推進。交通流を分散し、道路交通の円滑化を図るため、車両より走行情報を収集し、高精度な道路交通情報の把握・提供を実現するとともに、道路上に設置された情報発信装置「ITSスポット」と車両に搭載された「ITSスポット対応カーナビ」により、ダイナミックルートガイダンス、安全運転支援、ETCの3つの基本サービスを平成23年度より実施予定。	効果的・効率的な道路整備や交通需要マネジメント施策を進めてきたところであるが、依然として都市、地方ともに深刻な交通渋滞が発生している。現在、全国1,600箇所のITSスポットを整備中であり、平成23年度の本格運用開始とともに、高精度な道路交通情報の把握・提供が行われ、道路交通の円滑化に寄与するものと考えられる。	都市、地方ともに深刻な交通渋滞により発生している社会的・経済的ロスを解消し、観光旅行者の来訪の促進や利便性の向上を図るため、交通容量の拡大策や公共交通機関の利用促進策に、平成23年度以降も引き続き取り組んでいく。快適・安全ドライブを実現するため、3つの基本サービスの実現及びサービス内容の評価・改善に、平成23年度以降も引き続き取り組んでいく。
46	141	運賃等の割引等	鉄道等各公共交通機関において、身体障害者手帳の交付を受けた身体障害者及び療育手帳の交付を受けた知的障害者に対し運賃割引を実施しているところであるが、平成18年10月より精神障害者保健福祉手帳についても本人確認が容易な様式となったことから、同手帳の交付を受けた精神障害者に対する運賃割引について、各公共交通機関の理解と協力を求めていく。国営公園及び国立の文化施設においては、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている利用者に対する入園料等の減免措置を行う。身体障害者等で歩行困難な者については、本人に対して駐車禁止除外指定車標章を交付し、駐車規制からの除外措置の対象となるよう措置する。	国土交通省としては、精神障害者等に対する運賃等の割引について、従来より、障害者の方々の要望を踏まえ、各事業者や各事業団体等の関係者に対して、理解と協力を求めてきたところ。各施設等においては、独自に入場料の割引を実施しており、割引料金等は施設によって異なると承知している。平成19年2月6日付けで各都道府県警察に対し、「駐車規制及び駐車許可制度の運用の見直しについて」(通達)を发出し、身体障害者等で歩行困難な者が使用中の車両については、駐車禁止除外指定車標章を交付し、当該標章が掲出されている場合には、駐車規制の除外措置の対象とするよう指示した。	障害者に対する運賃割引については、各事業者の自主的な判断に基づき、割引による減収を他の利用者の負担で賄う形で行われているところである。国土交通省としては、精神障害者等に対する運賃等割引について、障害者の方々の要望を踏まえ、各事業者や事業者団体等の関係者に対して理解と協力を求めてきたところ。平成21年12月末現在、身体障害者等で歩行困難な者について、本人に対して交付している駐車禁止除外指定車標章の枚数は446,118枚である。	国土交通省としては、今後も引き続き各事業者や各事業団体等の関係者に対し、理解と協力を求めて参りたい。各施設の減免措置については、引き続き各施設の設置者において行われると考えている。今後も引き続き、身体障害者等で歩行困難な者に対する駐車禁止除外指定車標章の適切な交付を実施していく。
47	142	公共交通事業者等による情報提供促進措置の促進【再掲】	公共交通機関については、「公共交通機関における外国語等による情報提供措置ガイドライン」等に基づいて空港、鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナルや車船内における案内表示を充実させる。外国人観光旅行者の利用の増加が見込まれる路線等については、外国人旅行者の利便を図るため外国語による案内表示等に関する計画策定が義務付けられたところである。平成18年度末には当該路線等において事業を営んでいる243の公共交通事業者等から提出があり、同計画に基づいて実施する、外国語表示可能な券売機の導入等の情報提供促進措置に対して支援を行う。また、鉄道駅のナンバリングの導入を促すとともに、バスターミナルについては外国語による案内表示を行うものの割合をバスターミナル全体で平成18年度末の20%から平成23年度末までに30%に増やすよう取組を促す。	平成22年10月現在、244事業者に対して、「情報提供促進実施計画」の作成、実施が義務付けられており、同計画に基づいた外国語等による「情報提供促進措置事業」が実施されているところである。バスターミナルにおける外国語による案内表示を行うものの割合は、平成22年度末で33.2%となっている。	平成22年10月現在、244事業者に対して、「情報提供促進実施計画」の作成、実施が義務付けられており、同計画に基づいた外国語等による「情報提供促進措置事業」が実施されているところである。バスターミナルについて、平成22年度末時点において、基本計画に規定されている「平成23年度末までに30%」は達成している。	今後も、公共交通事業者等による情報提供の促進を図っていく。バスターミナルについて、未整備の施設については小規模施設であることから、今後は目標値に限定されることなく取組を推進していく。
47	143	道路における案内表示の充実	観光地へ至る経路上の道路における案内表示については、通り名での案内方式の実施、ルート番号等を表示した案内標識の設置、多言語化やイラスト・写真の活用を進めて、外国人を始めとした地理に不案内な観光旅行者でも容易に読み取れるようにする。また、現地の道路事情に詳しくない者でも快適に走行できるよう、道路の幅やカーブの大きさなど、道路構造上の「走りやすさ」に関するデータのカーナビゲーションシステムへの取込みについて、官民共同で実用化に向けた検討を行う。	道路標識については、道路利用者の意見を踏まえつつ、道路管理者と公安委員会からなる協議会等の場において検討を行い、よりよい道路標識の設置を推進。なお、通り名での案内方式については、平成18年度から2カ年にわたり社会実験を実施し、結果を「『通り名で案内』社会実験を踏まえて(平成20年10月)」として取りまとめたほか、ルート番号等を表示した案内標識については、都道府県道以上が交差する交差点等において、順次設置。平成20年度まで民間企業と共同で「走りやすさマップのカーナビ等への活用に関する研究」を実施。引き続き、国総研と民間企業で構成する「道路の走りやすさマップ利用連絡会」において、カーナビの実用化に向けた課題の検討等を実施。	通り名で案内方式の実施やルート番号を表示した案内標識の設置を通じて、観光旅行者を含めた道路利用者によりわかりやすい道路案内が進んだものと考えられる。官民共同研究により、高齢者および運転に自信のない人は、道路の走りやすさマップ対応カーナビ等による安心感向上の効果大きいことなど、社会全体として、疲労軽減、走行快適性の向上、安心感向上の効果が期待できることが明らかとなった。	道路利用者の利便性の向上のため、より一層わかりやすい案内標識の設置等に、平成23年度以降も引き続き取り組んで行く。民間における開発の継続的フォローや実用化に向けた課題の検討に、平成23年度以降も引き続き取り組んでいく。

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
② 情報通信技術を活用した観光に関する情報の提供						
47	144	インターネットの活用	観光案内、PRIに活用される地図のほとんどが、国の機関や地方公共団体が作成した地図をベースにしたものであることから、当該ベースとなる地図情報をインターネットにより国が一元的に配信することにより、観光に関する様々な地理空間情報の受送信を支援する。 また、外国人の宿泊に適した宿泊施設に関する情報をインターネット上で提供するサイトの掲載情報の充実と運営の改善を図るなど、外国人旅行者の広範な情報ニーズへ対応するためにインターネットの活用を推進する。	JNTO(日本政府観光局)において、インターネット宿泊予約サイト、ホテルチェーン、宿泊関連団体等から宿泊施設情報の提供を受け、複数サイト間の情報を横断的に条件検索する宿泊施設横断検索システム「Japan Accommodation Search」を平成13年度から運用している。また、平成22年12月より、従来の英語版に加え、更なる多言語化(中国語繁体字、中国語简体字、韓国語)を実施するとともに、全国の主要観光地近傍に位置する宿泊施設の地図上へ表示機能を新たに付加するなど、諸機能をより充実させている。	地図表記の多言語化、交通機関乗換案内機能の提供、動画ライブラリーやフォトライブラリーの拡充等により、日本の観光情報を発信するJNTOウェブサイトのアクセス数が約1億870万ページビュー(平成21年度)を達成。	外国人旅行者の広範な情報ニーズに対応すべく、今後もインターネットを活用して、情報提供を図っていく。
48	145	文化遺産オンライン構想の推進	文化遺産情報の入口となるホームページの整備及び運用、全国の博物館・美術館等における文化遺産オンラインの調査研究等を実施する。	文化遺産情報の入口となるホームページ(ポータルサイト)の整備及び運用、全国の博物館・美術館等における収蔵品のデジタル・アーカイブ化に関する調査研究等を実施することにより、文化遺産に関する情報発信の充実と文化遺産の活用を促進している。	平成20年3月に正式版として公開し、平成22年12月末現在で、検索対象件数が約65,800点(うち画像付きが21,200点)、参加博物館・美術館等(リンク含む)が920機関に達した。	引き続き、文化遺産に関する情報発信の充実と文化遺産の活用を促進する。
48	146	ICカード・乗車船券の導入・共通化支援【再掲】	乗車距離に応じて運賃が変動するバス運賃の支払いや、複数の鉄道を乗り継ぐ際の切符購入等は、観光旅行者や不慣れな利用者にとって大変煩雑であることから、利用者の利便向上、移動の円滑化及び旅行費用の低減化を図るため、各交通機関間で相互利用可能な共通ICカードシステムや共通乗車船券の広域的な導入が効果的である。近年では、首都圏でSuica、PASMO、近畿圏でPiTaPaといった共通ICカードが導入され、ICカードの相互利用も進められているところであり、今後もこのような取組を促進していく。	自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業により、ICカードシステム導入を推進してきた。  平成13年のJR東日本「Suica」以降、鉄道系ICカードの導入が進み、共通化などのエリア拡大や平成19年3月の「PASMO」の導入を契機とした「Suica」との相互利用化などにより、利用者利便の向上に寄与している。	本事業等の実施によりICカードシステムの導入事業者数及びバス車両数は増加しており、当局が把握している直近3年度の統計では、平成18年度に53事業者・8264車両、平成19年度に106事業者・19506車両、平成20年度に147事業者・27285車両と導入が進んでいる。  平成21年には、土佐電気鉄道「ですか」、札幌市交通局「SAPICA」、JR九州「SUGOCA」、福岡市交通局「はやかけん」、広島高速交通「PASPY」、平成22年には富山地方鉄道「ecomyc」が導入されている。	ICカードシステム導入等バスの利便性向上に資する取組を支援している自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業(バス関係)は、平成21年度事業仕分けによりオムニバスタウン整備事業を除く他の事業は平成22年度をもって事業廃止となった。今後は他の公共交通に係る支援事業において措置が可能となるよう、抜本的に見直しを図っているところである。  引き続き事業者の取組みの把握に努め、必要に応じ事業者への助言を行う。
48	147	駐車場案内システムの整備	地方公共団体の作成する計画に基づき、都市中心部の道路の附属物として、駐車場の位置や満空状態等の情報をドライバーに提供するシステムを整備し、駐車待ち車両や駐車場を探す自動車等を排除して道路交通の円滑化を図るとともに、観光旅行者等の地理不案内な来街者の利便性向上を図る。	カーナビや携帯電話の進展・普及により、駐車場案内システムは廃止が、進んでいる。	—	—

(四) 観光旅行の安全の確保

① 国内外の観光地における事故、災害等の発生状況に関する情報の提供

48	148	気象情報の提供	台風や高潮の情報等、提供する気象情報を高度化させるとともにその充実を推進し、観光旅行者が必要に応じて安全かつ快適な旅行先と経路を選択できる環境を整えとともに、旅行先で自然災害に遭遇した場合の適時・的確な対応を支援する。ホームページによる気象情報、地震・津波情報等を充実させるとともに、外国語での情報提供の充実にも努める。台風情報について、平成19年度は進路予測の時刻を細かくしたところであるが、今後も引き続き台風進路の予測精度の向上等情報の高度化を推進する。	平成21年度から、3日先までだった台風進路予測を5日先まで延長した。また、高潮・高波予測の精度の維持向上に向けた技術開発と予測海域の拡大を行った。さらに、平成22年度には、英語ホームページでも市町村ごとの気象警報・注意報の発表状況を閲覧できるようにする等、気象庁の発表する情報の高度化にあわせて、その都度英語ホームページの充実を図った。	台風進路予測の5日先までの延長や、高潮・高波予測の精度の維持向上に向けた技術開発と予測海域の拡大等、気象情報の高度化と充実を着実に推進することができた。また、気象庁の発表する情報の高度化にあわせて、その都度外国語を含めたホームページによる情報提供の充実を図ることができた。	今後も引き続き台風進路の予測精度の向上等情報の高度化を推進する。また、高潮・高波予測の精度の維持向上に向けた技術開発と予測海域の拡大を継続して行う。さらに、引き続き、外国語ページを含めたホームページによる情報提供の充実を図っていく。
49	149	火山情報の提供	火山ハザードマップの作成・公表の支援や、噴火時の災害をできる限り軽減するための火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定、異常な土砂の動き等を監視・情報伝達するために必要な機器の設置等を推進する。また、火山の多くは観光資源である一方、災害をもたらすおそれがあることから、観光旅行者の安全確保等を図るため、観光と関わりの深い火山の活動の監視及び火山情報の提供等を充実する。平成19年度以降、わかりやすい火山情報への改善を行うため、避難、避難準備、登山規制及び立入規制等の具体的な防災行動に結びつく新しい区分(レベル)の導入を推進する。	平成19年度に、国及び都道府県の砂防部局が実施する火山噴火緊急減災対策の基本的な検討項目及び留意点を「火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン」として策定。  平成19年の気象業務法改正により、火山現象に関する警報・予報を開始するとともに、「噴火警戒レベル」を導入(平成22年12月1日現在26火山)した。また、24時間連続監視の対象とする火山を、平成21年度までの34火山から平成22年度末までに47火山まで拡充した。	平成22年12月までに、20火山で検討会等を設置し、火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定に向けて検討を実施。噴火時等に迅速かつ適切な緊急減災対策が実施できるよう目標達成に向け着実に検討が進められている。  火山現象の警報化により、情報が迅速・確実に伝達される仕組みを構築することができた。「噴火警戒レベル」の導入により、火山の活動状況により国民が取るべき防災対応を明確化することができた。また、24時間連続監視の対象火山の拡充により、火山の観測・監視体制を強化することができた。	引き続き、各火山で検討会等を設置し、火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定に向けて検討を実施し、必要な機器の設置等を推進する。  今後も関係機関の協力を得ながら、準備の整った火山から「噴火警戒レベル」の導入を推進する。また、火山との共存意識を更に啓発し、防災面での安全性を備えた観光の推進に協力する。さらに、火山の観測・監視体制を強化し解析技術を向上させることにより、噴火予測精度を高め、一層迅速・的確な噴火警報・情報の発表を目指す。

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
49	150	河川情報の提供	河川氾濫時の浸水想定区域等に係るハザードマップ作成を促進するとともに、市街地に標識を整備し、洪水時の円滑かつ迅速な避難を可能とする。また、インターネットや携帯電話によって雨量等の河川情報を提供する。	<p>【洪水ハザードマップに関して】 主要な河川による浸水が想定される区域内の約1500市町村を対象に、洪水ハザードマップの作成・公表を行っている。</p> <p>【市街地に標識整備(まるごとまちごとハザードマップ)】 全国統一の洪水標識を作成、JIS化を行っている。</p> <p>【インターネット・携帯電話による河川情報の提供】 水位・雨量、洪水予報、水防警報等の提供を目的として、「川の防災情報」(インターネット版、携帯版)において一般向けに即時の河川情報の提供を行っている。</p>	<p>【洪水ハザードマップに関して】 洪水ハザードマップ作成対象1,302市町村のうち、1,109市町村(約85%)で作成済み(H22.3末時点)</p> <p>【市街地に標識整備(まるごとまちごとハザードマップ)】 実施の手引きを取りまとめた後、石狩川(東神楽町)、信濃川(新潟市など)、江の川(三次市)など、平成21年度までに1級水系109水系の内29水系で実施。</p> <p>【インターネット・携帯電話による河川情報の提供】 平成21年9月末の台風時には、一日あたり約400万件程度のアクセスがあるなど、洪水時の警戒や避難等において役立てられている。</p>	<p>【洪水ハザードマップに関して】 洪水ハザードマップを未作成の市町村の作成を促進するとともに、必要に応じ改定等を行う。</p> <p>【市街地に標識整備(まるごとまちごとハザードマップ)】 引き続き、順次設置</p> <p>【インターネット・携帯電話による河川情報の提供】 今後も、多様な手段による河川情報の提供に引き続き取り組んでいく。</p>
49	151	避難体制の確立	観光旅行者に対し、災害危険箇所及び避難場所・避難路等について周知する必要があるため、地方公共団体に要請して、事前に避難路及び避難計画を定めるとともに、避難場所等の安全性についての点検、観光旅行者等への迅速かつ確実な情報伝達及び十分余裕をもった避難の勧告・指示等避難誘導体制全般の整備促進を図り、統一的な図記号等を利用した分かりやすい案内板等の設置を進める。	<p>平成20年度以降も引き続き、集中豪雨や台風襲来等の出水期を前に、地方公共団体に対して、河川増水時の行楽者への適切な対応等、人命の安全の確保を最重点とする風水害対策を行うよう助言している。</p> <p>津波避難に関する情報を分かりやすくするため、「津波注意」「津波避難場所」「津波避難ビル」の図記号をISO標準化(平成20年7月)し、地方公共団体に対して、当該図記号の使用、住民への周知を依頼した。なお、当該図記号は平成21年3月にはJIS化された。</p>	<p>避難誘導体制の整備に資する、各市町村における迅速かつ確実な情報伝達及び十分余裕をもった避難勧告等の発令のための具体的な発令基準の策定が進んできている。</p> <p>平成21年11月1日現在の策定率:水害46%(前年比+11.2ポイント)、土砂災害41.4%(+10.8ポイント)、高潮災害31.7%(+10.6ポイント)</p> <p>統一的な図記号等を利用した分かりやすい案内板等の設置のため、平成20年7月に津波に関する図記号を国際統一標準化し、地方公共団体に対し、これらの図記号の使用の依頼を実施した。</p>	<p>今後も被害の発生状況等を踏まえ、地方公共団体に対して、引き続き、要請、助言等を実施する予定である。</p>
49	152	道路の災害情報の提供	災害時における道路利用者の利便の向上及び安全で円滑な道路交通の確保を目指し、道路情報板のほか、携帯端末等による道路の災害情報の提供を推進する。	<p>直轄国道の新規供用路線等に新たに道路情報板を設置し、情報提供を実施するとともに、直轄国道の災害情報も含めた通行規制情報について、各地整において、HP及び携帯サイトでの提供を実施。</p>	<p>災害時における道路利用者の利便の向上及び安全で円滑な道路交通を確保するために必要な情報提供を実施した。</p>	<p>災害時における道路利用者の利便の向上及び安全で円滑な道路交通の確保するため、道路の災害情報等の提供に、平成23年度以降も引き続き取り組んで行く。</p>
50	153	外国人観光旅行者等の災害被害軽減	外国人観光旅行者が被災した場合は、最新で正確な情報をどのように伝達し、避難誘導を行うのが特に大きな課題となる。観光地における外国人観光旅行者等の安全確保方策を確立するため、災害時の実例や課題分析、対策の現状、取組事例等の調査検討等を行い、平成19年度に外国人を含む観光旅行者の災害対策ガイドラインを作成し、防災計画等への反映を図る。また、ICT等を活用した訪日外国人旅行者の安否を簡単かつ迅速に確認できるシステムの構築について検討を進める。	<p>平成19年度に実施予定であった「観光地における外国人観光客等の災害被害軽減に関する検討」であるが、平成19年(2007年)3月25日に発生した能登半島沖地震、7月16日に発生した新潟中越沖地震により業務繁忙となり、実施できなかった。</p> <p>また、平成20年度以降については予算要求を行っておらず、フォローアップ出来かねる。</p>	—	—
② 観光旅行における事故の発生防止						
50	154	公共交通機関の安全対策の推進	鉄道・自動車交通・海上交通・航空の各公共交通機関について、ハード面においては保安設備の整備、技術開発等の措置、ソフト面においては、ヒューマンエラー事故を防止するため、各公共交通事業者への運輸安全管理評価及び保安監査の実施等の措置を講じ、引き続き旅行者の安全な輸送の確保を図る。	<p>ハード面においては、保安設備の整備を促進するとともに、安全に資する技術の開発等を実施している。</p> <p>ソフト面においては、運輸事業者に対して運輸安全管理評価及び保安監査を実施するなどの措置を講じている。</p>	<p>鉄道運転事故について、交通安全基本計画における目標である乗客の死者数ゼロを、平成19年度以降継続している。</p> <p>事業用自動車による交通事故死者数について、平成17年の740人から平成21年の468人へと減少している。</p> <p>商船の海難船舶隻数について、平成18年度の518隻から平成21年度の475隻へと減少している。</p> <p>国内航空における航空事故発生件数について、平成15～19年の平均13.6件から平成17～21年の平均11.6件へと減少している。</p> <p>以上、鉄道・自動車・海事・航空の各モードにおいて、事故件数等減少しており、安全性の向上がなされている。</p>	<p>今後とも、旅行者の安全な輸送の確保を図るため、施策実施の手を緩めることなく、引き続き安全に関する諸施策を行う。</p>

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
50	155	道路交通の安全対策の推進	<p>行楽地を中心に必要に応じた交通規制、交通整理及び交通指導取締りの強化に努める。また、行楽期には、事前広報や臨時交通規制を実施するとともに、交通量の変動に対応した信号制御を行うほか、交通渋滞情報等の提供により迂回を促すなどして、行楽車両の適切な配分誘導に努める。</p> <p>高速自動車国道等においても、交通安全施設の整備等事故防止に向けた交通安全対策を推進するとともに、付加車線の整備等による渋滞対策、道路交通情報提供装置の整備等利用者サービスの向上を推進する。</p>	<p>例年、年末・年始、夏季行楽期及び旧盆期前に各都道府県警察に対し通達を发出し、交通渋滞予測に基づく事前広報の徹底、交通規制等による交通渋滞の解消、交通障害要因の除去、交通管制機能の強化及び高速道路における対策の強化を指示するなど、各種交通渋滞解消対策を推進している。</p> <p>また、交通の円滑化にも資する交通管制の高度化等のための交通安全施設等整備事業（平成22年度予算額：199.5億円）を着実に推進するとともに、更に効果的な交通円滑化対策を図るため、プローブ情報を活用した交通管制システムの高度化、ムーブメント信号制御方式やプロファイル信号制御方式による信号制御の高度化に関するモデル事業等を実施している。</p> <p>高速自動車国道において、高機能舗装の整備の推進など交通安全対策を推進するとともに、付加車線の整備など渋滞対策を実施。</p> <p>また、道路交通の円滑化を図るため、道路上に設置された情報発信装置「ITSスポット」と車両に搭載された「ITSスポット対応カーナビ」により、ダイナミックルートガイダンス、安全運転支援、ETCの3つの基本サービスを平成23年度より実施予定。</p>	<p>現在、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）に基づいて策定された、平成20年度から平成24年度を計画期間とする第二次社会資本整備重点計画（平成21年3月31日閣議決定）において、交通事故の抑止、交通の円滑化及び二酸化炭素排出の抑止に向けて推進すべき重点施策及び成果目標が掲げられているが、このうち、死傷事故の抑止に関しては、平成21年度末において約22,000件／年抑止（成果目標：平成24年までに約4万件／年抑止）されており、また、交通渋滞に係る通過時間の短縮に関しては、平成21年度末において約0.7億人時間／年短縮（成果目標：平成24年までに対策実施箇所において約2.2億人時間／年短縮）されているなど、成果目標の達成に向け、おおむね順調に成果を上げている。</p> <p>交通安全対策を実施したこと等により死傷事故率は減少傾向と考えられる。</p> <p>現在、全国1,600箇所のITSスポットを整備中であり、平成23年度の本格運用開始とともに、高精度な道路交通情報の把握・提供が行われ、道路交通の安全性向上に寄与するものと考えられる。</p>	<p>今後も引き続き、各都道府県警察に対し、行楽期における交通渋滞解消対策の推進を働き掛ける。</p> <p>また、「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）には、「観光立国・地域活性化戦略」としての「交通アクセスの改善」及び「科学・技術・情報通信立国戦略」としての「全国の主要道の交通渋滞の大幅減」が盛り込まれており、さらに、「新たな情報通信技術戦略」（平成22年5月11日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）にも、「高度道路交通システム（ITS）等を用いた全国主要道における交通渋滞の減少」が盛り込まれたことから、これらを踏まえつつ、第二次社会資本整備重点計画における成果目標の達成に向け、交通管制の高度化による交通流に応じた交通管理の最適化を図るとともに、安全・快適な交通環境実現のための施策及び交通安全施設等整備事業を推進していく。</p> <p>交通安全対策の推進及び利用者サービスの向上のため、交通安全施設の整備や渋滞対策に、平成23年度以降も引き続き取り組んでいく。</p> <p>快適・安全ドライブを実現するため、3つの基本サービスの実現及びサービス内容の評価・改善に、平成23年度以降も引き続き取り組んでいく。</p>
50	156	道路の防災対策	<p>自然災害に対して安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路の斜面対策や孤立を防ぐ生命線となるバイパスを整備するとともに、緊急輸送道路の橋梁の耐震補強等を推進する。さらに、雪崩予防柵の設置等の防雪事業や除雪事業等の雪寒対策により、安定した冬期の道路交通の確保を推進する。</p>	<p>防災点検等により確認された要対策箇所について防災対策を実施するとともに、緊急輸送道路の落橋・倒壊のおそれのある橋梁および損傷のおそれのある橋梁について耐震対策を実施。</p>	<p>自然災害に対して安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するために必要な対策が着実に推進されたと考えられる。</p>	<p>自然災害に対して安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路の防災対策に、平成23年度以降も引き続き取り組んでいく。</p>
51	157	海上交通の安全対策の推進	<p>小型船舶について、酒酔い操縦や危険操縦の禁止、免許者の自己操縦及びライフジャケットの着用等の小型船舶に係る遵守事項等について、周知・啓発活動及びパトロール活動を行い、航行の安全確保を推進する。</p> <p>マリネジヤの安全推進のため、自己救命策確保のための広報活動等を推進する。</p>	<p>小型船舶の安全確保に向けて、関係団体・機関との連携を強化し、小型船舶操縦者免許についての周知啓発・パトロール活動を全国で421回/年（平成19～21年度実績平均）行った他、平成22年度には海上保安庁と連名で、小型船舶所有者等に対して小型船舶の海難防止のため実施すべき内容等を周知するための文書を发出する等航行の安全確保を着実に推進している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己救命策確保3つの基本（ライフジャケットの常時着用、防水バック入り携帯電話等の適切な連絡手段の確保、緊急通報用電話番号118番の有効活用）を基本とする自己救命策確保キャンペーンの推進</li> <li>・ライフジャケット着用推進モデルマリナー等の拡充</li> <li>・水産庁と連携し、釣り愛好者へのライフジャケット着用率向上のため、釣り関係団体に対して安全指導・啓発活動の実施</li> <li>・警察、消防及び地方自治体等と連携し、事故発生時における連絡体制の強化及び救助体制の強化</li> </ul>	<p>関係団体・機関との連携を強化し、酒酔い操縦や危険操縦の禁止、免許者の自己操縦及びライフジャケットの着用等の小型船舶に係る遵守事項等については、周知啓発・パトロール活動を行う等航行の安全確保の着実な推進を図った。</p> <p>施策の推進により、自己救命策確保に関する周知等が図られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己救命策確保を推進する各種キャンペーン活動及びテレビ・ラジオなどの広報媒体を利用した周知・啓発活動を実施</li> <li>・活動によりライフジャケット着用推進モデルマリナー等の指定箇所増加（平成22年末現在、全国で692箇所指定。平成22年に新たに9箇所指定。）</li> <li>・マリナー、釣具店等関係団体に対して安全指導啓発活動を行い、ライフジャケット着用率の向上のための活動を実施</li> <li>・消防・民間救助組織等の関係団体との訓練等を通じ、連絡体制及び救助体制を強化</li> </ul>	<p>小型船舶について、引き続き関係団体・機関との連携を強化し、酒酔い操縦や危険操縦の禁止、免許者の自己操縦及びライフジャケットの着用等の小型船舶に係る遵守事項等について、周知啓発・パトロール活動を行い、航行の安全確保を着実に推進していく。</p> <p>今後も、以下の施策を実施していくことにより、マリネジヤの安全を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己救命策確保3つの基本（ライフジャケットの常時着用、防水バック入り携帯電話等の適切な連絡手段の確保、緊急通報用電話番号118番の有効活用）を基本とする自己救命策確保キャンペーンの推進</li> <li>・ライフジャケット着用推進モデルマリナー等の拡充</li> <li>・関係省庁と連携し、釣り愛好者へのライフジャケット着用率向上のため、釣り関係団体に対して安全指導・啓発活動の実施</li> <li>・警察、消防及び地方自治体等と連携し、事故発生時における連絡体制の強化及び救助体制の強化</li> </ul>
51	158	宿泊施設の防火安全対策の推進	<p>防火対象物定期点検報告制度及び自主点検報告表示制度について、防火セーフティマーク等の活用も含め、周知・徹底を行い、点検報告の実施を促進し、これらの制度の着実な定着を図るとともに、消防法令違反のあるものに対して違反是正の徹底を促進する。</p> <p>また、火災時の初動対応能力の向上、防火管理体制が手薄となる夜間の体制整備、高齢者等の災害時要援護者に対する火災安全対策等の推進を図り、実質的な防火安全体制の充実を促進する。</p> <p>さらに、旅館、ホテル等については、建築物防災週間等の機会をとらえて防災査察を実施し、既存不適格建築物について改善指導に努めるとともに、一定規模以上の旅館、ホテル等に対しては建築基準法に基づき定期的に維持保全の状況について調査報告を求め、必要な改善指導を行い、防火・避難上の安全の確保を図る。</p>	<p>防火対象物定期点検報告制度及び自主点検報告表示制度については、消防庁HP等で広く周知・徹底を行っている。また、宿泊施設に係る防火対象物定期点検報告対象9,406施設のうち、平成22年3月31日現在、64.7%に当たる6,090施設が報告を行っている。特に、管理開始から3年以上継続し、消防法令基準の遵守状況が優良なものとして認定された施設は3,132であり、全体の33%を占めている状況にある。</p> <p>年2回（8月30日～9月5日、3月1日～7日）の建築物防災週間において、地方公共団体等に対し、既存建築物の定期報告の徹底、防災査察の実施等を通じた。</p>	<p>宿泊施設に対する防火対象物定期点検報告制度に係る報告は6割を超えている状況にあるが、3割程度の対象施設については、報告がなされていない状況にあり、制度の周知・徹底と違反是正の推進を図る必要がある。</p> <p>建築物防災週間における取り組みを通じ、宿泊施設の防火安全対策の推進が図られたと考えられる。</p>	<p>防火対象物定期点検報告制度等については、当該制度の周知に向け粘り強い取組を継続する等により実効性の向上を図るとともに、関係部局と積極的に連携した効果的かつ効率的な査察体制を構築し、違反是正の推進を図る。</p> <p>平成23年度以降も、建築物防災週間等における取り組みを通じ、宿泊施設の防火安全対策の推進に向けて引き続き取り組んでいく。</p>

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
51	159	海外における事故・事件への対応と安全対策	海外で幅広い年齢層の日本人が安全に楽しく旅行できるよう、旅行者、ホームページ等を通じて、旅行先の治安、テロ、災害、感染症等の多様な危険に関する最新情報、日本人が巻き込まれやすい犯罪等の傾向と対策等を、旅行者に対してより分かりやすく効果的に提供できるよう努め、海外における危機及び安全対策に関する知識の増進を図る。また、旅行中においても、海外の危険情報を迅速に旅行者に対して伝達するための措置を講じる。 万一、日本人が海外でトラブルに巻き込まれた場合には、トラブルの種類と状況を的確に把握し、必要に応じた可能な支援を迅速かつ適切に行えるよう支援体制を強化する。また、海外で自然災害等が発生した場合の日本人の安否について、関係者が連携した迅速な確認のあり方について検討する。	旅行における安全確保は旅行者の旅行者に対する基本的な責務のひとつであるところ、旅行業協会を通じて、旅行者に対し、安全に関する情報提供の充実等の指導を行うとともに、立入検査による安全確保策の実施状況の確認等を行っている。また、海外旅行者に対しても、万一の場合に備えた旅行保険への加入についての啓発等を行っている。	これまでの取り組みを通じて、海外における事故・事件への対応と安全対策の充実・強化が図られている。	引き続き、関係省庁や旅行業協会とも連携しながら、海外における事故・事件への対応と安全対策に取り組んでいく。
52	160	テロ対策の推進	保安検査の実施等テロ対策に万全を期し、テロ事件による被害の発生を未然に防止することにより、人々の観光意欲が削がれることがないようにする。	内閣に設置されている「国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部」等において関係省庁が緊密に連携し、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」等に基づき、未然防止対策を始めとする各種テロ対策を推進した。	未然防止対策を始めとする各種テロ対策を推進する中、我が国において特段のテロ事件の発生はみられなかった。	今後とも「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」等に基づくテロ対策等を推進していく。

(五) 新たな観光旅行の分野の開拓

① ニューツーリズムの創出・流通

52	161	ニューツーリズム創出・流通の促進	旅行者ニーズが多様化し、とりわけ地域独自の魅力を生かした体験型・交流型観光へのニーズが高まっており、新たな旅行需要の創出による地域の活性化等のため、地域密着型のニューツーリズムの促進は極めて重要である。 しかしながら、その促進のためには顧客ニーズの把握や旅行商品化に向けたノウハウの蓄積が必要である。また、ニューツーリズム旅行商品は大量規格商品を中心とした現在の旅行市場では流通しにくく、地域発の旅行商品と旅行者を結ぶ仕組みの構築が必要である。 そのため、平成19年度より、実証事業によるニューツーリズムの創出に関するニーズの把握・ノウハウの蓄積と普及やニューツーリズム旅行商品を創出する地域と旅行会社とのマッチングのためのデータベースの構築や活動など、ニューツーリズムの創出と流通を促進するための施策を推進する。	エコ・ツーリズム、グリーン・ツーリズム、ヘルス・ツーリズム、産業観光等の新しい形態の旅行市場を活性化するため、平成19年度から平成21年度までの3か年にわたり、「ニューツーリズム創出・流通促進事業」を実施した。  平成22年度は、「モニターツアーの造成によるニューツーリズムの推進に関する調査事業」を実施。	「ニューツーリズム創出・流通促進事業」においては、平成19年度から21年度までの3か年にわたり、実証事業として143件を採択し、その取組みを支援する等、ニューツーリズム創出・流通の促進に一定程度寄与したものと考えている。	観光連携コンソーシアムのとりまとめを踏まえ、関係省庁との連携により様々なツーリズムの創出・流通を促進する。  各地域において取り組まれている地域の特色ある資源を活かした旅行商品について、種類、数及びマーケティング、商品造成、販売手法、商品改良等に渡るPDCAサイクルのあり方を調査し、品質向上策の検討を行う。
----	-----	------------------	---	---	--	--

② 各ニューツーリズムの推進

52	162	長期滞在型観光の推進	長期滞在型観光は、団塊世代の大量退職時代を迎え国内旅行需要拡大や地域の活性化の起爆剤として期待されるものであるとともに、旅行者にとっては地域とのより深い交流により豊かな生活を実現するものであることから、その推進は極めて重要である。 そのため、平成18年度は九州の5地域において、先行的にモデル事業を実施したところ、滞在中に生じる様々な問題への対応を支援する体制の整備等の課題が明らかになった。 平成19年度からは、平成18年度の結果を踏まえ、実証事業の実施などにより、長期滞在型観光に対するニーズ把握や継続的に事業活動を行えるようなビジネスモデルの構築を図りその普及を促進するとともに、ニューツーリズムの一つとして、その流通の促進に取り組み、長期滞在型観光を振興する。	エコ・ツーリズム、グリーン・ツーリズム、ヘルス・ツーリズム、産業観光等の新しい形態の旅行市場を活性化するため、平成19年度から平成21年度までの3か年にわたり、「ニューツーリズム創出・流通促進事業」を実施した。	「ニューツーリズム創出・流通促進事業」においては、平成19年度から21年度までの3か年にわたり、実証事業として143件を採択し、その取組みを支援する等、ニューツーリズム創出・流通の促進に一定程度寄与したものと考えている。	—
----	-----	------------	--	---	--	---



頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
53	163	エコツーリズムの推進	<p>エコツーリズムとは、自然環境や歴史文化を対象とし、それらを損なうことなく、それらを体験し学ぶ観光のあり方であり、地域の自然環境やそれと密接に関連する風俗慣習等の生活文化に係る資源を持続的に保全しつつ、新たな観光需要を掘り起こすことにより、地域の社会・経済の健全な発展に寄与し、ひいては環境と経済を持続的に両立させていくことにつながるものである。</p> <p>ホエールウォッチングなど野生生物を観察するツアーや植林や清掃など環境保全のために実際に貢献をするボランティアのツアーなどが、これに当たる。</p> <p>エコツーリズムの普及・定着を図るため、エコツーリズムを推進するセミナーや特に優れた事例の表彰を行い、さらに自然学校のインストラクターやエコツアーガイドといった人材を育成するとともに、各地域においてエコツーリズムに取り組む体制づくりを支援する。</p> <p>エコツーリズムについて理解を広め、また潜在需要を呼び起こすため、旅行に係る博覧会に出展するなど、エコツーリズムに係る普及啓発を行い、エコツアー等の総覧に相当するホームページのアクセス件数を平成22年までに平成18年度実績の5割増とすることを旨とする。</p>	<p>エコツーリズムの優れた取組を表彰するエコツーリズム大賞を毎年実施し、表彰式に併せて基調講演や取組事例を紹介するセミナーを開催した。また、自然学校のインストラクターやエコツアーガイド等を育成する人材育成事業では、平成19年度から平成21年度までの3年間で235名の方が研修を修了した。更に、毎年東京で開催されるJATA世界旅行博では、世界中の旅行関係者の出展が催され、多くの人が集まる中、エコツーリズムのブースを出展し、日本における先進的な取組について情報提供を行うなどエコツーリズムを推進するため、総合的な事業を実施した。また、平成20年にはエコツーリズム推進法が施行された。</p> <p>その結果、平成18年は831,208件であったエコツアー総覧のアクセス件数は、平成19年には871,229件と若干の増加にとどまったが、平成20年には、1,282,362件まで増加し、目標の5割増(1,250,000件)を上回った。しかし、平成21年には1,115,883件と減少した。</p> <p>平成20年のエコツーリズム推進法施行以降、関係省庁が連携してエコツーリズム推進全体構想の認定に向けた取組の支援等を進めている。また、埼玉県飯能市が、同法に基づき策定した「飯能市エコツーリズム推進全体構想」は、国の認定第一号となった。</p> <p>平成22年1月より、観光立国推進本部の下に設置された「観光連携コンソーシアム」において、関係省庁の連携による総合的な振興策の検討を行う。</p> <p>また、22年度補正予算の国内活性化緊急対策事業の一部において、エコツーリズムを盛り込んだモニターツアーの支援を実施予定。</p>	<p>エコツーリズムの普及啓発と平成20年にエコツーリズム推進法が施行されたことがあいまって平成20年の段階で5割増の目標が達成された。しかし、平成21年には、目標数値を下回っており、エコツーリズムの十分な普及・定着が図られたとまでは言えない。</p> <p>エコツーリズム推進法において認定された飯能市では、33団体が年間約80のエコツアーを実施。年間約3000名を集客する。年間約3000名を集客する。その他、具体的な数値は把握できていないものの、各地域にてエコツアーが推進されている。</p>	<p>今後、エコツーリズムに対する国民の理解を深めつつ、エコツーリズムの更なる普及・定着のため、地域の魅力を生かしたエコツーリズムに主体的に取り組む地域を支援するなど、効果的でない事業の実施について検討していく。</p> <p>エコツーリズム推進法に基づき、全体構想が認定された先進地域の活動についてホームページ等による発信を行う。観光地域づくりプラットフォームの形成による地域におけるエコツアーの市場流通を推進する。</p>
53	164	グリーン・ツーリズムの推進	<p>グリーン・ツーリズムとは、農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動であり、農作業体験や農産物加工体験、農林漁家民泊、さらには食育などがこれに当たる。</p> <p>グリーン・ツーリズムの提案・普及を図るため、良好な景観や歴史的風土に恵まれた農山漁村において、都市との交流の取組の中心となる人材の育成を支援するとともに、都市住民の農山漁村情報に接する機会の拡大、都市と農山漁村の出会いの場の設定や市民農園、交流拠点施設等の整備を推進する。</p>	<p>【ソフト事業】 ・グリーン・ツーリズムの普及拡大を図るため、良好な景観や歴史的風土に恵まれた農山漁村において、都道府県域を超えた多様な主体が参加するグリーン・ツーリズムを推進する取組等を支援するとともに、都市住民の農山漁村情報に接する機会の拡大、都市と農山漁村の出会いの場の設定を行う。</p> <p>【ハード事業】 ・市民農園、交流拠点施設等の整備については、平成19年度に創設された農山漁村活性化プロジェクト支援交付金により推進。</p> <p>グリーン・ツーリズムの普及・推進を図るため、農山漁村情報の発信や、年と農村交流等広域的な取組に対する支援及び地域資源を活用した交流拠点の整備を総合的に推進するとともに、観光関係者と農村地域の連携を推進することを目的とした「グリーン・ツーリズム推進連絡会議」を設置した。</p> <p>平成22年1月より、観光立国推進本部の下に設置された「観光連携コンソーシアム」において、関係省庁の連携による総合的な振興策の検討を行う。</p> <p>また、22年度補正予算の国内活性化緊急対策事業の一部において、グリーン・ツーリズムを盛り込んだモニターツアーの支援を実施予定。</p>	<p>【ソフト事業】 ・グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数については、平成21年度の目標の880万人に対し848万人に達するとともに、都市的領域における市民農園の区画数については、平成21年度の目標の15万区画に対し14万区画に達するなど、概ね達成。</p> <p>【ハード事業】 ・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金により、19年度以降、40地区において市民農園や交流拠点施設等を整備。</p> <p>具体的な数値目標が無いため、定量的な効果測定を行うことができないが、他省庁との連携が深まることによって、振興が高まったと言える。</p>	<p>小学校の農山漁村における宿泊体験活動や観光と連携した農村振興に資する都市部人材の活用など、食を始めとする豊かな地域資源を生かし、創意工夫に富んだ集落ぐるみの都市農村交流等を促進する取組を推進。</p> <p>農山漁村活性化プロジェクト支援交付金については、今後も引き続きグリーン・ツーリズムの推進に係る施設整備等の取組を支援。</p> <p>「グリーン・ツーリズム推進連絡会議」を活用し、観光関係者と農村地域が連携し、双方の優位性を生かした取組を推進する。また観光連携コンソーシアムのとりまとめを踏まえ、関係省庁との連携により、地域や民間主導の取組を推進するとともに、行政、観光関係団体、農業団体等が連携し、観光地域づくりプラットフォームの形成による地域におけるグリーン・ツーリズム商品の市場流通を推進する。</p>
54	165	文化観光の推進【再掲】	<p>文化観光とは、日本の歴史、伝統といった文化的な要素に対する知的欲求を満たすことを目的とする観光である。観光立国の実現のためには、観光による交流を単に一回限りの異文化、風習との出会いにとどめることなく、より深い相互理解につなげていくことが重要である。そのため、平成17年度、18年度に引き続き外国人留学生等の参加を得て、文化観光モデルツアー等を実施し、外国人に日本の歴史、伝統といった今に生きる文化的な要素を分かりやすく解説するための手法を検討・普及するとともに、日本文化理解の一助となる外国人等によるガイドブックの刊行等について情報提供等の支援を行う。</p>	<p>平成19年度まで、文化観光モデルツアーを実施。「文化観光懇談会」は平成19年度をもって終了し、一定の結論を提示。</p>	<p>具体的旅行商品造成の場面で文化観光懇談会の知見を実際に役立てる段階と位置付けている。</p>	<p>今後も地方への外客誘致及びリピーターの確保という観点から、文化観光を引き続き推進する必要がある。観光連携コンソーシアムのとりまとめを踏まえ、関係省庁との連携により、地域や民間主導の取組を推進する。</p>
54	166	産業観光の推進【再掲】	<p>産業観光とは、歴史的・文化的価値のある工場等やその遺構、機械器具、最先端の技術を備えた工場等を対象とした観光で、学びや体験を伴うものである。産業や技術の歴史を伝承することや現場の技術に触れることは、当該産業等を生んだ文化を学ぶことであり、将来的な産業発展のためにも重要な要素である。</p> <p>このため、地域における産業観光資源を巡るツアーの造成や遺構の優れた価値の普及等の取組のほか、全国レベルでも産業観光推進懇談会や全国産業観光推進協議会において、これらの取組を推進する活動が行われている。今後、特色ある地域の産業や工場、商店街、異業種等の幅広い事業者の連携など、個別の事業者では対応が困難な立ち上がり期における共通基盤づくりを支援するなどにより、こうした動きを一段と加速する。</p>	<p>行政、観光関係団体、商工団体等が連携し、観光地域づくりプラットフォームの形成による地域における産業観光ツアー等の市場流通を推進。平成22年1月より、観光立国推進本部の下に設置された「観光連携コンソーシアム」において、関係省庁の連携による総合的な振興策の検討を行う。その他産業観光フォーラムなどへの後援を行う。</p> <p>また、22年度補正予算の国内活性化緊急対策事業の一部において、産業観光を盛り込んだモニターツアーの支援を実施予定。</p> <p>平成19～22年度において、特色ある地域の産業やものづくり、中心市街地等の幅広い事業者の連携など、観光・集客サービス分野において、個別の中小事業者では対応が困難な立ち上がり期における共通基盤づくりを支援する「広域・総合観光集客サービス支援事業」(22年度より「地域集客・交流産業活性化支援事業」)を行った。19年度は13件、20年度は5件、21年度は5件、22年度は5件の事業を採択した。</p>	<p>具体的な数値目標が無いため、定量的な効果測定を行うことができないが、他省庁との連携が深まることによって、振興が高まったと言える。</p> <p>地域の特色ある産業、中心市街地等が業種横断的に連携し、集客・交流を推進するために必要なプログラムの整備、実施のための基盤整備・人材育成、情報発信、地域の集客力向上、生産性向上に資する運営改善の取組、海外需要獲得に向けた取組等、地域の新たな集客・交流産業の創出、高付加価値化、国際化等の取組を支援した。</p>	<p>観光連携コンソーシアムのとりまとめを踏まえ、関係省庁との連携により、地域や民間主導の取組を推進するとともに、観光地域づくりプラットフォームの形成による地域における産業観光ツアー等の市場流通を推進する。</p> <p>今後も継続して地域の特色ある産業やものづくり、中心市街地等の幅広い関係者の参画を得て、独自の差別化戦略を構築し、広域的かつ総合的に行われる取組を支援する。また、本支援事業で実施された取組の先進事例を分析し、観光・集客向上方針を取りまとめる。</p>

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
54	167	ヘルスツーリズムの推進	ヘルスツーリズムとは、自然豊かな地域を訪れ、そこにある自然、温泉や身体に優しい料理を味わい、心身ともに癒され、健康を回復・増進・保持する新しい観光形態であり、医療に近いものからレジャーに近いものまで様々なものが含まれる。 旅行の健康への効果・影響の医学的かつ実証的な解明を進めるとともに、それらを含めた旅行中の感染症等への医学的対応等について、一般旅行者や旅行業者の知識を向上させる。	観光連携コンソーシアムにおいて、ヘルスツーリズムについて検討を実施。	具体的な数値目標が無いため、定量的な効果測定を行うことができないが、観光連携コンソーシアムにおいて他省庁との連携が深まったことによって、振興に対する機運が高まったと言える。	観光連携コンソーシアムのとりまとめを踏まえ、関係省庁との連携により、地域や民間主導の取組を推進するとともに、健康づくり観光(ヘルスツーリズム)の裾野拡大、長期滞在化等を目指す。
55	168	その他のニューツーリズムの推進	ニューツーリズムの種類は、フラワーツーリズムやフィルムツーリズム等もあり、以上のものに限定されるものではないとの認識のもと、地域の特性を生かした参加型・体験型・学習型等その他の「ニューツーリズム」の創出・流通を促進していく。	観光連携コンソーシアムにおいて、様々な新しいツーリズムについて検討を実施。  エコ・ツーリズム、グリーン・ツーリズム、ヘルス・ツーリズム、産業観光等の新しい形態の旅行市場を活性化するため、平成19年度から平成21年度までの3か年にわたり、「ニューツーリズム創出・流通促進事業」を実施した。  平成19年度～平成21年度まで実施した「花きを暮らしに取り込む活動等推進事業」の一環として、花と緑を用いて美しい、潤いのある生活環境の創出を行う「花のまちづくり運動」を推進。	具体的な数値目標が無いため、定量的な効果測定を行うことができないが、他省庁との連携が深まることによって、振興が高まったと言える。  「ニューツーリズム創出・流通促進事業」においては、平成19年度から21年度までの3か年にわたり、実証事業として143件を採択し、その取組みを支援する等、ニューツーリズム創出・流通の促進に一定程度寄与したものと考えている。  花と緑を用いたまちづくりに取り組む団体等を募集、顕彰する「花のまちづくりコンクール」への応募は例年多数あり、その取組は普及しつつあると考えられる。(平成19年度1,294件、同20年度1,458件、同21年度1,251件、同22年度1,368件)	観光連携コンソーシアムのとりまとめを踏まえ、関係省庁との連携により様々なツーリズムの創出・流通を促進する。  「花きを暮らしに取り込む活動等推進事業」は平成21年度をもって終了し予算措置は行っていないが、「花のまちづくり運動」は民間団体が主体となり継続して取り組まれている。
55	169	船旅の魅力向上の推進	フェリー、離島航路等による「普段着の船旅」の魅力向上に向け、国、関係業界が一致協力して、船の認知度向上のための戦略的な情報発信や利用者ニーズにあった旅客商品の開発・販売などを促進する。	「体験航海(ファムトリップ)」を実施し、旅行業界等関係方面に向け、国内旅客航路のPR活動を行った。	ファムトリップでは、旅行業界、旅客船業界等と意見交換会やアンケート等を実施し、国内旅客航路を含めた観光資源の活用策等について議論された(平成19年度より計4回開催)。	国内旅客航路の形態は多種多様であることから、今後もファムトリップ等を通じ様々な形態をPRし、観光資源の活用、航路の活性化等に繋げていく。
55	170	都市と農山漁村の共生・対流の推進	関係府省が一体となって施策を推進するとともに、共生・対流を推進する民間主体の組織の活動に対する支援等を通じて、都市と農山漁村の多様な主体と協調・連携した国民的な運動を推進する。 また、農山漁村民宿について規制緩和を進めてきたところであり、これを活用して農作業体験や食育教育などに係る新たなメニューやサービスを開発していく。 さらに、都市と農山の多様な主体が参加して行う共生・対流への支援や、都道府県域を超えた広域的な連携の取組を実現するために必要な施設の整備、農山漁村地域において居住者及び滞在者の増加といった観点も踏まえた施設の整備等を総合的に推進する。	都道府県域を超えた多様な主体間の連携による、都市と農山漁村の共生・対流に係る先導的な取組や必要な施設の整備等を総合的に支援。また、総務省、文部科学省と連携し、小学校の農山漁村における宿泊体験活動を推進。さらに、農村地域の活性化を担う人材の確保・育成を安定的に支える仕組みの構築に向け、都市と農村地域をつなぎ農村地域における都市部人材を活用する取組を支援。 都市と農山漁村との間で「人・もの・情報」が循環する都市と農山漁村の共生・対流を推進するため情報発信活動等の取組を支援。 農山漁村地域における居住者及び滞在者の増加といった観点を踏まえた施設の整備等については、平成19年度に創設された農山漁村活性化プロジェクト支援交付金により推進。	グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数については、平成21年度の目標の880万人に対し848万人に達するとともに、都市的領域における市民農園の区画数については、平成21年度の目標の15万区画に対し14万区画に達するなど、概ね達成。 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金については、19年度以降、190地区において地域間交流の促進のための施設を整備。	小学校の農山漁村における宿泊体験活動や観光と連携した農村振興に資する都市部人材の活用など、食を始めとする豊かな地域資源を生かし、創意工夫に富んだ集落ぐるみの都市農村交流等を促進する取組を推進。 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金については、今後も引き続き都市と農山漁村の共生・対流の推進に係る施設整備等の取組を支援。

(六) 観光地における環境及び良好な景観の保全

① 観光地における環境の保全

55	171	エコツーリズムの推進【再掲】	自然環境の保全を確保しつつ、自然や文化を生かした観光と地域振興を両立させ、来訪者の環境教育にも役立つエコツーリズムのより一層の普及・定着を図るため、旅行関係博覧会への出展等エコツーリズムに関する普及啓発、エコツーリズムマニュアルの改訂等エコツーリズムに関するノウハウ確立、エコツアーガイドなど人材の育成等について総合的に実施し、エコツアー等の総覧に相当するホームページのアクセス件数を平成22年までに平成18年度実績の5割増とすることを旨とする。	エコツーリズムの優れた取組を表彰するエコツーリズム大賞を毎年実施し、表彰式に併せて基調講演や取組事例を紹介するセミナーを開催した。また、自然学校のインストラクターやエコツアーガイド等を育成する人材育成事業では、平成19年度から平成21年度までの3年間で235名の方が研修を修了した。更に、毎年東京で開催されるJATA世界旅行博では、世界中の旅行関係者の出展が催され、多くの人が集まる中、エコツーリズムのブースを出展し、日本における先進的な取組について情報提供を行うなどエコツーリズムを推進するため、総合的な事業を実施した。また、平成20年にはエコツーリズム推進法が施行された。 その結果、平成18年は831,208件であったエコツアー総覧のアクセス件数は、平成19年には871,229件と若干の増加にとどまったが、平成20年には、1,282,362件まで増加し、目標の5割増(1,250,000件)を上回った。しかし、平成21年には1,115,883件と減少した。  平成20年のエコツーリズム推進法施行以降、関係省庁が連携してエコツーリズム推進全体構想の認定に向けた取組の支援等を進めている。また、埼玉県飯能市が、同法に基づき策定した「飯能市エコツーリズム推進全体構想」は、国の認定第一号となった。 平成22年1月より、観光立国推進本部の下に設置された「観光連携コンソーシアム」において、関係省庁の連携による総合的な振興策の検討を行う。 また、22年度補正予算の国内活性化緊急対策事業の一部において、エコツーリズムを盛り込んだモニターツアーの支援を実施予定。	エコツーリズムの普及啓発と平成20年にエコツーリズム推進法が施行されたことがあいまって平成20年の段階で5割増の目標が達成された。しかし、平成21年には、目標数値を下回っており、エコツーリズムの十分な普及・定着が図られたとまでは言えない。  エコツーリズム推進法において認定された飯能市では、33団体が年間約80のエコツアーを実施。年間約3000名を集客する。年間約3000名を集客する。その他、具体的な数値は把握できていないものの、各地域にてエコツアーが推進されている。	今後、エコツーリズムに対する国民の理解を深めつつ、エコツーリズムの更なる普及・定着のため、地域の魅力を生かしたエコツーリズムに主体的に取り組む地域を支援するなど、効果的な事業の実施について検討していく。  エコツーリズム推進法に基づき、全体構想が認定された先進地域の活動についてホームページ等による発信を行う。 観光地域づくりプラットフォームの形成による地域におけるエコツアーの市場流通を推進する。
----	-----	----------------	---	---	--	--

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
56	172	循環型社会の形成の推進	市町村の自主性と創意工夫を活かしながら、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進することにより、循環型社会の形成を図る。	一般廃棄物の処理は市町村の責務であることから、市町村の地域性と自主性を尊重しつつ、広域的かつ総合的に廃棄物処理施設を整備し、循環型社会の形成を図ることを目的として「循環型社会形成推進交付金」を平成17年に創設し、市町村における廃棄物処理施設整備事業を支援している。市町村は循環型社会形成推進地域計画を策定し、計画に基づき循環型社会形成に資する施設整備を推進している。これまでに402地域(901市町村)(平成23年1月31日現在)で循環型社会形成推進地域計画が策定済み。	市町村が策定した循環型社会形成推進地域計画に基づき、廃棄物処理・リサイクル施設の整備が着実に進められている。なお、平成20年度のリサイクル率は20.3%と横ばいとなっているほか、ごみ総排出量は4,811万トン(前年度5,082万トン)であり、ごみの減量化が進んでいる。	平成20～24年度までを計画期間とする廃棄物処理施設整備計画(平成20年3月閣議決定)では、施設整備の重点事項として新たに、地球温暖化対策との連携、廃棄物系バイオマスの利活用の推進、施設の長寿命化・延命化を掲げており、これを踏まえ、引き続き、市町村における廃棄物処理施設整備事業を支援する。
57	173	国立・国定公園の保護と利用の推進	国立・国定公園の保護及び適正な利用を図るため、公園の区域や計画の見直しを行うとともに、自然公園法に基づき、良好な風致及び景観が損なわれないように必要な保護規制を行う。また、国、地方公共団体、NPO、地元住民及び民間企業等の広範な関係者の協力体制による自然公園の保全管理を推進するとともに、我が国の優れた自然景観を生かした自然とのふれあいの推進を図るため、環境にやさしく、安全、快適な散策路、休憩所・広場、駐車場、公衆便所等の整備を進める。その際、外国人に向けたインフォメーション機能の強化を図るため、外国語表記の誘導標識・案内標識の整備なども行う。さらに、自然公園指導員やパークボランティアによる利用者への指導や自然解説への取組を推進するとともに、国立公園の見所、利用案内等を掲載したホームページや、国立公園や美しい自然を紹介したパンフレットの充実を図るとともに、外国語版を作成することや国直轄のビジターセンターの展示全てを多言語表示対応とするなど国内外に向けた情報発信を推進する。	国立・国定公園の区域・計画の見直しについて、28ヶ所の公園・地域について実施した。その結果、36332haが新たな公園区域として指定されるとともに、4314haについて保護のための規制を強化した。また、平成19年度～21年度の3か年で「広範な関係者の参画による国立公園の管理運営のあり方検討調査」を実施し、全国8地域で参加型管理運営体制構築に関するモデル事業を行った。平成22年度からは「協働型管理運営推進事業」を開始し国立公園の協働型管理運営の推進について検討を行っている。自然公園法に基づく公園管理団体には、平成19年度以降、3法人が指定を受け、国立公園内での指定は、計5法人、活動対象地域は23地域となった。このほか、国立公園の登山道や利用拠点施設の整備にあたっては、ユニバーサルデザイン化や案内標識等の多言語化に努めた。また、国定公園等において都道府県が整備する誘導標識や案内標識等の多言語化にあたっては、自然環境整備交付金により支援している。さらに、我が国の国立公園の見所、利用案内等を掲載したホームページを随時更新するとともに、国立公園を紹介する英語・中国語(簡体字・繁体字)・韓国語のパンフレットを作成し、国内外で広く配布した。国直轄ビジターセンターにおける情報提供の多言語化については、これまでに39施設のうち28施設で対応している。	国立・国定公園の保護及び適正な利用を図るための区域・計画の見直しを適切に実施することができた。特に、平成19年には大規模な公園区域の拡張を伴う尾瀬国立公園及び丹後天橋立大江山国定公園の指定、石垣島における大規模な公園区域の拡張が行われる等、大きな進捗が見られた。自然公園の保全管理については、全国の国立公園において、国と地域とが一体となった協働型管理運営体制の構築を着実に進めている。公園管理団体については、平成15年の制度創設以降、着実に指定法人数を増やしている。国立公園における誘導標識・案内標識の多言語化については、国直轄事業として整備しているところであり、国定公園については、自然環境整備交付金において進めているところであるが、未だ十分とはいえない。また、国立公園の見所、利用案内等を掲載したホームページを随時更新し、国立公園や美しい自然を紹介したパンフレットを4カ国語に翻訳するとともに、それらを各地の利用拠点において配布してきた。国直轄ビジターセンターにおける情報提供の多言語化は、既に全体の7割超で対応済みとなっている。	国立・国定公園の区域・計画の見直しについては、概ね5年おきに実施することとされていることから、今後も計画的に実施する。また、「協働型管理運営推進事業」により、引き続き全国の国立公園において協働型管理運営体制の構築を目指す。公園管理団体についても、「公園管理団体育成事業」の実施等により、引き続き指定促進を目指す。国立公園における案内標識等の多言語化については、ユニバーサルデザインと併せて今後も引き続き推進していくとともに、都道府県が整備した標識等の多言語化についても、同様に自然環境整備交付金等により支援していく。さらに、外国人観光旅行者向けに国立公園を紹介する外国語版パンフレットの配布やホームページ・DVDによる情報発信と併せて、地域ブロック別、国立公園別の外国語版パンフレットの作成・配布を一層推進する。国立公園等における既存の国直轄ビジターセンターの情報提供の多言語化は、引き続き施設更新の機会などを捉えて積極的に取り組む。
57	174	世界自然遺産地域の適正な保全管理	屋久島、白神山地、知床の各自然遺産地域の管理を実施するとともに、自然環境や利用状況に関する調査研究、普及啓発を実施する。また、知床においては、普及啓発や保全管理の活動拠点となる施設の整備を行う。また、新たな世界自然遺産の登録に向けた条件整備を関係機関と連携して進める。	屋久島及び白神山地において、科学的知見に基づく順応的な管理を実施するために科学委員会を設置した。また、知床においては普及啓発や保全管理の活動拠点となる知床世界遺産センターを整備した。小笠原諸島について、外来種対策や保護担保措置の充実など課題解決のための取組を進め、平成22年1月に推薦書を提出した。	既存の世界自然遺産地域については、知床において2箇所の保全管理拠点を整備するとともに、屋久島及び白神山地それぞれについて科学委員会を設置するなど、保全管理の充実を図ることができた。また新たに1件の自然遺産を推薦した。	既存の世界自然遺産地域については、科学的知見に基づき、地域関係者との合意形成を図りながら、引き続き保全管理の充実を図る。また、小笠原諸島について世界遺産一覧表に記載されるよう必要な対策を講ずる。さらに、新たな世界自然遺産の記載に向けた条件整備を関係機関と連携して進める。
57	175	沿岸域の環境改善	湾内に汚濁負荷が蓄積しやすく、赤潮や青潮が生じたり生息生物が減少するなど海域環境の悪化が問題となっている閉鎖性の高い海域(閉鎖性海域)において、下水処理施設の高度処理、合流式下水道改善、干潟・浅場等の整備を推進するなど、地方公共団体、地域の住民とも連携し総合的な水質改善施策を講ずる。	赤潮・青潮の発生を防ぐため窒素・リンの効率的な除去を行う下水処理施設の高度処理化、および雨天時のオイルボールの流出を抑制するための合流式下水道の改善を推進した。また、平成19年度から21年度までに、東京湾、伊勢湾、大阪湾(三大湾)において水質改善等を図るため、深掘跡の埋め戻しや覆砂等を31ha実施した。赤潮・青潮の発生を防ぐため窒素・リンの効率的な除去を行う下水処理施設の高度処理化、および雨天時のオイルボールの流出を抑制するための合流式下水道の改善を推進した。また、東京湾等において水質改善等を図るための覆砂や干潟・浅場の造成を行ったほか、浮遊ゴミの回収等を実施した。	下水道の高度処理が必要な地域での導入状況については、人口割合で平成19年度の25%から29%に上昇しており、また合流式下水道の改善が必要な地域での改善状況については、面積割合で平成19年度の25%から36%に上昇しているなど、陸域からの汚濁負荷削減に貢献している。東京湾等において水質改善を図るための覆砂や干潟・浅場の造成を行うとともに整備後のモニタリングを実施しており、閉鎖性海域の水質の水質改善に向けた取り組みを着実に実施している。また、効率的な浮遊ゴミ回収のために市民参加型のゴミ回収を行う等の取り組みを行っている。しかし、三大湾におけるCOD、窒素及び磷の環境基準の達成率は十分な状況になく、赤潮、貧酸素水塊といった富栄養化に伴う問題が依然として発生していることから、総合的な水質改善対策を一層推進する必要がある。東京湾等において水質改善を図るための覆砂や干潟・浅場の造成を行うとともに整備後のモニタリングを実施しており、閉鎖性海域の水質の水質改善に向けた取り組みを着実に実施している。また、効率的な漂着ゴミ回収のために市民参加型のゴミ回収を行う等の取り組みを行っている。	引き続き下水道の高度処理、合流式下水道の改善を推進するとともに、閉鎖性海域における総合的な水質改善策として、干潟・浅場の整備や深掘跡の埋め戻しを実施し、目標達成に向けて積極的に取り組むとともに、閉鎖性海域における総合的な水質改善策として、覆砂や干潟・浅場の整備を積極的に取り組むとともに、効率的な浮遊ゴミ回収を行うため、市民参加型のゴミ回収の取り組みをさらに推進する。引き続き、閉鎖性海域における総合的な水質改善策に取り組むとともに、効率的な漂着ゴミ回収を行うため、市民参加型のゴミ回収の取り組みをさらに推進する。
57	176	観光資源としての河川環境の保全・創出及び活用【再掲】	汚濁が著しい河川の底泥浚渫や浄化用水の導入による水質改善、多自然川づくりの推進等により良好な河川空間を保全・創出する。	これまで、全国66ヶ所で供用されているボートパーク等の簡易な係留・保管施設へのプレジャーボート等の小型船舶の収容を促進するとともに、ボートパークの整備を推進。また、公共水域の適正な利用促進を図るため、船舶等の放置等禁止区域の指定を促進し、全国205港湾で指定。	ボートパーク等の簡易な係留・保管施設へのプレジャーボートの小型船舶の収容を促進している。	引き続き、プレジャーボート等の収容の促進が図られるよう取り組む。

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
57	177	生活排水対策の推進	下水道について、水質保全上重要な水域等への重点化、処理区の統合による広域化や低コストで早期の整備を可能とする新たな整備手法を導入するなどして、早急かつ効率的に普及促進を図る。また、下水道、集落排水施設、浄化槽等の汚水処理施設の役割分担を定めた「都道府県構想」の見直しを通じて、地域の特性に応じた効率的な生活排水対策を推進する。	全国の汚水処理人口普及率は、平成21年度末には約86%に達し、生活排水対策の進捗が図られた。しかしながら、大都市と中小市町村で大きな格差があり、特に平成21年度末における人口5万人未満の市町村の汚水処理人口普及率は71.0%にとどまっておらず、今後とも生活排水対策の進捗を図る必要がある。 また、平成19年度に3省連名で通知を发出し、下水道、集落排水施設、浄化槽等の汚水処理施設の役割分担を定めた「都道府県構想」の見直しを地方公共団体に要請するとともに、平成22年度に設置した「今後の汚水処理のあり方に関する検討会」において、今後の望ましい汚水処理のあり方について検討を行っているなど、地域の特性に応じた効率的な生活排水対策を推進している。  下水道について、低コストで早期の整備を可能とする新たな整備手法を導入する「下水道クイックプロジェクト」を実施するなど、早急かつ効率的な普及促進を図った。また、平成19年度に3省連名で通知を发出し、下水道、集落排水施設、浄化槽等の汚水処理施設の役割分担を定めた「都道府県構想」の見直しを地方公共団体に要請するとともに、平成22年度に設置した「今後の汚水処理のあり方に関する検討会」において、今後の望ましい汚水処理のあり方について検討を行っているなど、地域の特性に応じた効率的な生活排水対策を推進している。	全国の汚水処理人口普及率が、平成18年度末の約82%（うち、下水道処理人口普及率は約71%）から平成21年度末には約86%（うち、下水道処理人口は約74%）に向上し、生活排水対策の進捗が図られた。  全国の汚水処理人口普及率が、平成18年度末の約82%（うち、下水道処理人口普及率は約71%）から平成21年度末には約86%（うち、下水道処理人口は約74%）に向上し、生活排水対策の進捗が図られた。	「今後の汚水処理のあり方に関する検討会」の検討内容等も踏まえ、平成23年度以降も引き続き効率的な生活排水対策を推進する。  「今後の汚水処理のあり方に関する検討会」の検討内容等も踏まえ、平成23年度以降も引き続き効率的な生活排水対策を推進する。
57	178	廃棄物の不法投棄を防ぐ監視体制の強化等	都道府県等では廃棄物の不法投棄防止のための監視体制を強化する目的で、専任職員の配置や警察職員の配置を行っているが、都道府県域を越えた事案についても早期に対応するため、情報共有・連絡調整を促進するとともに、不法投棄の早期発見・早期対応のため、都道府県等と不法投棄等に係る情報をリアルタイムで共有するために、オンラインのシステムの整備・活用を図る。また、迅速かつ厳格な行政処分を実施する。	不法投棄等事案の早期発見・早期対応を可能にするため、都道府県等と不法投棄等に係る情報をリアルタイムで共有するためのオンラインシステム「エコアラームネット」の整備・活用を図った。 また、都道府県等が迅速かつ厳格な行政処分を実施できるよう、適宜助言等を行ってきた。	不法投棄件数は平成19年度で382件、平成20年度で308件と、減少傾向にあり、都道府県等による早期発見・早期対応が図られ、また、迅速かつ厳格な行政処分が実施されているといえる。	今後も、不法投棄等の早期発見・早期対応のため、都道府県等と不法投棄等に係る情報共有・連絡調整を図っていく。 また、都道府県等が迅速かつ厳格な行政処分が実施されるよう、適宜助言等を行っていく。
57	179	低公害バス・トラックの普及促進による観光地の環境の保全	観光地で使用されるバスやトラックについては、CNGバス・トラック等の導入に対する支援を行うことにより、低公害車両の普及を促進させる。	低公害車普及促進対策補助金等により、自動車運送事業者の次世代自動車等の導入を支援。	本施策により、次世代自動車の導入が進んでいる。（国土交通省政策評価において、業績指標「26 クリーンエネルギー自動車の普及台数」を着実に達成しているところ。）	低公害バス・トラックの普及促進を着実に実施。

② 観光地における良好な景観の保全

57	180	景観法の活用促進、基本理念の普及啓発	景観行政団体による景観計画の策定等景観法に基づく良好な景観形成の推進を図るため、法制度の効果的な活用のあり方や先進事例に関する情報提供といった取組を行うとともに、法にある基本理念の普及や良好な景観形成に関する国民の意識向上を目的とした各種の啓発活動、多様な主体の参加を図るための景観に関する教育、専門家の育成といったソフト面での各種支援策について充実を図る。	先進事例を景観法アドバイザーブックとして整理する等、HPIにより情報提供を行った。また、景観まちづくり教育ツールを作成し、提供するとともに、平成23年度からの都市景観大賞に普及啓発部門を新設し、多様な主体による景観まちづくりの推進のための取組を行った。	情報提供や顕彰制度による支援が進められた。 平成22年12月1日時点で、景観法に基づく景観行政団体は472団体、景観計画策定団体は257団体と着実に増えてきている。	平成23年度以降も情報提供や顕彰制度による普及啓発活動の推進を行っていく。
58	181	観光地における屋外広告物に関する制度の充実	平成16年12月に施行された改正屋外広告物法により、屋外広告物の登録制度の導入、簡易除却制度の対象の拡充及び景観行政団体である市町村による屋外広告物条例の策定を可能としたところである。これらの制度を活用し、効果的な屋外広告物行政を推進するため、各地方公共団体による一斉パトロール等違反屋外広告物の是正対策を促進する。	平成22年度から、9月1日から10日を屋外広告物適正化旬間として設定し、地方公共団体や関係団体に協力依頼を行った。また、各種会議を通じて、地域における違反屋外広告物の是正対策に係る情報交換等を行った。	屋外広告物適正化旬間において、全国での違反広告物の是正などが実施された。また、各種会議での情報交換等により適正な屋外広告物行政の推進に寄与していると考えられる。	平成23年度以降も、屋外広告物適正化旬間において自治体間や関係団体の連携を強化することで、年間を通じた違反広告物の是正対策を推進していくとともに、各種会議を通じた意見交換により、効果的な屋外広告物行政の推進を図っていく。
58	182	歴史・文化・風土を生かしたまちづくり支援	歴史的環境整備地区を迂回する幹線道路の整備や地区内の観光交通と生活交通の分離等の道路の体系的整備、無電柱化の推進等、景観の保全とともに地域独自の歴史・文化・風土を生かしたまちづくりを進める。	平成20年度に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」を制定し、法律に基づき文部科学省・農林水産省・国土交通省により歴史的風致維持向上計画の認定を受けた市町村に対して歴史的環境形成総合支援事業等により支援した。 また、社会資本整備総合交付金の活用などにより、歴史・文化・風土を生かしたまちづくりを支援した。	平成22年12月1日時点で、歴史的風致維持向上計画の認定を受けた市町村は19市町となり、地域独自の歴史・文化・風土を生かしたまちづくりに関する各種事業が進められた。 また、社会資本整備総合交付金の活用などにより、各種事業が進められた。	平成23年度以降も引き続き文部科学省・農林水産省と連携して、歴史的風致維持向上計画の認定市町村を増やすとともに、各種事業に取り組んでいく。

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
(七)観光に関する統計の整備						
58	183	国民の観光に関する統計の整備	<p>平成15年度から実施している「旅行・観光消費動向調査」及び平成19年から実施している「宿泊旅行統計調査」について、調査対象の拡大や調査項目の追加など更なる充実のための検討を行い、平成22年から実施する。</p> <p>また、日帰り旅行者に関する統計等その他の観光旅行者に関する統計について、都道府県が行っている統計調査を踏まえつつ、地方公共団体が採用可能な共通基準を策定し、平成22年に共通基準での調査の実施を目指す。</p>	<p>行政・民間における観光に関する取組をPDCAサイクルに基づき早急かつ着実に実施するため、平成22年度に観光施策の基本インフラである観光統計に関する取組の拡充を行い、「旅行・観光消費動向調査」については、サンプル数を15,000から50,000へ拡充し(平成22年調査～)、「宿泊旅行統計調査」については、調査対象施設に従業者数10人未満の宿泊施設を調査対象として拡充(サンプル数は10,133から53,468へと増加)する(平成22年度調査～)とともに、対象施設の母集団名簿の整備を実施し、新しい宿泊形態に関する状況の把握、観光消費の地域単位の経済波及効果の分析等が可能となった。また、「旅行・観光消費動向調査」の調査結果について、平成22年度より四半期毎の早期公表を実施し、調査結果の活用を促進することとしている。</p> <p>平成21年度に、都道府県が実施する観光入込客統計について比較可能な要件を定めた「観光入込客統計に関する共通基準」を策定し、47都道府県のうち45都道府県が、平成22年度から共通基準による観光入込客統計を実施することが決定した。うち39都道府県が平成22年4～6月分調査から、6県が平成22年10～12月分調査以降から、共通基準による観光入込客数統計をそれぞれ開始することとしており、本年度開始予定だった39都道府県のうちの26県において、4～6月分の調査結果をとりまとめ、初めて公表した。</p>	<p>「旅行・観光消費動向調査」及び「宿泊旅行統計調査」について、サンプル数の拡大や調査結果の早期公表化を実施し、調査精度の向上及び更なる分析に資するものとなっている。</p> <p>「観光入込客統計に関する共通基準」の策定により、それまで各都道府県独自の手法により調査・集計されていた観光入込客統計についても、今後は、都道府県における観光統計の整備・活用促進とともに、データ間での整合性が確保され、同基準に基づく全国集計や他都道府県との比較が可能になることにより、各地域において観光振興に関する戦略や施策を立案する際の基礎として活用していくことが可能となる。</p>	<p>「旅行・観光消費動向調査」の結果について、四半期毎の速報値及び年1回の確定値を公表していく。</p> <p>「宿泊旅行統計調査」について、調査精度の向上を図るため、母集団名簿の整備を引き続き実施するとともに、調査対象施設(キャンプ場等)についての検討を行う。「観光入込客統計」については、自治体職員への説明等による習熟度の向上により調査精度の向上を図る一方、引き続き未導入地域への説明等を行う。また、調査結果のベストプラクティスの作成・共有により、調査結果の活用を促進する。</p>
58	184	訪日外国人旅行者に関する統計の充実	<p>独立行政法人国際観光振興機構が昭和50年度から実施している「訪日外客訪問地調査」について、「宿泊旅行統計調査」との整合性を考慮しつつ、平成20年度に調査項目等の見直しを行う。</p> <p>また、独立行政法人国際観光振興機構が平成17年度から実施している「訪日外客消費動向調査」について、日本銀行の「訪日・海外旅行における消費額等の調査」との整合性を考慮しつつ、平成20年度を目途に調査項目等の見直しを行う。</p>	<p>訪日外国人の消費実態等に関する統計調査として、独立行政法人国際観光振興機構が平成21年度まで実施していた調査を基に、平成22年度より「訪日外国人消費動向調査」を実施し、消費動向の把握、満足度等の意識調査を行った。また、公表の早期化に努め、四半期毎に結果を公表するとともに、追加分析を実施した。</p>	<p>「訪日外国人消費動向調査」の実施により、訪日外国人の旅行動向を的確に把握するとともに、同調査の実査や調査結果の早期公表により、調査精度の向上や調査結果の活用に資するものとなった。また、調査結果の追加分析を行うことにより、本調査の更なる活用を促進している。</p>	<p>「訪日外国人消費動向調査」について、引き続き、調査精度の向上、公表の早期化や結果活用に向けた取組を行う。また訪日外国人旅行者の旅行前支出について、国内に支払われる消費額(バックツアーの宿泊費や往復航空運賃等)をどのように年間値に反映させるのか、国際収支統計との整合性を考慮しつつ、検討を行う。また、現在JNTOが行っている訪日外客訪問地調査について、本調査の中で行うことも含め、どのような設問が適当であるかについて、検討を行う。</p>
59	185	TSAの導入	<p>観光がもたらす経済効果の国際間比較を正確に行うことができるよう、国際的に導入が進みつつある「TSA(Tourism Satellite Account)」について、現在、我が国は試作段階にあるが、平成22年の本格的な導入に向けた検討を行う。</p>	<p>TSAの導入について検討するため、TSAの試算を行うなど、検討のために必要な取組を実施し、平成22年度に、TSAを本格的に導入した場合の過去5年間(平成16年～平成20年)の旅行消費額を公表した。</p>	<p>TSAの導入について検討するため、TSAの試算を行うなど、検討のために必要な取組を実施し、平成22年度に、TSAを本格的に導入した場合の過去5年間(平成16年～平成20年)の旅行消費額を公表した。</p>	<p>TSA作成にあたり、「旅行・観光消費動向調査」の結果及び国民経済計算(SNA)のデータを用いた補正方法を導入することで、平成21年暦年分からTSAを公表していく。</p>

# 例

## 観光立国推進基本計画の施策実施主体一覧

頁	施策番号	項目	再掲の有無	区分	担当	施策内容	実施状況	評価 (注:可能な限り定量的効果に基づく評価を記載願います。)	今後の取り組みの方向性
<b>1. 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成</b> (一)国際競争力の高い魅力ある観光地の形成 ① 地方公共団体と観光事業者その他の関係者との連携による観光地の特性を生かした良質なサービスの提供の確保									
10	1	国際会議等の誘致・開催			参事官室(国際会議)	今後5年以内に、主要な国際会議の開催件数を5割以上伸ばし、アジアにおける最大の開催国になることを目標に、国を挙げて国際会議の誘致・開催の促進に取り組む。具体的には、平成17年(2005年)に168件であった国際会議の開催件数を、国、地方公共団体、学会、経済界等が一体となって国際会議の誘致・開催に取り組むことにより平成23年(2011年)に開催件数を252件以上とすることを旨とする。 また、我が国が「アジアと世界の架け橋」として役割を果たしていくため、国際会議のみならず、国際文化・スポーツイベント、国際展示会・見本市、インセンティブツアー等の誘致・開催にも積極的に取り組む。 このため国際会議等の誘致・開催推進のためのアクションプランを策定し、国を挙げた誘致・開催推進体制の整備、誘致活動や開催・受入に対する支援等を行う。	平成15年には280件とアジアにおいて首位であったが、平成18年には166件と減少した。しかし、平成19年には448件と大きく伸ばし、平成20年には575件とアジア2位(世界4位)であった。なお、平成19年に従来の国際会議の統計基準が緩和されているが、「観光立国推進基本計画」に定められた目標値における基準に照らすと、平成20年の国際会議開催件数は241件と推測。	5割増の目標達成は現実味を帯びてきているところであるが、もう一つの目標である「アジアにおける最大の開催国を目指す。」という点は、アジア最大の開催国であるシンガポールに追いついておらず未達成の状況にある。	今後、目標として掲げているアジアにおける最大の開催国になることを目指し、MICE開催・誘致のための支援、海外プロモーションを引き続き、確実に実施していくことにより、目標達成に向けて、積極的に取り組む。
44	132	産業観光の推進	再掲	1~9行 9~12行	観光資源課 経済産業省/観光資源課	産業観光とは、歴史的・文化的価値のある工場等やその遺構、機械器具、最先端の技術を備えた工場等を対象とした観光で、学びや体験を伴うものである。産業や技術の歴史を伝承することや現場の技術に触れることは、当該産業等を生んだ文化を学ぶことであり、将来的な産業発展のためにも重要な要素である。 このため、地域における産業観光資源を巡るツアーの造成や遺構の優れた価値の普及等の取組のほか、全国レベルでも産業観光推進懇談会や全国産業観光推進協議会において、これらの取組を推進する活動が行われている。今後、特色ある地域の産業や工場、商店街、異業種等の幅広い事業者の連携など、個別の事業者では対応が困難な立ち上がり期における共通基盤づくりを支援するなどにより、こうした動きを一段と加速する。	「実施状況」に関しては、 <b>観光立国推進基本計画(平成19年6月閣議決定)策定からの実施状況を記載願います。施策の記載に関する可否判断は、各府省庁、各局の判断に委ねます。</b>	「評価」に関しては、これまでの実施状況に対する評価をご記入願います。「実施内容」に数値的な目標があれば、 <b>可能な限り、定量的効果に基づく評価</b> をご記入願います。	「今後の取り組みの方向性」に関しては、これまでの評価を踏まえ、ご記入願います。 <b>事業の廃止や統合、目標値の変更等に関しては、当計画に今後も掲載するか否かという観点からご記入願います。</b>

再掲(一部再掲)となっている場合、前段で出てきております。「実施状況」、「評価」、「方向性」に関しては**前段に記載された項目と同様であっても、同様の内容を記載願います。**

区分に関しては、「実施内容」項目のそれぞれの文章がどこの「担当」かを表しております。**区分が分かれているものは、それぞれの視点から、「実施状況」、「評価」、「方向性」を記載願います。**  
 1つの項目で、2つ以上にまたがる場合、「/」で区分しております。上記と同様に、それぞれの視点から、「実施状況」、「評価」、「方向性」を記載願います。